

構成員提出資料

<発表資料>

穴澤構成員提出資料 P 1

尾崎構成員提出資料 P34

名嘉構成員提出資料 P44

中島構成員提出資料 P56

前嶋構成員提出資料 P85

松嶋構成員提出資料 P114

中間支援（後方支援）の 取り組みについて

特定非営利活動法人コミュニティワーク研究
実践センター

理事長 穴澤義晴



法人の活動と中間支援（後方支援）を始めるきっかけ

事業展開と中間支援（後方支援）のきっかけ

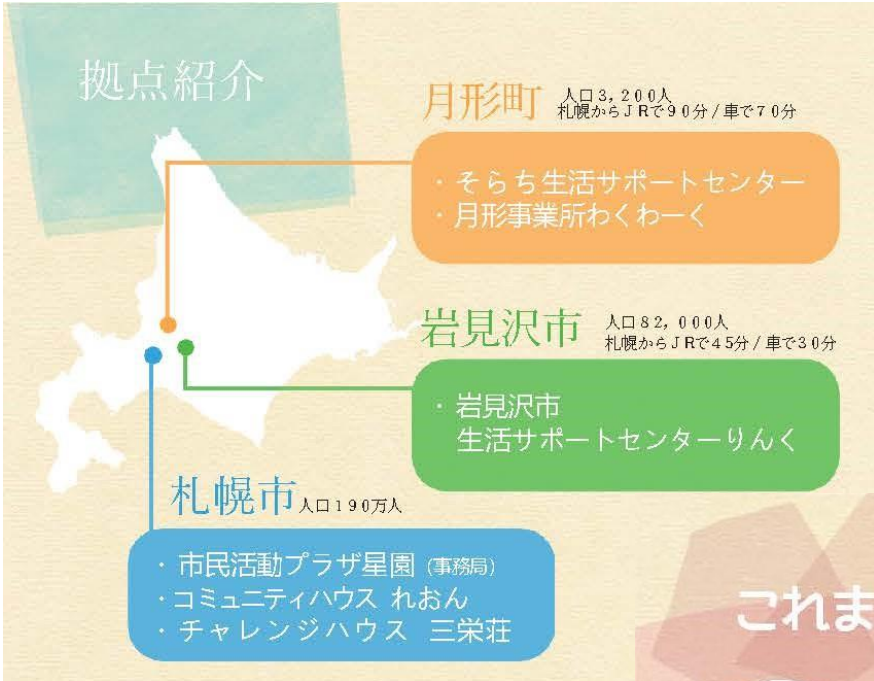
地域の困りごとは自分たちで拾い集め、解決方法は全国をつながりを手本に！助けてもらいながら実施。

全国をつながり

- ・北大研究チーム（若者支援 宮崎研究室）
- ・JYCフォーラム（若者・ひきこもり支援者共同実践交流会）

↓
絆事業→生活困窮支援事業受託

- ・ホームレス支援全国ネットワーク
- ・生活困窮支援全国ネットワーク



法人設立のきっかけ

札幌市における青少年育成（教育委員会）→若者の就労支援（労働部局）→NEET・ひきこもり支援を展開する中で、支援の隙間にいた若者たちに着目。

H22年当時

- * 住まいに課題を抱える若者
- * 中間就労を必要とする若者





～生活困窮者支援の孤立を防ぐ～ 続・後方支援プロジェクト

厚生労働省
生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業

続・後方支援プロジェクトができるまで

～道央圏 生活困窮者自立支援事業 担当者情報交換会～

生活困窮者自立支援制度が発足し、各自治体困窮担当者が右も左もわからない中、自分たちが行っていることが本当に正しいのか？他の自治体ではどんな取り組みを行っているのか？の共有テーマに道央圏を中心に情報交換会がスタート。

北海道庁にも周知協力を依頼し、北海道全域から参加。

次の自治体にバトンを渡す形でリレー方式にて続いてきた。各困窮者支援現場の担当者が困っている事や知りたい事などをテーマにシンポジウム＋懇親会を実施してきていたが、**コロナ禍でバトンが止まる。**

第1回【平成28年6月】 in江別

第2回【平成28年11月】 北海道主催
研修会後懇親会として実施

第3回【平成29年2月】 in小樽

第4回【平成29年9月】 in苫小牧

第5回【平成30年9月】 in岩見沢

第6回【令和元年】 in千歳

第7回【令和2年度】 in北広島 中止

READYFOR 「新型コロナウイルス感染症：拡大防止活動基金」

～生活困窮者支援現場の後方支援プロジェクト～

後志、石狩、空知エリアの「相談支援団体」における新型コロナウイルス感染拡大による影響、各団体のニーズを把握、支援物資の送付、フードバンクとの連携を、**感染拡大のなか事業に取り組む民間団体への後方支援として実施**した。

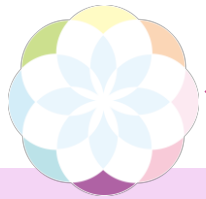
その結果、フードバンク利用者の孤立・情報難民状態・生活困窮者支援機関におけるコロナ禍での負担増などの課題が見えてきた。

◇マスク・アルコール等配布
合計3回：延べ314団体

◇事業者アンケート
(第1回)：110 団体
(第2回)：133 団体
(第3回)：124 団体

◇個人アンケート：469 名 (136 事業所に依頼)

◇その他感染症対策研修などを実施



～生活困窮者支援の孤立を防ぐ～続・後方支援プロジェクト

○ 北海道内で生活困窮者支援者の孤立を防ぐため生活困窮者支援機関の情報交換の場を作り【Ⅰ】、孤立する生活困窮者が支援情報に用意にアクセスできる仕組みを構築【Ⅱ】、後方支援メニューを試験提供し社会資源の不足を補う【Ⅲ】、生活困窮者支援機関の後方支援を行う中間支援事業。各事業から出てきた困りごとを集約し課題を整理。北海道内の生活困窮者支援ネットワークの構築を目指す。

ネットワークづくり・ニーズ把握・人材育成・政策提言

Ⅰ 情報交換会・シンポジウムの実施

行政機関も含めた生活困窮者支援機関同士の情報交換会を行い顔の見える関係性づくりを目指す。Ⅱ・Ⅲの事業の情報提供も行い、現場の困りごとやニーズをタイムリーに拾う場の構築
日常的な情報交換の場も検討していく

<参加対象>・全道・国行政・生活困窮者支援機関・社協等

社会資源の開拓・支援情報集約・アウトリーチ・コロナで孤立する相談者支援

Ⅱ 情報集約・情報提供体制の構築

「北海道支援情報ナビ」の開発(LINEBOT活用)



LINEの自動応答機能を使い、生活・仕事・家計・家族関係などの困りごとに対して、北海道内の支援団体、相談窓口の情報を自動的に案内するナビゲーションツールの開発・行政のオープンデータとも連携していく。

Ⅲ 後方支援メニューの試験実施・ノウハウ提供

- ① 「北海道NPOのデジタル化相談事業」
- ② 「SNS相談窓口の開設支援」
- ③ 「シェルター広域連携推進事業」
- ④ 「心のSOSカウンセリング事業」
- ⑤ 「オンライン就労準備支援事業」
- ⑥ 「地域ジョブコーチ育成プログラム」
- ⑦ 「フードバンク窓口連携支援事業」

・社会資源の開拓支援
・ノウハウ提供・人材育成
・アウトリーチ機能

ニーズ把握・ノウハウ提供・社会資源の開拓・支援機能の強化

コロナで孤立する相談者支援
・支援機能の強化

コロナで孤立する相談者支援
ノウハウ提供・社会資源の提供

ニーズ把握人材育成・ノウハウ提供

仕組み・社会資源・ノウハウの提供・支援機能の強化・アウトリーチ

Ⅳ 連携・後方支援の効果検証・実態調査

Ⅰ参加者へのヒアリング Ⅱの情報収集 Ⅲの効果検証

ネットワークづくり・政策提言

北海道生活困窮者ネットワークの在り方に関する検討委員会

課題：ネットワークづくりには時間がかかり単年度事業では出来ることに限界がある・国や都道府県等行政機関と連携しながら民間の立場から中間支援を行う事が重要・人材育成や情報交換の機会提供などの要望が多く集まっている。ニーズに対する支援者支援には予測困難なコストが掛かる。- 5-

I. 情報交換会・シンポジウムの実施

コロナ禍にて、支援機関同士の情報交換の機会も難しく、特例対応を行っている現場に余裕もない。行政機関も含めた支援機関同士の意見交換の場を提供、ネットワークを促進

○情報交換会の実施 **合計 述べ247名**(内は人数)

- 第1回 6月4日 27名 (14機関：団体9 (13)・自治体4(4)・厚労省(10))
- 第2回 7月15日 49名 (35機関：団体27(31)・自治体7(8)・厚労省(10))
- 第3回 10月15日 90名 (52機関：団体42(67)・自治体9(13)・厚労省(6))
- 第4回 12月17日 69名 (47機関：団体39(54)・自治体7(10)・厚労省(1))
- 第5回 2月24日 12名 (9機関：子どもの学習・生活支援機関のみ補完実施)

各情報交換会のレポートはこちらから⇒URL <https://onl.la/e7Fe3Mb>

○シンポジウムの実施 10月15日 (第3回情報交換会と同時開催)

シンポジウム動画はこちらから⇒ https://youtu.be/rzk8IFoAp_4

○最終報告会 2月18日

最終報告会動画はこちらから⇒ <https://www.youtube.com/watch?v=Jst1ptXY2RM&t=9813s>

I. 情報交換会・シンポジウム参加者からの意見

続 後方支援プロジェクト参加団体及び自治体にアンケートを実施。情報交換会や支援者支援・後方支援に何を期待するかなどを参加者アンケートを行った。

●情報交換会継続の希望（毎月～1～2回/年）

- 他地域の取り組みを知れる機会が助かる
- 任意事業や主任同士などテーマを設けた情報交換 ⇒第4回をテーマ別に
- シンポジウム後にそれぞれと連絡を取り合える仕組み ⇒オープンチャットへ
- 直接会って交流したい！

●支援者支援に期待する事

- 現場の困りごとを国（行政）に伝える【報告・提言機能】
- 支援者同士をつなげる役割
- 支援者が困ったときに相談できる場所
- 各地域の支援情報や取り組みをまとめ・把握・事例集
- 支援者スキルをバックアップする研修及び人材育成の機能

●支援メニューについて

- 現場に届く支援をバックアップする機能はありがたい！FBはなくなると困る。ここからのヒントがあった。

「北海道生活困窮者ネットワーク」のあり方に関する検討委員会

情報交換会や道内の後方支援を効果的に行うことを検討した結果、北海道内における生活困窮者支援の今後**20**年続くつながりづくりを目的とした「北海道生活困窮者ネットワーク」の構築に向けた、助言及び提言等を行うための委員会を設置した。【地域課題の把握・論点整理】

<部会> 事務局：佐渡洋子（NPO法人コミュニティワーク研究実践センター生活困窮者支援事業推進室）

部会を設置し各事業の運営フォローを実施

- ・情報交換会運営部会
- ・北海道支援情報ナビ部会

<活動>

- ・北海道生活困窮者支援ネットワーク会議
- ・日常的な情報交換の場の構築

※北海道生活困窮者ネットワークLINEオープンチャット

対象：生活困窮者支援機関（自立・任意事業）＋自治体担当（現時点）

利用方法

- 1) わからない事をお互いに相談しあい、困りごとの共有
- 2) 事務局が「回答」ではなく、お互いに答えあう相互フォロー
- 3) ケースの相談は個人情報特定されないように
- 4) 集まった情報はノートに保存



II.情報集約・情報提供体制の構築 「北海道支援情報ナビ」の開発(LINEBOT活用)



前回のプロジェクトにて、特例のコロナ対策制度や支援情報が生活困窮者に届いていない事が発覚。まずは簡単に情報を届けられる仕組みの構築が重要と考えLINEの自動応答機能を活用し、支援情報を検索できる仕組みを構築した。III-④フードバンクでも配布

「北海道支援情報ナビ」=支援情報検索ナビ(無人)です

○実施体制

CR-ASSIST四井、道困ネット・北海道支援情報ナビ部会

情報提供：コミュニティワーク岩見沢市生活サポートセンターりんく

アドバイザー：NPO法人POPOLO(静岡)市川氏 (Code for Japan)

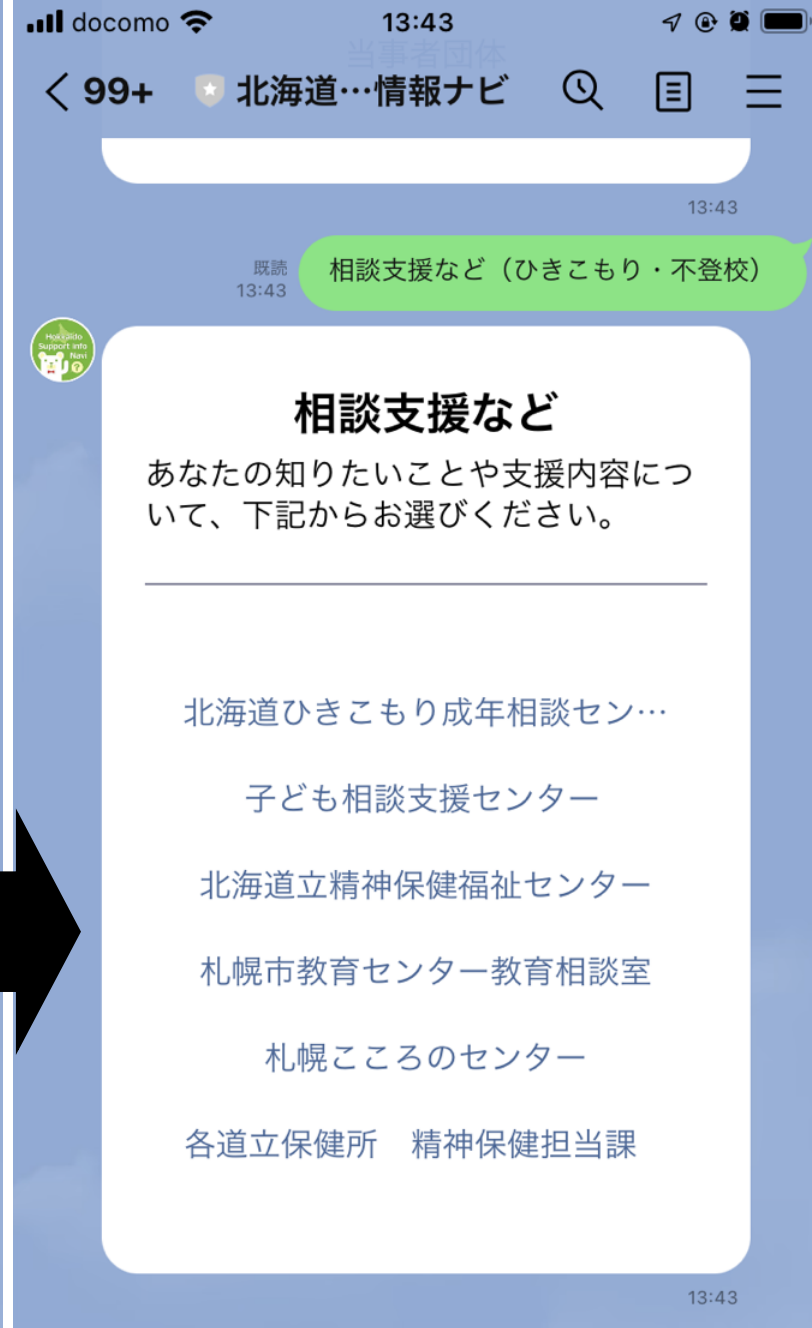
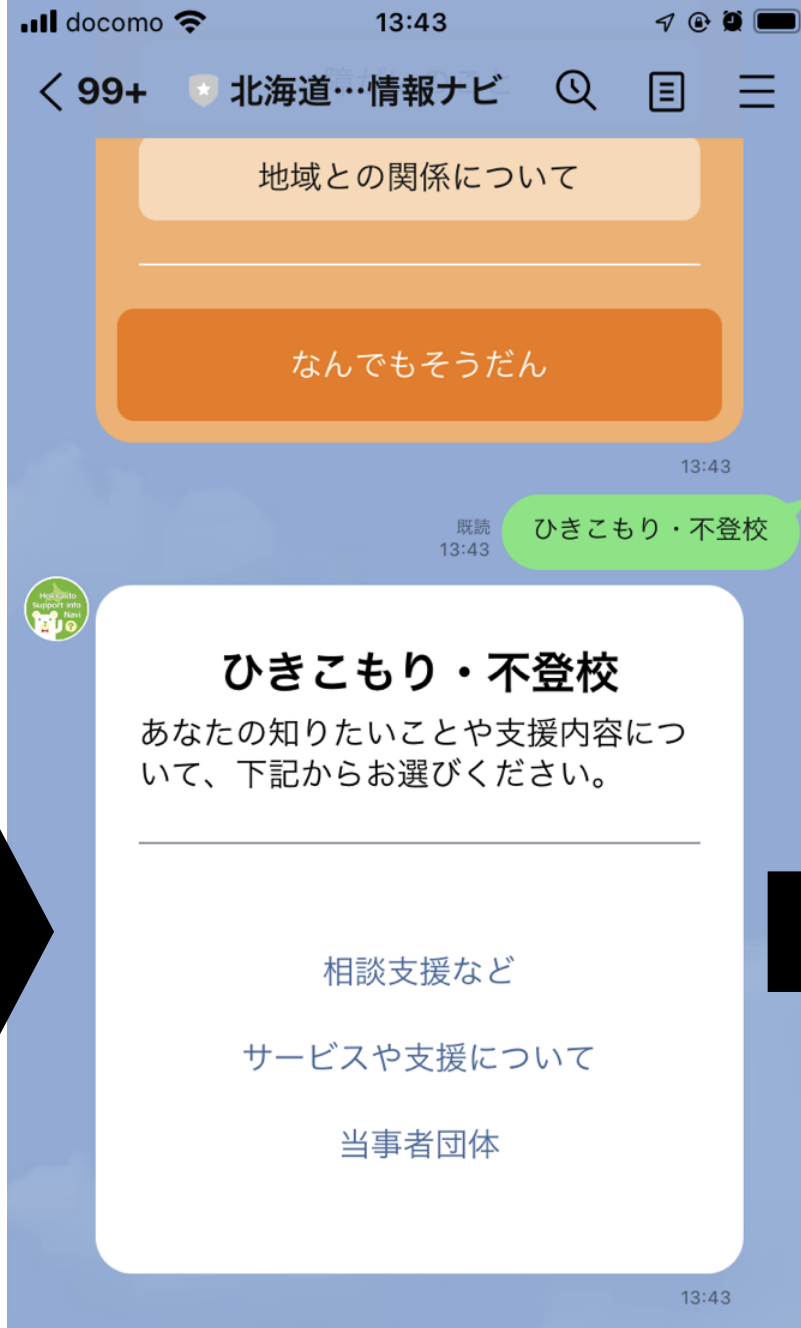
○当面の検討事項

- ご意見ください！フォーム ↓
- <https://forms.gle/96jxDN4a2RsrnhNXA>

お友達追加用URL ↓

<https://lin.ee/UB0mEiQ>





メニュー▲



メニュー▲



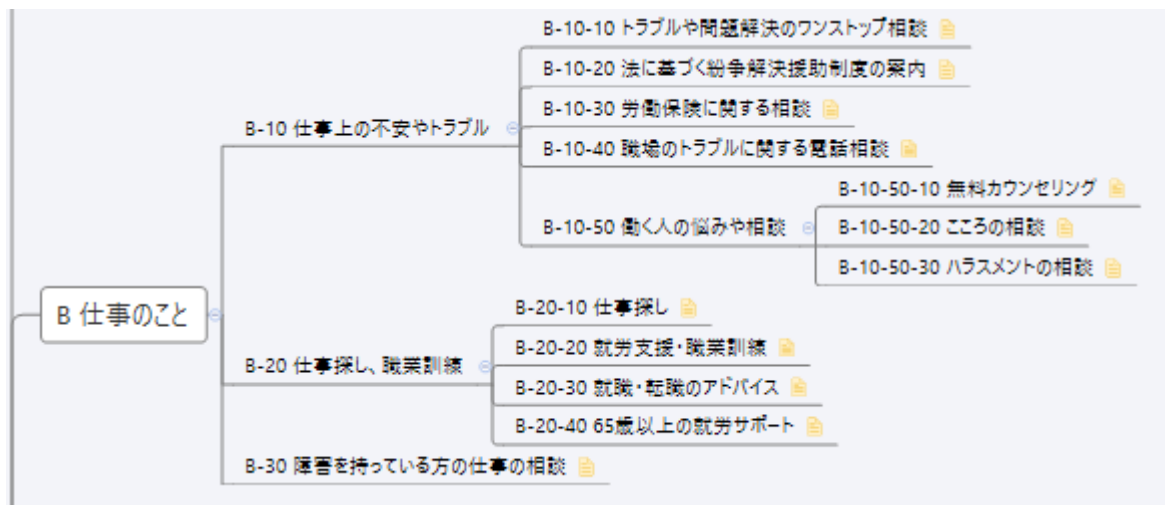
メニュー▲

お金のこと

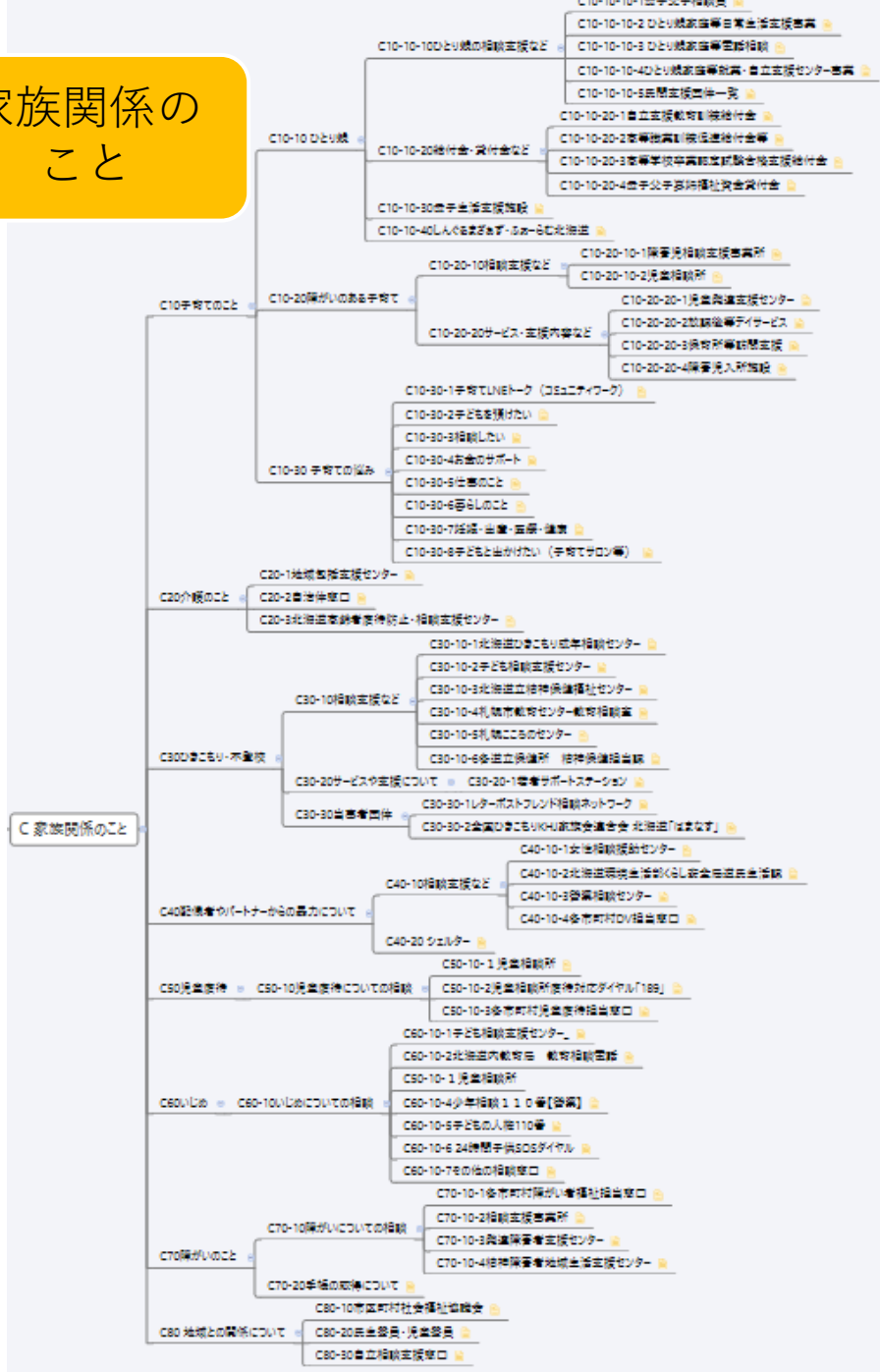


検索ツリー

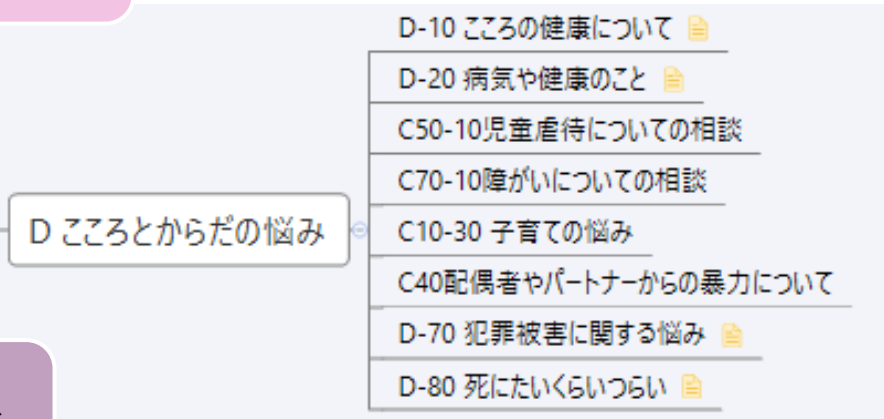
仕事のこと



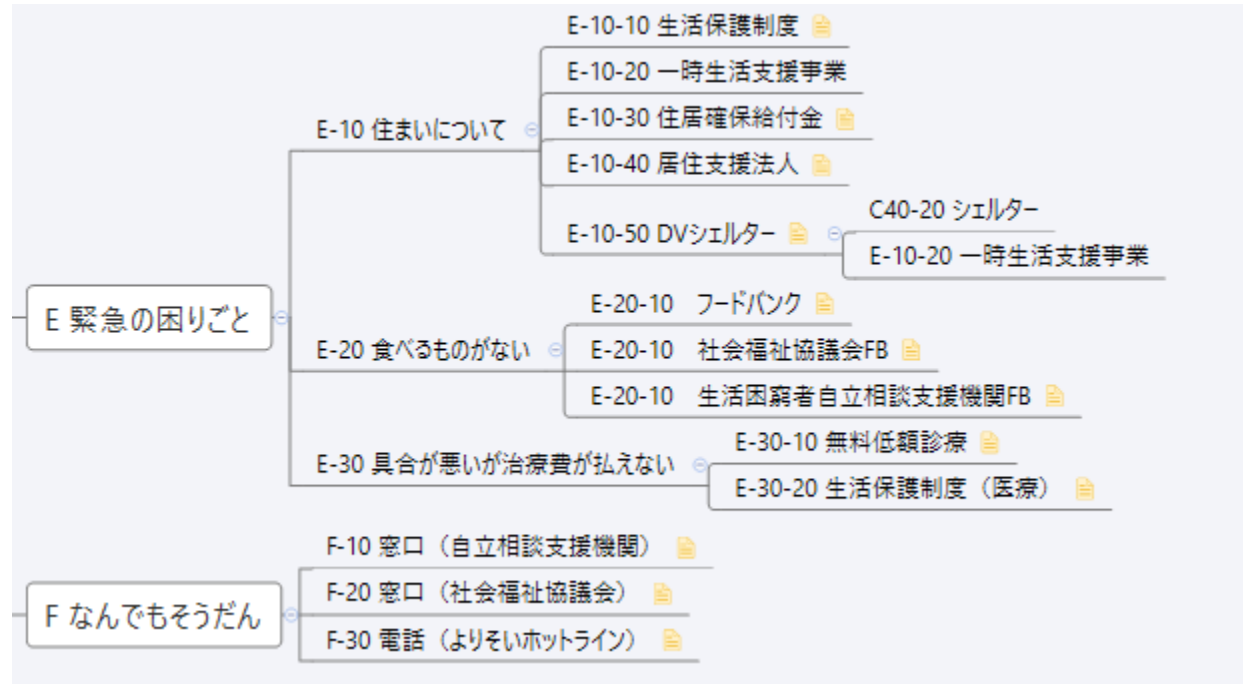
家族関係のこと



こころとからだの悩み



緊急の困りごと



利用状況 113人登録！



2022年2月28日現在

◎2022年1月以降の友達追加経路

順位	経路	友だち追加・ブロック ①
1	■ 支援員向け広報	24 0
2	■ フードバンク	23 0
3	■ その他 ②	15 0
4	■ 外部流入（QRコードやWebページなど） ②	14 0
5	■ 連絡先シェア ②	2 0

◎今後の展望：窓口データのオープンデータ化に向けて

- 現状は、相談窓口一覧のデータが、それぞれのWEBサイトにリンクしており、**リンク切れの可能性、データが更新されない可能性**などが考えられる。
- これを防ぐために、**オープンデータとして相談窓口一覧のデータを整備することを検討していききたい。**
- **北海道オープンデータカタログ担当部署との協働を予定。**

◎コメント・フィードバック（支援機関・一部抜粋）

- 支援機関とつながるためのツールというイメージがありました。支援者向けの情報ツールとしてはありがたいです。正規版が配信された場合、当方のチラシなどにQRコードを載せたいです。
- 対象者が利用可能であれば、紹介をしていききたい。

III.生活困窮者支援団体への後方支援、先行実施・ノウハウ提供

⑦ つの後方支援メニューを提供し、デジタル化・一時生活・オンライン・フードバンク等様々な視点から具体的な支援者支援を行った。事業展開を通し連携を促進。

実施体制 ★続・後方支援プロジェクトの仲間たち

事業名	担当
①デジタル化応援窓口の活用支援 「北海道NPOのデジタル化相談事業」	定森光 北海道NPOサポートセンター
②SNS相談窓口の開設支援 「LINE-WORKS導入支援事業」	成田禎仁 株式会社シージェイシステム
③ゲストハウス等を活用した借上げシェルター費用の支援 「シェルター広域連携推進事業」	神輝哉 UNTAPPED HOSTEL 小川遼 札幌一時生活支援協議会
④カウンセリングなどのオンラインでの共同実施 「心のSOS事業」	米本智昭 札幌南徳洲会病院認定臨床宗教師・観音寺住職 小川遼 札幌一時生活支援協議会
⑤就労準備支援や居場所プログラム 「オンライン就労準備支援事業」	湯澤真吾 コミュニティワーク研究実践センター
⑥地域ジョブコーチ育成プログラムの開催 「地域ジョブコーチ育成プログラム」	穴澤義晴 コミュニティワーク研究実践センター
⑦フードバンクとの連携支援 「フードバンク窓口連携支援事業」	片岡有喜子 フードバンクイコロさっぽろ

Ⅲ.① デジタル化応援窓口の活用支援「北海道NPOのデジタル化相談事業」

目的：困窮者支援等に関わる道内NPOのIT活用・デジタル化を支援する

方法：電話、オンライン、来所・訪問などによる相談。
必要に応じて専門家に繋ぐ

実績（2021年4月～1月末時点）

相談件数：22件（16団体） ※団体内訳 札幌12、札幌以外4

- 相談内容：1) LINE WORKS 導入 10件
2) デジタル化応援隊事業補助金 7件
-活用例) HP作成、データベース導入など
3) ZOOM導入・操作 3件
4) その他 2件 (コミュニケーションツール導入、漠然とIT化)

成果：NPO等がITを活用するためのハードルの軽減
IT化の補助金等の利用による負担軽減など

道内NPOのIT活用&デジタル化を応援します!

北海道NPOデジタル化相談事業

相談事例①
紙ベースの日報を、スマホからオンラインで提出できるようにしたい。

相談事例②
クレジットカードの決済システムを導入して、寄付や会費を増やしたい。

相談方法
電話やメール、オンラインにてご相談をお受けします。必要に応じて、専門家にお繋ぎします。(別途有料の場合あり)
受付時間は、平日10～18時まで
☎ 011-200-0973 ✉ info@hnposc.net

相談料 無料

対象
道内の非営利団体 (NPO法人、任意団体、一般社団法人等)

問合せ先
NPO法人北海道NPOサポートセンター
電話: 011-200-0973 メール: info@hnposc.net
住所: 札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号

III. ②SNS相談窓口の開設支援「LINE WORKS導入支援事業」

LINE WORKSを用いたオンライン相談窓口開設のための相談・導入支援する

方法：①「北海道デジタル化相談事業」の一部として実施

北海道NPOサポートセンターが受付、相談事業所のニーズを確認アセスメントした上で、(株)シージェイシステムが導入サポート→導入前にオンラインもしくは対面で事前相談を実施

実績（2021年4月～12月末時点）

○入口の相談として 導入例：子育てLINEトーク →週2日、13時30分～16時30分まで

○相談者とのコミュニケーションツールとして

導入例：釧路市生活相談支援センターくらしごと →8月より、利用者数2名

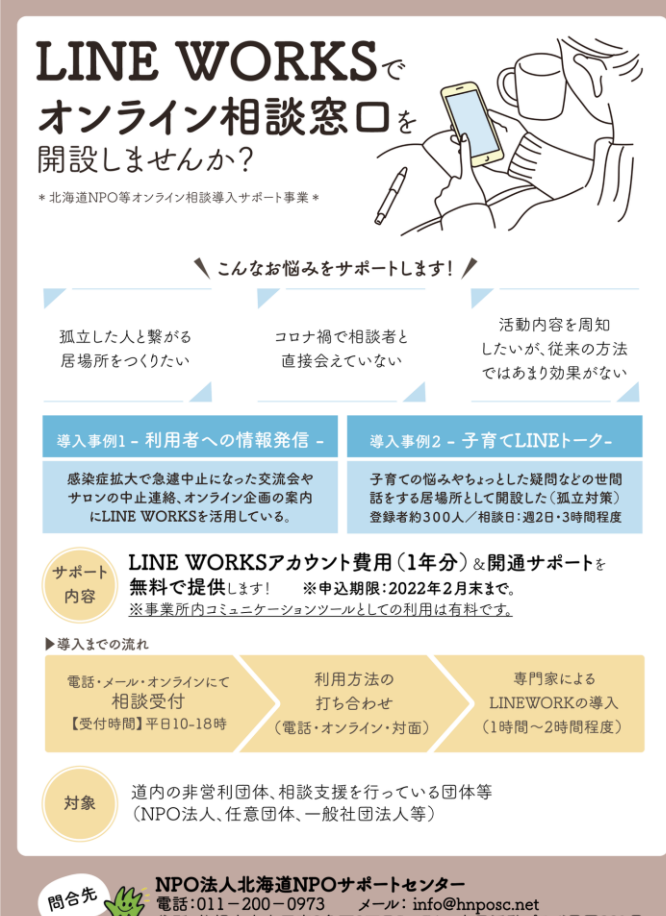
○利用者・相談者への情報発信として

・導入例：多世代交流サロン実施団体 →8月より、登録者数43名（1月16日時点）、月3回の情報発信

○団体間のコミュニケーションツールとして 導入例：母子父子家庭の支援団体

成果：社会資源の開拓・強化。それぞれの団体や支援内容に合わせたツールの必要性

●困窮者支援の相談窓口でのSNS相談実例が学べる機会があるといい



LINE WORKSで
オンライン相談窓口を
開設しませんか？

北海道NPO等オンライン相談導入サポート事業

＼こんな悩みをサポートします！／

- 孤立した人と繋がる居場所をつくりたい
- コロナ禍で相談者と直接会えていない
- 活動内容を周知したいが、従来の方法ではあまり効果がない

導入事例1 - 利用者への情報発信 -	導入事例2 - 子育てLINEトーク -
感染症拡大で急遽中止になった交流会やサロンの中止連絡、オンライン企画の案内にLINE WORKSを活用している。	子育ての悩みやちょっとした疑問などの世間話をする居場所として開設した（孤立対策）登録者約300人／相談日：週2日・3時間程度

サポート内容 LINE WORKSアカウント費用（1年分）& 開通サポートを無料で提供します！ ※申込期限：2022年2月末まで。
※事業所内コミュニケーションツールとしての利用は有料です。

▶導入までの流れ

電話・メール・オンラインにて相談受付 【受付時間】平日10-18時	利用方法の打ち合わせ （電話・オンライン・対面）	専門家によるLINEWORKの導入 （1時間～2時間程度）
--------------------------------------	-----------------------------	----------------------------------

対象 道内の非営利団体、相談支援を行っている団体等（NPO法人、任意団体、一般社団法人等）

問合せ先 **NPO法人北海道NPOサポートセンター**
電話：011-200-0973 メール：info@hnpsc.net
住所：札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号

Ⅲ.③シェルター広域連携推進事業

一時生活支援事業（シェルター事業）を実施していない自立相談支援機関による、住居を喪失した困窮者への対応を支援する

方法：具体的には近隣の宿泊施設を利用する際の宿泊費・食費の支出及び、あらかじめ連携の用意のあるゲストハウス等への紹介も行った。

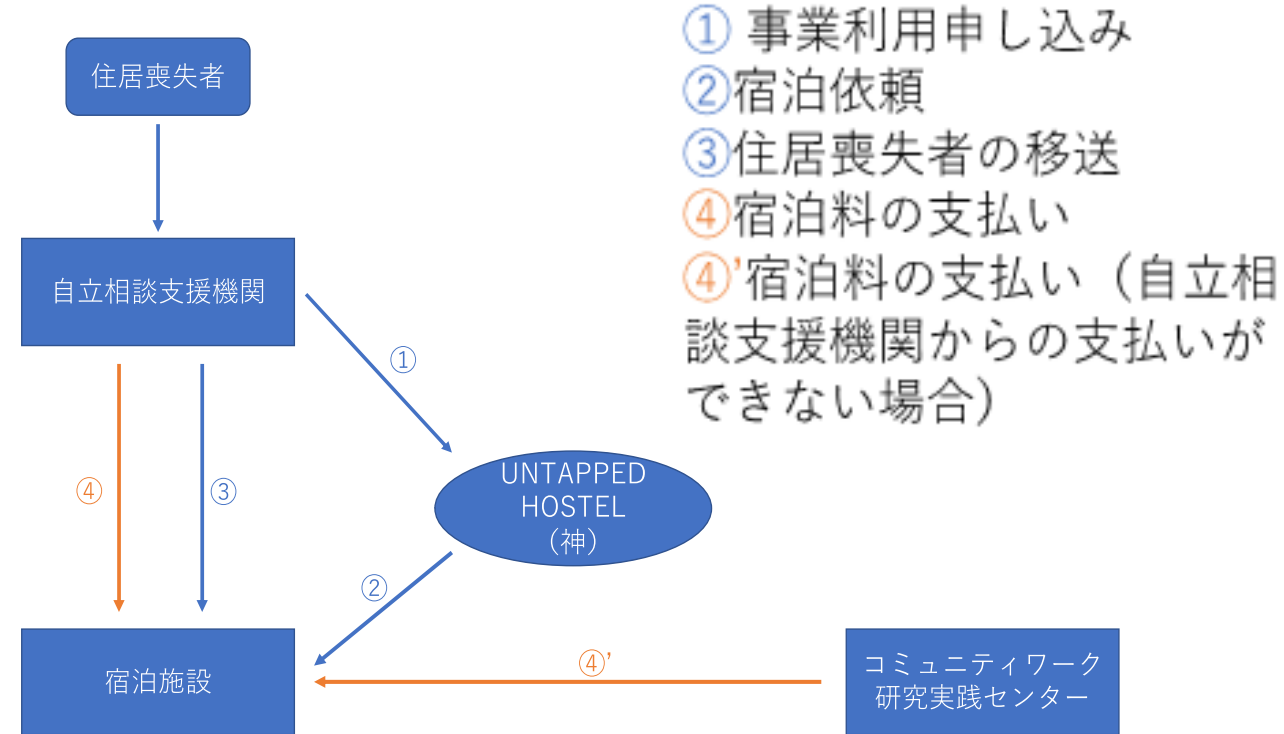
実績（2021年4月～12月末時点）

●件数：8件 ●合計人数：11名 ●宿泊数：116泊

自治体	件数	合計宿泊日数	人数	喪失 居住形態	相談経路	悩みを相談 できる人
帯広市	6	38	6	労働住宅3 知人親族宅3	行政機関3 本人 1 職場 2	相談機関1 知人友人1 いない4
北広島市	1	※77	4	賃貸住宅	本人からの連絡	相談機関1
滝川市	1	1	1	労働住宅	その他民間団体(NPO等)	いない 1

◎宿泊施設は自立相談支援機関の近隣、または相談者の生活圏に沿った場所などを利用した。**事業利用を通じたノウハウ提供・不足社会資源の補完機能及びニーズ把握を行った。支援者の心的負担等を軽減。**
※は一時生活支援事業実施自治体のため差額を負担する形で連携

利用の流れ



III.④ こころのSOS（カウンセリング）事業

目的：コロナ禍にて精神的なケアを必要とする、相談者および※支援者に対するカウンセリング事業を行い、相談員の心理的負担を軽減する ※は12月より追加実施 ↓

方法：オンライン・対面・電話等
 個別カウンセリング：対象個人
 オンラインサロン：対象複数人

実績：想定人数：5名
 利用人数：5名 実施回数：18回
 オンラインサロン：1名

効果と課題

- ・ 自立相談支援機関の**業務負担の軽減**
- ・ 専門的なカウンセリングと見立て
- ・ 事業利用に至るまでに**時間がかかる**
- ・ 周知方法・体制整備の課題
- ・ オンライン事業の**ハードルの高さ**



こころのSOS事業

～あなたのこころの内を吐露ください～

【カウンセリングプログラム】

【場所】 zoom 又は対面にて

【参加費】 全5回まで利用可能（無料）

【申込方法】 011-299-7735（担当：小川）

（相談員）米本 智昭 /（スタッフ）小川 遼

札幌南支庁会病院認定臨床心理士
 職司兼任
 1983年生まれ、高野山大学文学部心理学専攻
 2011年の震災を機に臨床心理士になることへの必要性を感じ、東北大学大学院文学部心理実践学専攻臨床心理学専攻修士課程を修了する。
 2018年認定臨床心理士となり、札幌南支庁会病院に勤務し（非常勤）患者・家族・スタッフのケアに従事。また職司兼任職司のかわり、宗派を超えた僧侶が社会的資源として集まるという「てらつな」活動、オンラインによる心の無料相談、様々な職種の市民が人生を語る場所「人生喫茶」などの運営や、札幌市内巡回活動などを行っている。

主催：札幌一時生活支援協議会

この事業はNPO法人コミュニティワーク研究実践センターが受託した、厚生労働省「生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業「～困窮者支援の孤立を防ぐ～ 続・後方支援プロジェクト」により実施しています。



こころのSOS事業

支援者向け

用業や病は仕事も休んでいい...
 相談員はどこに相談したらいいの？

～カウンセリングプログラム～

【場所】 ZOOM又は対面にて

【参加費】 全5回まで利用可能（無料）

【申し込み方法】 電話番号：011-299-7735

メール：kokoro-sos@mtworknet（担当：小川）

申し込み期間 2022年2月末まで

QRコード

普段、誰かを支援する仕事をしているみなさんを対象としたバーンアウト予防のためのプログラムです。日本版チャブレンともいわれる、臨床心理士がお話を伺います。

相談員 米本智昭 / スタッフ 小川遼
 札幌南支庁会病院認定臨床心理士 職司兼任
 1983年生まれ、高野山大学文学部心理学専攻
 2011年の震災を機に臨床心理士になることへの必要性を感じ、東北大学大学院文学部心理実践学専攻臨床心理学専攻修士課程を修了する。
 2018年認定臨床心理士となり、札幌南支庁会病院に勤務し（非常勤）患者・家族・スタッフのケアに従事。また職司兼任職司のかわり、宗派を超えた僧侶が社会的資源として集まるという「てらつな」活動、オンラインによる心の無料相談、様々な職種の市民が人生を語る場所「人生喫茶」などの運営や、札幌市内巡回活動などを行っている。

主催：札幌一時生活支援協議会

この事業はNPO法人コミュニティワーク研究実践センターが受託した、厚生労働省「生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業「～困窮者支援の孤立を防ぐ～ 続・後方支援プロジェクト」により実施しています。

Ⅲ.⑤ オンライン就労準備プログラム

目的：コロナ禍での居場所・就労準備プログラムの代替として、孤立状態にある相談者がオンライン上で楽しみながら人と「少しだけ関わる機会」や「話す場」を提供

開催概要と実績

開催期間：9月～1月

実施回数：11回

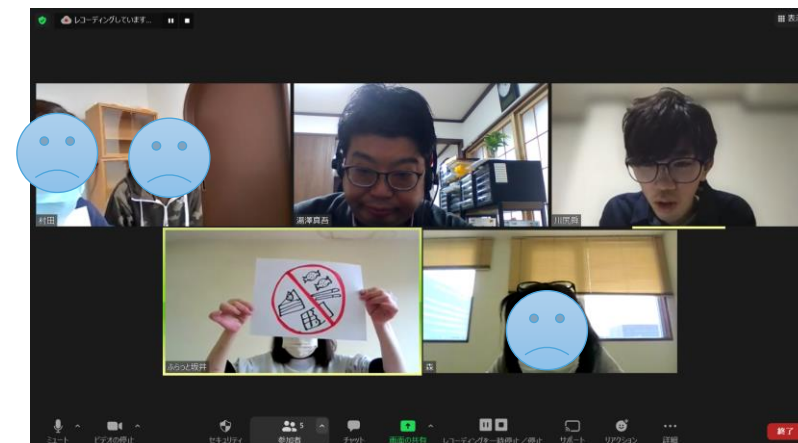
利用者参加人数：31名

支援者参加人数：8名

内容：○大人の学習シリーズ ○芸術シリーズ
○知ってる仕事・知らない仕事シリーズ

効果と課題

- ・広域実施も可能なプログラムではある
- ・参加者が**単独で参加するハードルの高さ**があり、それぞれの**相談支援機関で実施**するのが望ましい。
- ・支援機関も同時に参加することで**ノウハウの提供**に



Ⅲ.⑤ 地域ジョブコーチ育成プログラム (地域内生活困窮者受け入れ協力者開拓事業)

地域協力者の開拓に当たり、対象者理解を深め受入企業等への共有をはかる。ノウハウの提供を行う。

●実施状況：実施回数：5回 参加団体数：8団体 参加人数：39名（延べ）

●内容：

- ① 参加：8団体14名 自立相談支援機関から困りごとの聞き取り（自立支援機関向）
- ② 参加：5団体9名 生活困窮支援における相談者ってどんな人たち？（対象者理解）
- ③ 参加：3団体5名 受け入れ側のニーズはどこにある？
- ④ 参加：3団体5名 マッチングについて（自己都合と他者都合の折り合い）
- ⑤ 参加：3団体6名 地域ジョブコーチの役割と支援機関の役割について

●参加機関からの声：回数を重ねることで企業の受け入れプロセスの共有が出来た。・これから地域での周知活動が必要なのでそのあたりを更に聞きたい。ZOOM開催だったからこそ他機関の話も聞けたので今後も同様の事業があれば、参加したい。

●任意事業の従事者研修・情報交換の場としての効果
就労準備・就労訓練等の事業実施方法の方策と地域特性を探ることが出来た。

Ⅲ.④ フードバンク窓口連携支援事業

食事に困窮する、生活困窮者へ迅速にフードバンクの食品を届けることを目的に、相談支援窓口にて数日分の緊急食糧「**窓口配布セット**」を常備し、不足する方向けには個別申し込み（E-mail等）により相談者の自宅まで「**小包での食料支援**」を郵送を行う

●実績：北海道内連携先窓口 43ヶ所
窓口セット：1936食分 自宅郵送：158件

（Ⅱ北海道支援情報ナビ同封）

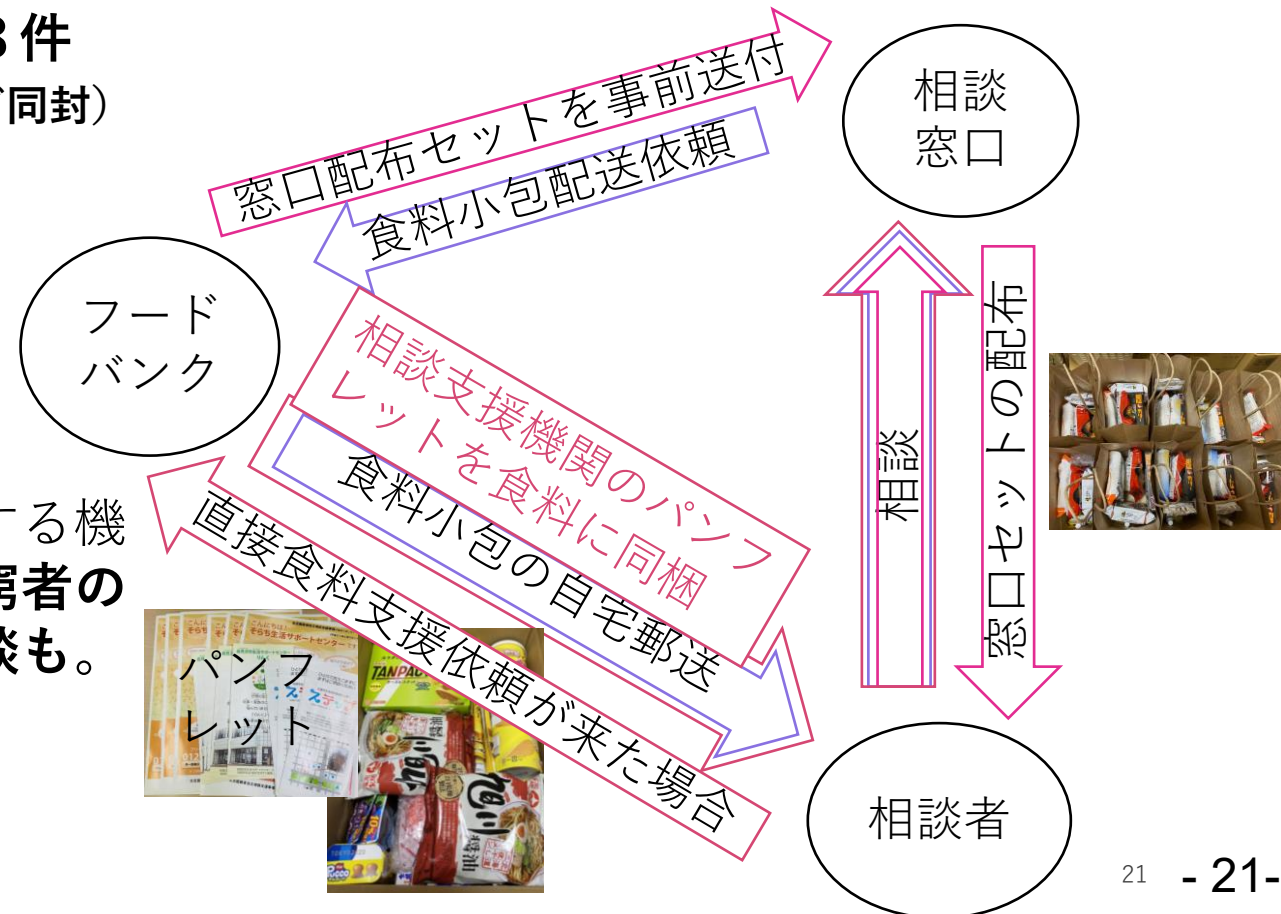
●仕組み ※右図参照

- 1 窓口配布セットの事前送付
- 2 個別相談に対する食料小包の自宅郵送
- 3 自立相談支援機関のアウトリーチ機能

●効果と課題

○生活困窮者支援機関に緊急時の食料を配布する機能が出来たことにより、**地域ニーズ・生活困窮者の早期発見**に繋がっている。**無いと困る自立相談も。**

○**郵送費用がかかるため、予算組が必要委託費でまかなえる仕組みへ**



IV 続・後方支援プロジェクトの効果検証

目的：

今回のプロジェクトの効果検証を目的に各プロジェクトに対する効果検証のためのアンケートを実施した。

調査対象：

情報交換会の案内を送付した道内の福祉事務所設置自治体（35市+14振興局=49自治体）

情報交換会に参加した生活困窮者自立支援事業受託団体

回収：自治体15、受託団体32の合計47団体から回答を得た。

情報交換会に参加した多くの自治体・団体から回答をいただいた。

情報交換会に不参加の一部自治体・団体からも回答をいただいている。

情報交換会に1回でも参加したことがある団体は37/47団体となっており

うち、自治体7/15、受託団体30/32 である。

自治体で参加しているのは、直営のところが多く、不参加の自治体の多くは委託元の部署となっている。

情報交換会の評価

(アンケート結果)

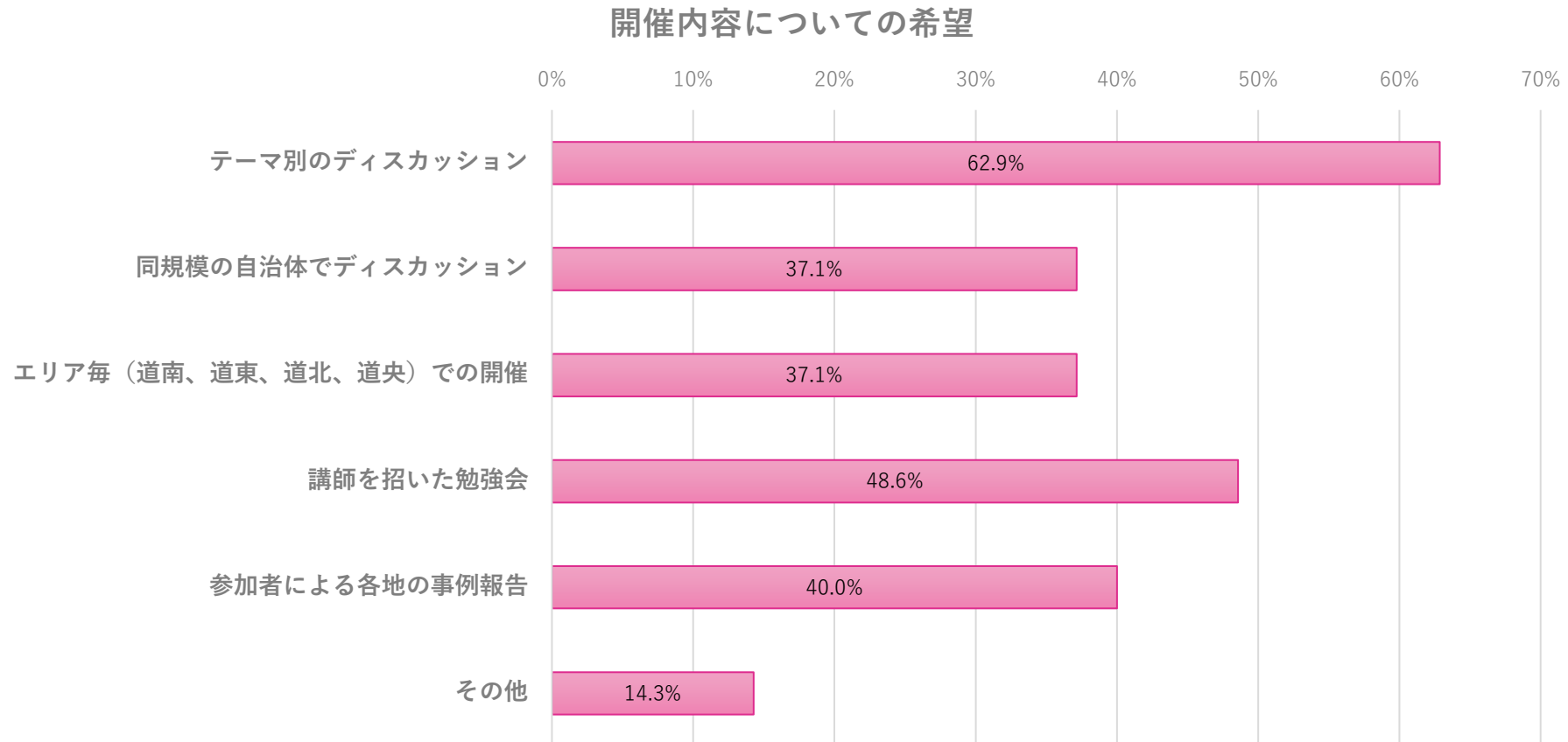
- 情報交換会に一度でも参加したことのある自治体・団体の再参加率は高い。
- 実際に相談支援を行っている団体（受託団体もしくは直営自治体）が参加のほとんどを占める。
- **9割以上が役に立った**と回答
- **8割以上が継続希望**

(主な意見)

- 主任相談支援員同士のつながりが欲しい。
- 初任者の相談員同士場があるとよいのではないか。
- 学習支援、一時生活の話ができる場がありそれぞれ情報交換できるとよい。
- 各地域の就労や生活、住居等の社会資源の実情を知りたい。
- 他市町村の取り組み状況や課題を伺い情報を共有することができて非常に有意義でした。

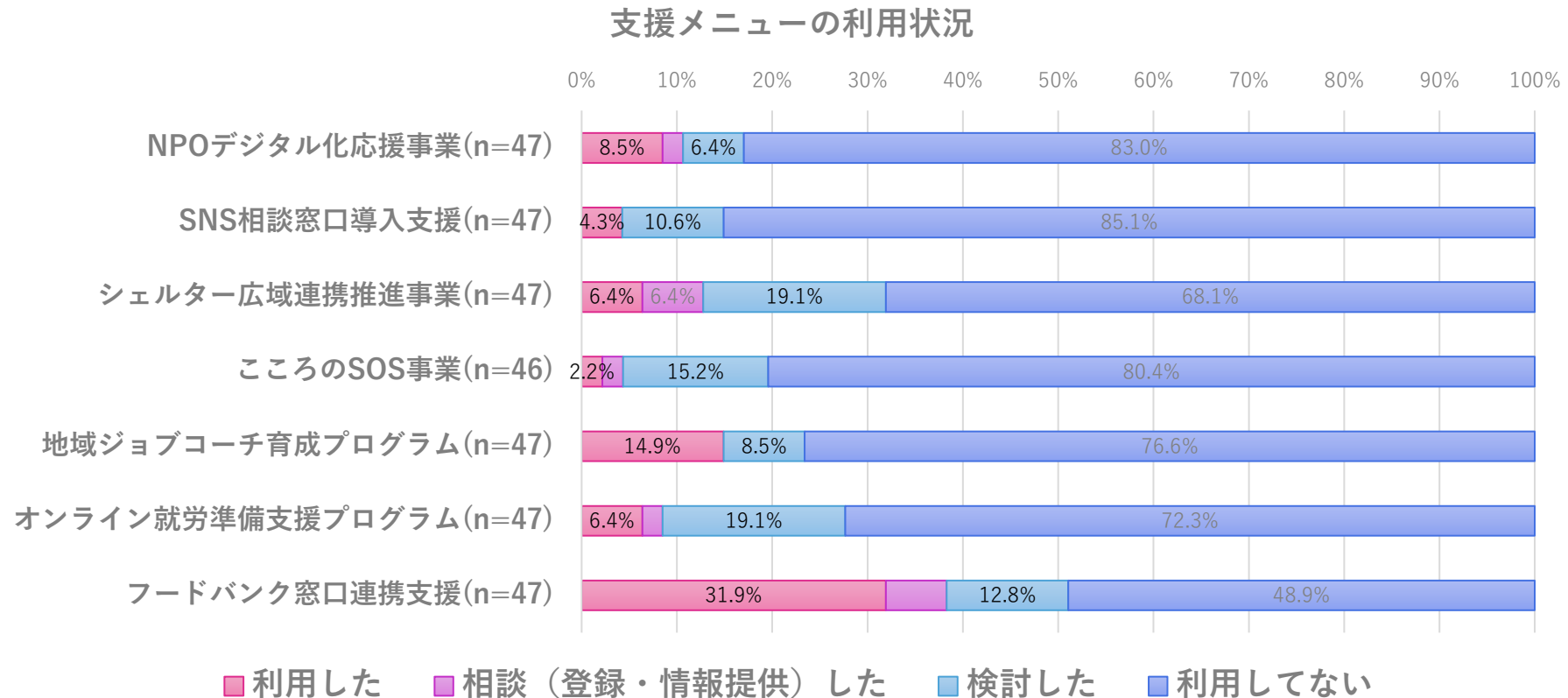
情報交換会への希望

- テーマ別のディスカッションが最も多く62.9%
- 講師を招いた勉強会が48.6%などとなった。
- その他としては「経験年数が近い人たちでの情報交換」「事業別テーマ設定」と同様の状況にある他機関の相談員との情報交換が求められている。



後・方支援プロジェクト・支援メニューの利用状況

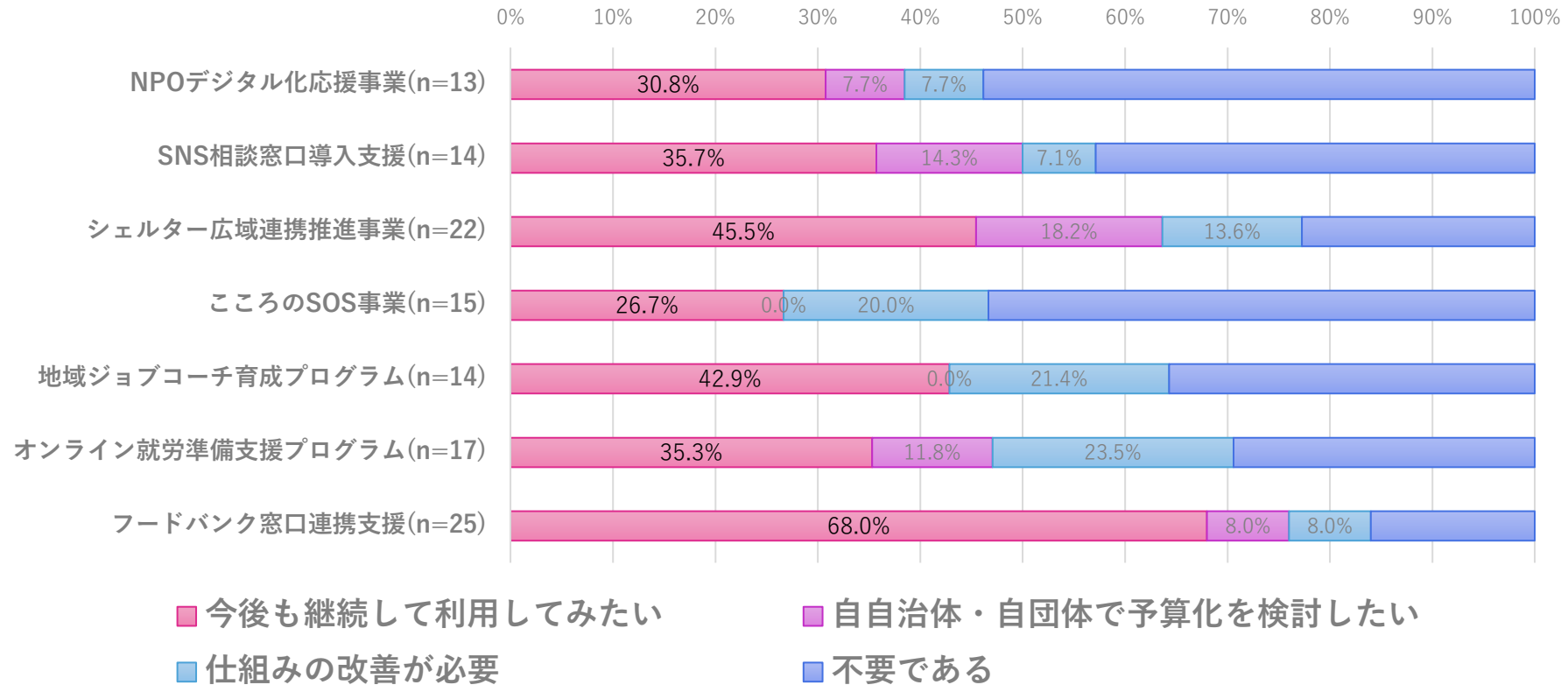
- すべてのメニューが利用された。
- 特に**フードバンクの窓口連携支援**は**51.1%**が利用または検討。うち、**31.9%が実際に利用**、
- **シェルター連携**は**31.9%**が利用または検討。うち、6.4%が実際に利用
- 情報交換会に参加していないが、支援メニューを利用した団体もある。



後・方支援プロジェクト・支援メニューの評価

- 利用が多かったフードバンク、シェルター事業は**今後の継続希望が多い**
- **本事業によらない形での予算化検討**もわずかに見られた
- 利用者が少なかった事業は、仕組みの改善が必要との意見も多い

支援メニューの利用状況



支援メニューについての意見

(今回の事業へのコメント)

- 継続性が望まれる事業であるため、**安定した予算の上での実施**が望ましい。
- フードバンクについて、支援者・相談者に非常に有用であります。が、**一団体のみが担う体制では、利用者の増加に限界**が想定されるため、**全道各地のフードバンクに体制を広げ役割分担や地区割を行う**ことが良いと思います。
- 全てにおいて新規独創性を発揮する必要は無く、**既存社会資源の活用**も検討されるべき。
- する側の改善が必要ではなく、受ける側（支援機関等）が工夫しなければいけない。
- 周知の仕方に工夫が必要。

(今後への期待)

- 周りを市に囲まれていても町村部だと市の社会資源が使えない。**社会資源が少ない町村と市との連携仲介や構築事業等が望まれる**
- 職員等の人材確保の取り組みに期待。**特に若い世代の支援者の育成**。
- **任意事業ごとの分科会的な情報交換会**の場を作ってもらいたい。

アンケート総括

- 情報交換会のニーズは非常に高かった。**リピート率が非常に高い。**
- 支援メニューは、使いはじめるまでのハードル（認知不足、不慣れ、遠慮）もありつつ、シェルター、フードバンクのように**使い始めるとリピートする**ケースが多い。
- LINEBOTも周知や使ってもらうまでに課題があるものの、今後情報をアップデートし、**相談者、支援者両方が、広く利用していけるものになる可能性**は感じることができた。
- 生活困窮者自立支援制度自体、当初は任意事業の実施率が低く、制度理解が広がる中で、実施率が上がってきた経緯がある。支援メニューのシェルター事業、オンライン就労準備支援事業への反応から、任意事業の重要性が一定理解されたのではないかと考えられる。
- 情報交換会を通じて、**道全域の自治体・支援団体間で支援実態がはじめて共有された**といえる。**他地域の状況を知ることは、確実に支援のボトムアップにつながっていく**と考えられる。
- 今回は参加が少なかったが、今後、一時生活や就労準備等の任意事業の実施、予算化等を考えていくには、**委託元となる自治体担当者の意識も高める工夫が必要**である。

続・後方支援プロジェクトのポイントと総括

●情報交換会・シンポジウムの実施

- ・一つ一つの困りごとを「わからない」と聞ける場づくり
- ・先進事例を追いかける事が難しい地域の支援者もおいてけぼりにならない**ボトムアップの仕組み**

課題：他地域での取り組みがわかればより効果的な情報交換ができるが支援者支援に関するデータベースがない。

●フードバンク窓口連携支援

- ・生活困窮者支援機関が持てる「武器」を外部機関との連携により補う仕組み

課題：**予算確保の方法について**

●LINEBOT「北海道支援情報ナビ」

- ・LINEという身近なツールを活用すること & **フードバンク提供との連携による情報提供体制の構築**

課題：**支援情報の更新**について

●シェルター広域連携推進事業

- ・ゲストハウス(既存の宿泊施設)を活用した取り組み

- ・任意事業のニーズ拾い 課題：予算確保の方法について

続・後方支援プロジェクトの機能

官民の協働・一緒にやる

続・後方支援プロジェクト	1 情報共有ネットワーク構築	2 ニーズ把握	3 論点整理政策提言	4 人材育成	5 支援者向けスーパーバイズ	6 ノウハウ提供	7 社会資源の開拓
I 情報交換会・シンポ・検討委員会	情報交換会 オープンチャット	情報交換会 アンケート	情報交換会 検討委員会	情報交換会	情報交換会	情報交換会	—
II 情報集約・情報提供体制の構築	北海道支援情報ナビ	—	—	—	—	北海道支援情報ナビ	北海道支援情報ナビ
III 後方支援メニュー	実施を通じて連携強化	1～7 の後方支援メニュー	1～7 の報告より分析	事業を通じた人材育成	事業を通じたスーパーバイズ	事業の実践を通してノウハウ提供	1～7 の後方支援メニュー
IV 連携・後方支援の効果検証・実態調査	—	アンケート調査	分析・報告書作成	—	—	—	—

本プロジェクトでは(1)～(7)を一体的に実施。支援者支援を「提供」ではなく一緒に考える

本プロジェクトを通して考える 生活困窮者支援における支援者支援の機能

官民の協働・一緒にやる

※都道府県だけでは難しい※共同で実施

項目 \ 機能	1 ※ 情報共有 ネットワーク構築	2 ※ ニーズ把握	3 ※ 論点整理 政策提言	4 ※ 人材育成	5 ※ 支援者向け スーパーバイズ	6 ※ ノウハウ 提供	7 ※ 社会資源の 開拓
実施主体	都道府県 ※支援者支援 機関	都道府県	都道府県 国	都道府県 国	都道府県 国	支援者支援 機関	困窮実施機関
実施方法	情報交換機会 の提供等	1 及び調査等	課題を整理・ 分析論点整理 の場の位置づ け→国に集約	研修及び5～ 7を通じた育 成事例集等	4 及び6～7を 通じたスーパー バイズ	1 及び4～ 7を通じた 支援・事例 集等	各地域の生活 困窮者支援機 関を主体とし てフォロー※
支援者支援 機関の役割	調整・運営・ 相互フォロー	ニーズを丁寧 に聞取	現場を把握し た提言4～7 に振分	企画・運営の フォロー	情報提供・仕組 み作り	情報集約・ 整理・提供	6 及び仕組み 仕掛け作り
既存の機能 と現状	有志にて実施 現場に余裕が なければ出来 ない	— 個々人が実 施・断片的把 握・偏る	— 国単位で数年 に一度	※・都道府県 ・ブロック別 研修等	— 個々人実施・断 片的で偏る	— 個々人実 施・断片的 で偏る	困窮実施機関 が各地域内で 開拓には限界 がある
コスト	運営費・人	調査費・人	分析・人	運営・人	人	人・調整	人・調整・支援

(1)→(3)で課題整理(4)～(7)へ振り分け課題解決を目指す循環を作る。人・調整に事務局コストが課題

生活困窮者支援における支援者支援の役割

官民の協働・一緒にやる

一体的な実施が重要

国
地方
自治体

制度改善のための
支援者支援

- ・ 実態調査
- ・ 論点整理
- ・ 政策提言

新規事業
のヒント

効果検証

支援体制整備のための
支援者支援

- ・ 社会資源の開拓
- ・ ノウハウの提供
- ・ ニーズへの支援と
スーパーバイズ

NPO
企業等
の社会
資源

支援者を孤立させ
ない支援者支援

- ・ 官民を繋げる
ネットワーク
- ・ ニーズ把握
- ・ 人材育成
(スーパーバイズ含)

調査

整理

開拓

地域との連携

生活困窮者支援機関

一体的に行う事で、官民協働の仕掛けづくりを行う。協働促進のための仕掛人。すべてバラバラに委託・実施すると、相互連携効果が生まれない。丸投げにしない事で支援者同志の意識を高めあう事が大切。困窮者法の理念を大切にしていける仕組みづくりを。

本プロジェクトを通して考える生活困窮者における支援者支援とは

- 支援者自身が孤立しない関係性（ネットワーク）づくり
- 生活困窮者支援機関で要求される支援スキルの高さ。（重複的課題への対応のフォローアップ）
- 日常的なネットワークの構築→**有事の際のバックアップ機能**
- 生活困窮者の支援者支援 1～7 の機能に対し「**地域の生活困窮者支援機関と共同で、一緒に考える。**」
長期的・広域的に地域の支援力の向上を支援する。（中間支援と直接的支援の専門性の違い）
- 地域に合わせた支援体制整備（地域づくり）と要する時間は必要

支援者支援に対する「**孤立させない支援・生活困窮者支援を通じた地域づくり（生活困窮者法の理念）**」

生活困窮者自立支援事業

京都府の取り組み

京都府健康福祉部地域福祉推進課
参事 尾崎 園子

京都府の概要

人口 2,556,882人 (令和4年1月1日)

- ・京都市 1,450,660人
- ・14市計 982,345人
- ・11町村計 123,877人

生活保護 (令和3年11月)

- ・被保護世帯数 41,503世帯
- ・被保護人員 54,675人
- ・被保護率 (人口千人当) 21.4人

有効求人倍率 (令和3年12月)

- ・ 1. 2 1倍



生活困窮者自立支援事業の実施体制

健康福祉部

地域福祉推進課

- 地域福祉・福祉のまち推進係 … 生活福祉資金、民生委員、重層的支援体制整備事業等
- 福祉人材・法人指導係 … 福祉人材育成、社会福祉施設の振興等
- 生活困窮・自殺対策推進係 … 生活困窮者自立支援事業、自殺対策等
- 生活保護係 … 生活保護、行旅病人等
- 恩給・援護係 … 戦没者、旧軍人・軍属関連事業等

保健所（府内7カ所中5カ所が管内町村の福祉事務所機能を持つ）

福祉課

地域福祉係

- … 生活保護、生活困窮者自立支援事業等

京都府の事業実施

生活困窮者自立支援制度に基づき、町村分の事業実施、市（政令市を除く）事業の支援、市町村・関係団体との連携により府域全体としての推進を図る。

（１）自立相談支援事業（必須）

管内に町村がある 5 保健所（分室）に窓口を設置し、主任自立相談支援員（生保SV）、自立相談支援員兼就労支援員を配置
相談、プラン作成、関係機関との連携調整を実施

（２）住居確保給付金（必須）

5 保健所（分室）で福祉事務所設置自治体として町村分事業を実施。

（３）就労準備支援事業（任意）

委託

ただちに就労が困難な方に、個別のプログラムにそって就労に向けた基礎能力を養いながら就労機会の提供を実施

<通所型> 府内 3 地域で社会福祉法人等に各々委託。うち 1 地域では府と 4 市で共同実施

<宿泊型> 日常生活に課題がある方を対象とした 4 泊 5 日の宿泊型支援（現在休止中）

(4) 家計改善支援事業 (任意)

委託

家計の状況を見える化して、家計改善の意欲を引き出し、助言・指導を行い、家計の管理能力を高め、生活の再建を図る。

府（保健所所管の町村分）と2市で共同で（福）京都府社会福祉協議会に委託実施。

(5) 子どもの学習・生活支援事業 (任意)

委託

町村部の子どもの学習・生活支援事業を地域ごとに委託実施

地域によって、フリースクール運営団体、教員OB団体、大手学習塾等多様な実施機関をプロポーザルにより選定。

(6) 一時生活支援事業 (任意)

委託

簡易旅館等との賃貸借契約により宿泊施設を確保。（令和3年度3カ所）

京都自立就労サポートセンター

委託

京都府の総合就労支援拠点である京都ジョブパーク内にあり、生活困窮者自立支援制度就労支援に加えて、制度の対象とならないひきこもりや未就労の若者などを含めた就労に係る寄り添い支援を行う一般社団法人

(7) 自立相談支援機関のサポート

府内自立相談機関から要請により巡回による支援を行い、特に対応が困難な事例に対しては支援調整会議にオブザーバー参加して支援
人材養成研修等、支援員の資質向上のための各種研修等実施
中間的就労受入企業の開拓等、地域の社会資源拡大を図る事業を実施

(8) 制度の普及啓発

シンポジウムの開催や、パンフレット、チラシ等の作成により制度の普及啓発を実施

(9) 就労困難者支援（自立相談支援）

府保健所で受けた自立相談のうち、特に支援が手厚い支援が必要と認められる方に個々の状況に応じて、面談、ハローワーク等への同行、雇用者との調整、定着支援等を実施。

(3) 就労準備支援事業（任意）

<スキルアップ型>

就労経験がない（少ない）、就労準備が整っていない方等を対象に、就労に向けて、社会人として必要な知識・技能の修得等のためのセミナー・講習、一定期間の就労体験等を実施



令和3年度任意事業の実施状況

		就労準備支援	家計改善支援	一時生活支援	子どもの学習支援
実施率	府平均	100%	75%	100%	94%
	全国平均（R2）	60%	62%	34%	64%

要因としては

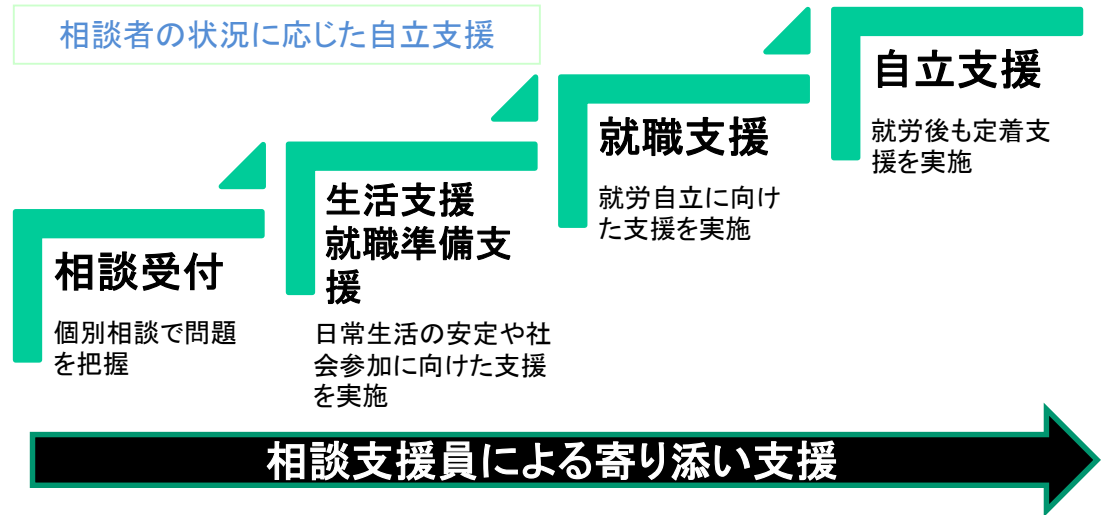
自立就労サポートセンターが専門性を高め有効に機能している

生活困窮者自立支援事業成立以前に府独自の事業・ネットワーク（共同実施等）の下地があった

(一般社団法人) 京都自立就労サポートセンター

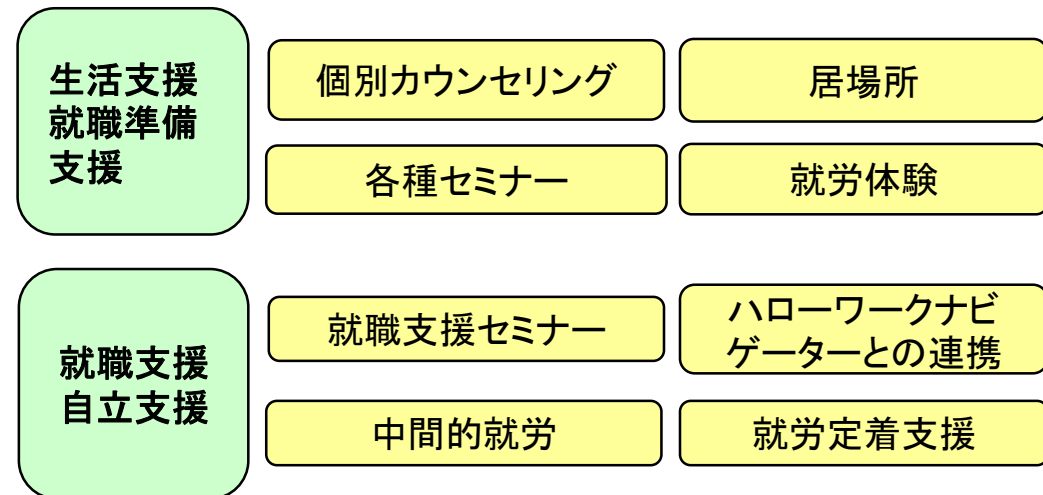
※平成22年11月、京都府パーソナルサポートセンター設置、平成24年4月から機能を強化し、京都自立就労サポートセンターに改称

所在地	京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ西館3階(京都ジョブパーク内) (北部サテライト:福知山市駅前町400番地)
主要業務	○ジョブパーク内の就労困難者に対する自立に向けた寄り添い支援 ○府及び市が実施する生活困窮者自立相談支援事業のサポート ○中間的就労の場の開拓、受入団体と就労困難者とのマッチング 等
実施体制	◎センター長 [1人] 計 8 名 ○主任自立相談支援事業推進員 [1人] ○自立相談支援事業推進員 [2人(南部・北部)] ○自立就労支援相談員 [2人(南部・北部)] ○中間的就労推進員 [1人] ○サポート事業推進事務員 [1人]



サポートセンターにおける寄り添い支援について

京都自立就労サポートセンターでは、生活面や社会面に関する複合的な課題を抱える就労困難者に対して寄り添い支援を行う、国の「パーソナル・サポート・サービスモデルプロジェクト事業(22~23)」、「生活困窮者自立促進支援モデル事業(24~26)」に取り組んできたところです。当センターでは、これまでの取組により得たノウハウを活かし、相談者が抱える課題やニーズを把握し、ニーズに基づき、就労自立に向けた寄り添い支援を行うとともに、行政などの関係機関と連携し、必要な制度やサービスにつなぐコーディネート(調整)も行います。



スキルアップ訓練事業

取組概要

直ちにハローワークを利用した求職活動を行うことが困難な者や、就労経験がなく、求職活動のためのノウハウもないため、社会参加・職場体験等を通じた訓練を受けることが必要な者に対して、一般就労に向けた基礎能力の形成などの段階的な支援を実施。

(総合就業拠点である京都ジョブパークを通じた就労支援・訓練事業とも連携。)

実施手法

◎京都自立就労サポートセンターの自立就労支援相談員による「寄り添い支援」を効果的に組み合わせ、支援者に適した形での基礎的な訓練を実施

生活困窮者・生活保護受給者等の就職実現

参加者の声

- 見知らぬ人との共同作業に不安があったが、やり通せたことが自信になった。
- 自分の得意・不得意がわかり、目標が持てるようになった。
- 視野が広がり、可能性を考えられるようになったので、就労体験から始めたい。
- 働く意欲が沸いてきた。人を喜ばせられるような仕事を見つきたい。
- 自分の気持ちを伝えることで、自分を理解し、相手の気持ちを理解することにつながるとわかった。

訓練名	内容
清掃作業講習	清掃作業についての基礎的な知識を学び、実習を通して技術を身につける ※実施期間:2日間
就職準備セミナー	心と体のバランスを維持しながら、職業人意識、コミュニケーション能力、ビジネスマナーを学ぶ ※実施期間:4日間
就労体験 (基礎型・実践型)	就労を目指す際のスキルアップをはかるために、実習を体験し他者との交流や共同作業の喜びを体感しながら就労における適応能力を高める ※実施期間:1か月
就労体験(合宿型)	就労体験を通じ就労意欲の喚起を図るとともに、共同生活を通じ生活習慣を身につける ※実施期間:10日間
ものづくり体験	様々なものづくり体験を通して豊かな感性と創造性を育み、ものづくりについての興味や理解を深める ※実施期間:1日間
職場見学ツアー	実際の職場を見学し、作業内容・雰囲気・魅力を知ることで「働くイメージ」について理解を深める ※実施期間:1日間

京都府での課題

- ・ 町村を所管する保健所は市部に位置しており、住民との間に距離があるため住民ニーズが把握しにくい
- ・ 町村（福祉事務所設置自治体でない）との連携が不十分
… 重層的支援体制の町村部での取組に期待
- ・ 各市の意識・取組に温度差がある
- ・ 事業実施の枠組みが整っても利用実績が伸びない

今日お話しさせていただく要点

1. 制度に関わる、制度内外の取組例
2. 中間支援（後方支援・支援者支援）
3. 人材養成

「横断的課題」提出資料1

(公財) 沖縄県労働者福祉基金協会

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター

名嘉 泰

(前回改正事項)

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開。

(検討会第1回目資料4、p.26)

地域共生社会は、生活困窮者自立支援制度における包括的支援と地域支援を総合的に推進するという考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであり、目指す支援のあり方・理念に重なりがある。重層事業の実施の有無に関わらず、生活困窮者自立支援制度においても、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。

(横断的課題検討班第1回WG資料1、p.29)

【伝えたいこと】

生活困窮者自立支援制度は、制度自体が流動的に変容していくこと、より良い方に向かって仕組みが変容していくことを目指している。

制度の内側だけではなく外側と横断的につながり連携していくことを目指している。

それぞれの人がある人なりの自立に向かうことに伴走して、その人と一緒に動き支援・応援することと同時に、それぞれの人がある人なりに暮らし続けられる地域づくりを目指している。

「人の支援・応援」「地域づくり」を実現するために制度があるので、制度自体の充実も重要だが、制度の内・外にかかわらず制度の理念が「自助・共助・公助」のあらゆる仕組みに浸透していくことがさらに重要で、制度の理念、「包括的支援」と「地域支援」が実現していくために、その仕組み・手立ての1つとして生活困窮者自立支援制度が機能することが望ましい。

「包括的支援」「地域支援」の取組例

(公財) 沖縄県労働者福祉基金協会 (労福協)

「生活困窮者自立支援事業」を担う母体としての法人

1975年創設。

労働者福祉中央協議会(中央労福協)があり、連合、労働金庫、こくみん共済、生活協同組合などで構成される全国組織。

【生活困窮者自立支援機関】

★沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター（5センター）42名

1. 自立相談支援事業
2. 一時生活支援事業
3. 家計改善支援事業
4. 就労準備支援事業（被保護を含め4市と共同実施）
5. 就労訓練推進事業
6. アウトリーチ支援事業
7. 北谷町一次相談窓口事業
8. 読谷村一次相談窓口事業

★那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター（1センター）20名

1. 自立相談支援事業
2. 一時生活支援事業
3. 生活困窮者自立支援金

★那覇市ほっとプラス（1センター）9名

1. 就労支援事業（被保護）
2. 就労準備支援事業（被保護）

★沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター（1センター）12名

1. 自立相談支援事業
2. 一時生活支援事業
3. 就労準備支援事業
4. 生活困窮者自立支援金

自立相談支援事業

→食料支援

フードバンクセカンドハーベスト沖縄（法人評議員）

フードバンクセカンドハーベストジャパン

県試験農場

就労サポートセンター（RS）

→就労支援

グッジョブセンターおきなわ（総合的就業支援拠点）

沖縄県おしごと応援センター OnexOne（就労困難な人・続かない人向けの就労支援）

一時生活支援事業

→NPO 法人「愛さん会」(職員)

→居住支援法人「ウパンナ」(職員)

就労準備支援事業

→農家、企業、就労移行支援事業所「おおきなかぶ」との共同実施

就労訓練

→就労サポートセンター(工賃を直接手渡しする日払い就労訓練など)

子どもの学習支援・生活支援

→エンカレッジ(法人評議員)

→ぷらっと(職員)

→「沖縄子どもの未来県民会議」(法人が構成員)

法外援護(共助)

→小口貸付

→「働く仲間のゆめ・みらい基金」(労金・こくみん共済)

→「エール基金」(中央労福協)

→子どものキャリア教育(労金、エンカレッジ、沖縄県女性就業・労働相談センター、就労サポートセンター)

→ボランティア活動(法人内外の有志)

→その他いろいろ

【参考資料】

中央労福協：<https://www.rofuku.net>

沖縄県労福協：<http://www.rofuku-okinawa.jp>

就職・生活支援パーソナルサポートセンター(沖縄県・那覇市・沖縄市)：<http://psokinawa.jp>

フードバンクセカンドハーベストおきなわ(食糧支援)：<https://www.2h-okinawa.org>

グッジョブセンターおきなわ <https://gjcenter.jp>

沖縄県おしごと応援センター One×One <https://one-onecenter.com>

エンカレッジ(学習支援)：<https://www.enc-ok.jp>

ぷらっと(子どもの貧困対策)：puratto@puratto.org

労福協就労サポートセンター(就労訓練)：<http://www.rofuku-okinawa.jp/job/>

愛さん会(一時生活支援)：<https://www.kanasankai.com>

おおきなかぶ(就労移行支援事業所)：<http://okinakabu-shien.com>

沖縄子どもの未来県民会議 <http://www.okinawa-child-future.jp>

〈就労訓練〉

ガス・水道検針 & 清掃業務

完全予約制・事前面談があります

検針・清掃業務とは？

アパートなどのガス・水道の数値(利用状況)のチェックと記録を行います。
また清掃業務では物件周辺のゴミ拾いなど環境整備を行います。
※男女問わず経験がなくても申込可能です。

訓練費あり

〈新型コロナウイルス感染予防対策をお願いします〉

マスクの着用 こまめな手洗い・うがい 手指消毒 ※体調がすぐれない方は、ご参加をお控えください

日時

①
日目

1/11(火)

10:00~15:00

②
日目

1/12(水)

10:00~15:00

③
日目

1/13(木)

12:00~16:30

④
日目

1/14(金)

10:00~15:00

⑤
日目

1/17(月)

10:00~15:00

定員

各回1名(先着順)

申し込み

申込はお電話にて受付しております。
※申込に際しては事前面談があります

申込締切

☎ 098-860-7845

12/23(土)

お電話で申込の際は、支援機関名(担当者)、参加者名などをお伺いします。予めご了承ください。

主催

(公財)沖縄県労福協 就労サポートセンター

当セミナーは、(公財)沖縄県保健医療福祉事業団の助成を受け、(公財)沖縄県労働者福祉基金協会が運営・実施を行っています。



〈就労訓練〉 お弁当配達・販売

完全予約制・事前面談があります。

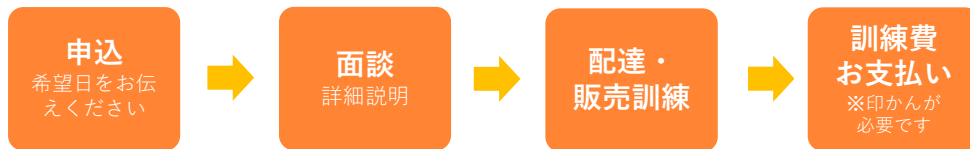
訓練費あり

※販売に関しては今後開催する予定です

訓練内容

- ・提携しているお弁当屋さんへお弁当の受取
 - ・注文先の支援機関へ配達・接客
 - ・訓練センターでの仕分け
- などの作業訓練を通して、就職に向けた準備を行います。
※男女問わず経験がなくても申込可能です。

全体の流れ



〈新型コロナウイルス感染予防対策をお願いします〉

- マスクの着用 こまめな手洗い・うがい 手指消毒 ※体調がすぐれない方は、ご参加をお控えください

【3月】開催スケジュール

※ 新型コロナウイルスの蔓延状況により中止になる場合があります。あらかじめご了承下さい。

3/1 火 3/8 火 3/15 火

3/23 水 3/29 火

【訓練時間】 10:00～13:00

【訓練場所】 訓練センター「ふらっと」
及びグツジョブセンター内
※場所詳細は担当よりご案内します

【定員】 各回1名(先着順)

申し込み

支援機関を通して受付しております

主催

(公財)沖縄県労福協 就労サポートセンター

☎098-860-7845



当セミナーは、(公財)沖縄県保健医療福祉事業団の助成を受け、(公財)沖縄県労働者福祉基金協会が運営・実施を行っています。

ろうきん 沖縄共済 coop
働く仲間のゆめ・みらい基金
～子どもは私たちの、ゆめ・みらい～

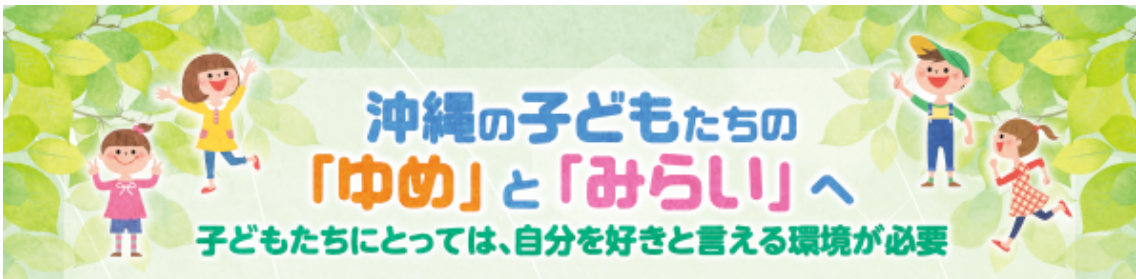
基金レポート 2021



職場・ご家庭へ

本書は、沖縄の「子どもの貧困」の解決に向けて立ち上がった本気の大人たちの活動記録です。

発行 2021年8月 / 基金運営事務局 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会



沖縄の子どもたちの「ゆめ」と「みらしり」へ

子どもたちにとっては、自分を好きと言える環境が必要

子どもたちの、今

沖縄県が公表した子どもの貧困の背景を探る「2020年沖縄子ども調査」では、困窮世帯ほど父母ともに不安定な職で長時間働く割合が多く、抑うつや不安感が強まる傾向がありますが、時間的余裕がないことから公的機関への相談が少ない実態や、新型コロナウイルス感染症の心理的影響により慢性的な疲労を感じ、子どもに対して感情的に怒鳴る等をしてしまう割合が高くなる傾向がある調査結果となっています。

コロナ禍で勤務先の休業等により子どもと過ごす時間は増えたものの、困窮世帯の家計はひっ迫し、食糧品や衣料品が買えなくなる状況に陥ることや、医療機関を受診できない傾向が高い現状にあります。経済的な理由により大きなリスクを抱えざるを得ない沖縄の子どもたちの割合の高さは際立っており、生活や教育を取り巻く厳しい環境が本報告書等にも表れています。

働く仲間の、今

沖縄県の「子どもの貧困」の背景にある特徴は、「高い非正規雇用率」、「長時間労働」、「低賃金」など、労働者を取り巻く厳しい現実があります。「子どもの貧困」の解消には、労働世代である「親」の経済・生活基盤を安定させるための、「働くにつながる」、「収入向上」などの支援が必要であることや個人が抱えるさまざまな困難に寄り添い解きほぐすためには、それぞれに合わせた伴走型支援の取り組みが必要です。

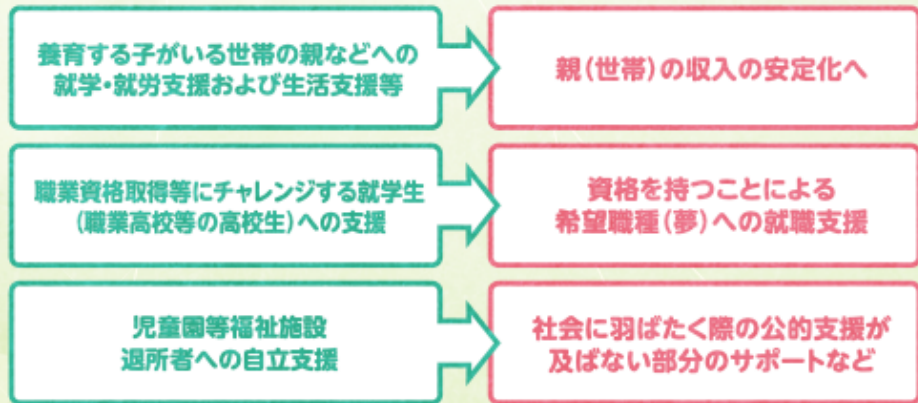
子どもたちが「ゆめ」をあきらめない社会へ

〈(公財)沖縄県労福協〉、〈連合沖縄〉、〈こくみん共済 coop(全労済) 指定整備工場沖縄県協議会〉、〈ろうきん〉、〈こくみん共済 coop(全労済)〉は、「ろうきん こくみん共済 coop 働く仲間のゆめ・みらい基金」を通して、会員・協力団体、そして県内の各労働団体と共に、「貧困の連鎖」を断ち、子どもたちの夢と未来を支えるための取り組みを協働で取り組んでいます。

共助・共感による共生社会の実現に向け、全県的な運動をめざし取り組みを進めています。

基金による支援の柱

「子どもの貧困＝親の貧困」の改善、解決に向け、以下の「働く」につなげる支援に取り組んでいます。





年末お福分け隊 2021年12月29日(水)

沖縄県内にお住いの皆さまへ、支援の必要な方へ無料で食糧をご提供いたします。
 お子さまには「お菓子のつかみ取り」や「おたがい様市(子供向けリサイクル用品の無料提供)」
 もございます！お子さま連れでのご来場大歓迎♪お待ちしております。(※ 事前予約が必要です)

配布場所

■那覇会場: グッジョブセンターおきなわ

那覇市泉崎1-20-1 カワーナ旭橋A街区6階

■配布時間: 10時~14時

■コザ会場: 沖縄市雇用促進等施設 (BCコザ)1階 図書館前

沖縄市中央2-28-1 BCコザ
グッジョブセンターおきなわ中部サテライト

■配布時間: 10時~13時

予約方法

QRをスマホで読取り、専用webページからの申込

■専用web受付: 12月23日(木)~24日(金)/受付時間 10時~16時

■電話受付: 12月25日(土)のみ /受付時間 10時~17時
 ☎098-865-5006(グッジョブセンターおきなわ)



主催:(公財)沖縄県労働者福祉基金協会
 共催:グッジョブセンターおきなわ
 協賛:NPO法人フードバンク2h沖縄/セカンドハーベストジャパン
 後援:沖縄県、那覇市、沖縄市、連合沖縄、沖縄県労働基金、こくみん共済coop沖縄推進本部、沖縄県労働者互助会
 協力:農林中央金庫、JAおきなわ南部地区女性部、学生ボランティア(沖縄大学あ〜ま〜、他学生)、護国丸太鼓、他

新型コロナウイルス 感染防止対策

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、ご来場時のマスク着用、検温、消毒のご協力をお願いします。
- また、体調不良の場合は、ご来場をお控えください。

【那覇会場】



当日問合せ:080-2691-1485

【コザ会場】



当日問合せ:080-6487-3950

沖縄県住宅確保要配慮者居住支援法人一覧

令和3年9月21日 現在

指定番号	法人の名称	代表者氏名	指定年月日	主たる事務所の所在地	支援業務を行うとする事務所の所在地	支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲																			支援業務を行うおこな区域	居住支援法人の電話番号	
						① 低額所得者	② 被災者	③ 高齢者	④ 障がい者	⑤ 子育て	⑥ 外国人	⑦ 中国籍留邦人	⑧ 北朝鮮制裁対象者	⑨ ハンセン病療養所入所者	⑩ DV被害者	⑪ 犯罪被害者	⑫ 児童虐待被害者	⑬ 生活困窮者	⑭ 更生保護対象者	⑮ 東日本大震災被災者	⑯ 児童養護施設入所者	⑰ 戦傷病者	⑱ 原子爆弾被害者	⑲ 海外からの引越者			
沖縄県第1号	ホームネット株式会社	代表取締役 藤田 深	平成30年6月4日	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 オークタワー1111	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 オークタワー1111																				沖縄県全域	03-5285-4538	
沖縄県第2号	株式会社 あんしんサポート	代表取締役 古賀 功一	令和元年7月26日	福岡県福岡市城南区原倉1-6-25	福岡県福岡市城南区原倉1-6-25																				沖縄県全域	092-843-1881	
沖縄県第3号	一般社団法人ウハナ	代表理事 和田 聡	令和2年4月1日	沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄748番地2	沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄748番地2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	沖縄県全域	090-1794-1055
沖縄県第4号	株式会社ビザライ	代表取締役 藤達 聖史	令和2年5月26日	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根479番地1	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根770番地5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宮古島市全域	0980-79-5477
沖縄県第5号	株式会社N-フィールド	代表取締役社長 久保 明	令和2年8月28日	大阪府大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館4階	沖縄県中頭郡中城村字南上原024番1号 Maサンビスカ102号室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	沖縄県本島市全域	098-895-1888
沖縄県第6号	株式会社 レキオス	代表取締役 塚本 文雄	令和3年4月22日	沖縄県那覇市おもろまち四丁目19番	沖縄県宜野湾市志真志四丁目30番6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	那覇市、浦添市、宜野湾市	098-943-0889

「横断的課題」提出資料 2

(公財) 沖縄県労働者福祉基金協会

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター

名嘉 泰

これまでの検討を踏まえて、



生活困窮者自立支援制度の理念に基づく実施の再確認が必要。

狭間を産まない、制度に横串を刺す、申請主義的ではなくアウトリーチを採り入れた相談支援が実施できていない所もあるのではないかな？

福祉事務所単位の実施による課題。

移動する人への対応はどこ？情報共有の必要性和困難さ。

生保制度との連携、社協貸付との連携、住確の申請主義。

自治体ごとの運用のさい、自治体内（役所内）で他の福祉サービスと横並びの1機能になっている場合があり、制度が十全に機能していない。

地域共生、包括的支援、重層的支援体制の構築と言うとき、生活困窮制度はコーディネート機能を発揮できる可能性があり、重層的支援体制の中核になれる可能性があるが、各自治体にそうした発想がない場合、単なる横並びになりかねない。

比較的人口の少ない自治体では兼務体制が多い。それは、職員としては業務の荷重負担につながり、制度としては機能の弱体につながる場合がある。

→自治体コンサルティングの拡充による実施体制の見直しと再編の支援。

→出前研修という機能も兼備して、職員の燃え尽きを予防し支援の質の向上につなげる。

→支援員のためのデータベース機能・相談機能の拡充。

（「生活困窮者支援全国ネットワーク」による総合サイト・相談サイトは現存する。厚労省ニュースレターや各種情報は豊富にある。しかし散在している。既存のデータベースや情報サイトをたたき台に機能拡充を行ったほうがいい。具体的には、目的別や地域別にカテゴライズされたサイト）

（参照：沖縄県「こどもミライ」サイト）



人材養成

→現研修の見直し

→現任者研修

→出向等による OJT

→自治体コンサルティングの拡充

→連携機関への出前研修（たとえば FP 協会では家計改善支援研修）

→生活保護制度との合同研修

→支援担当者が燃え尽きたり疲弊したりしないような工夫。たとえば、支援員同士の情報交換会（研修という名目だと敷居が高く感じる場合もあるので、ざっくばらんに課題等なしの交換会（交歓会）が他の研修と共存）

★

生活保護制度との断裂のない連携、支援の連続性という発想は重要。

全社協調査によると、生保につながらない要因の上位 2 つは、「生保に関する先入観や誤解」「担当者のソーシャルワークの視点と技術の習得」。

生活困窮側も同じ視点による自己検証を行うことはもちろん、生活保護制度の課題を解消するために、生活困窮制度から生活保護制度への提言があったほうがいい。

→両制度が相互理解を深めるための、両者が参加する研修の実施。

→現行研修、隣接する分野（児童・高齢・障がい・生保）との合同研修、参加者と内容についてもそれに見合うような組み立て。

→都道府県研修は各地域の実情に即した組み立て（例：居住支援法人の実情、子ども食堂紹介等）。

★

従来の研修が担当者を集める形であるのに対し、研修のアウトリーチ、というか、自治体コンサルティング事業の拡充。

自治体コンサルティング事業があり、各自治体に家計改善支援と就労準備支援のコンサルティングを実施中。各自治体の状況に合わせた助言が行われ、結果として任意事業の実施開始の支援や実施中の改善につながっている。

この発想を必須事業運用を含め制度全体に広げることの検討。

特に企業開拓や地域づくりなどは経験と技能が必要なので、新たな実践が困難な場合がある。

事業開始と事業継続と実施内容の充実のために、たとえば、知見や経験を持っている人を全国に派遣。

各機関で事業をどのように運用すればいいのかをそれぞれの地域に合わせて助言、コーディネート。

1～2日ではなく PDCA を行える長さ、（貼り付きでなくてもかまわないので）数週間から数ヶ月の長さにする。

→案：厚労省事業として担当者 20 人をプール、全国に派遣。

★

庁舎内連携、支援会議。

→個人情報の共有や共有を踏まえての他機関連携は支援の有用な手立てと成り得るが、同意なし個人情報の一人歩きや流用が起こらないような配慮も必要。

★

コロナ下の各種支援策、それが困窮している人たちへの支援として適切なのかを検証。

→住居確保給付金、社協コロナ特例貸付、生活困窮者自立支援金は、大多数の人にとって困窮状態をしのぐ有

用な手立てと成り得ている。

→一方で、支援現場からは、「各種支援策が自立への歩みを遠ざけてしまう結果になっている」との声も挙がっている。

★

就労準備支援で交通費や食事提供。

家計改善支援で権利擁護（金銭管理で通帳預かりや所持金預かり）。

一時生活支援を拡充するものとしての地域居住支援事業、さらに踏み込んで、一時生活やその後の住居として公営住宅を活用。

★

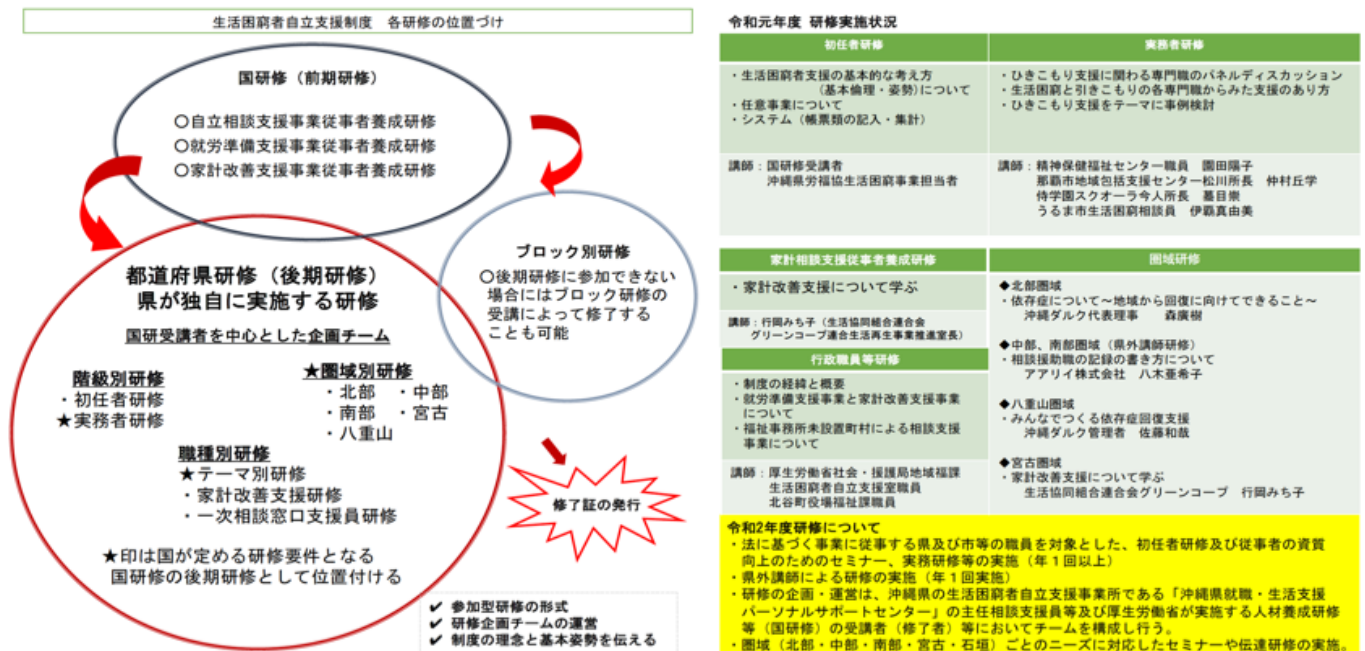
子どもの学習支援・生活支援事業。仕組みが多く煩雑になってしまい、機能をかえて十分に発揮できていないとの声がある。

その一方で、子どもの学習支援・生活支援事業を担当する機関が自立相談支援機関と異なる場合、互いに動きが見えず連携が取れていない状況も散見される。

【参考資料】

沖縄県人材養成推進事業：

人材養成推進事業 生活困窮者支援従事者等を対象とした資質向上のための取組み



困窮者支援情報共有サイト（「みんなつながるネットワーク」）：<https://minna-tunagaru.jp>

沖縄県の子どもの未来を応援する情報サイト（「こどもミライ」）：<http://www.kodomo-mirai.okinawa>

令和4年2月28日
生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
ワーキンググループ（横断的検討班）提出資料



長野県社会福祉協議会 中島 将

1 生活福祉資金特例貸付に関する論点 (実施主体として)

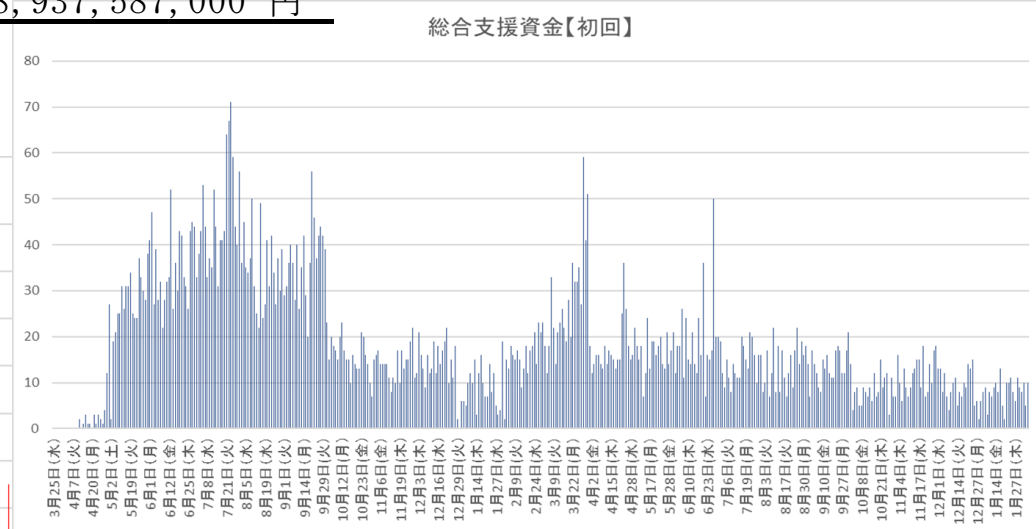
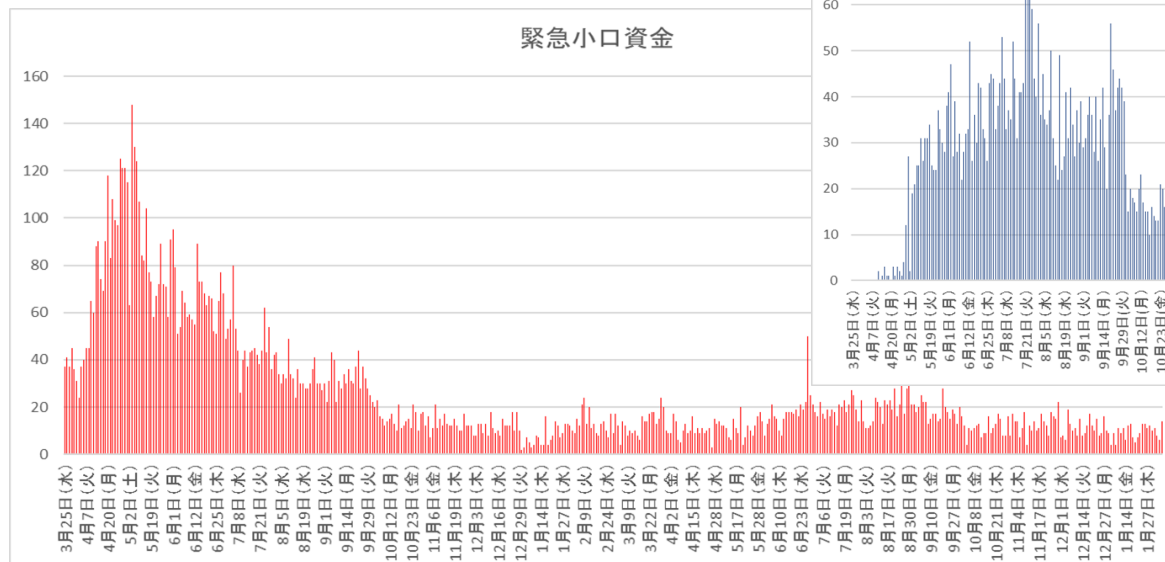
○特例貸付の実施状況

長野県における受付件数、金額等は下記のとおりです。長野県の833千世帯に対する緊急小口資金の件数は1.4%になり、市町村によっては3%を超えるところもあります。緊急小口資金に加えて総合支援資金を借り入れた方は7割を超えます。

資金種類	件数	金額	1件平均
緊急小口資金 対世帯数	11,695 件 1.40 %	1,835,045,000 円	156,908 円
総合支援資金【初回】 対小口資金	8,436 件 72.1 %	4,223,973,000 円	500,708 円
総合支援資金【延長】 対総合支援資金（初回）	2,757 件 32.6 %	1,245,723,000 円	451,840 円
総合支援資金【再貸付】 対総合支援資金（初回）	3,250 件 38.5 %	1,632,846,000 円	502,414 円

計 8,937,587,000 円

※令和2年3月27日から令和4年2月4日まで



申込受付日の翌日から3営業日目に送金

○経済対策、社会保障、社会福祉政策が混在

緊急小口資金特例貸付は、自然災害による被災者や避難者を支援するため、災害救助法が適用された地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯を対象に、阪神淡路大震災以降、東日本大震災他、直近では令和元年台風19号災害において実施されてきました。今回、この被災者等の支援スキームをそのまま感染症拡大下の経済対策として転用し、全国一斉、一律の実施が社協に求められました。景気を下支えする経済対策として貸付が妥当なのか、経済活動縮小に伴う減収世帯等の所得保障が貸付に期待されたのか、特例貸付の役割と適性の整理が必要です。

また、総合支援資金は、リーマンショック以降の離職者支援のために創設され、当初ハローワークの求職活動のみを要件としていたことでの混乱もあり、生活困窮者自立支援法の施行後、自立相談支援機関の相談支援を要件とする貸付になりました。今回、この「相談支援」が省かれたことで、社会福祉の取組みから離れてしまっている状況にあります。

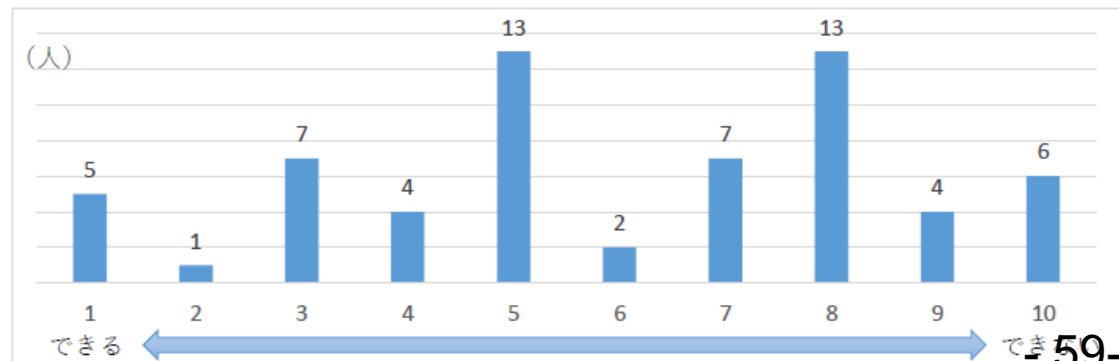
いずれも、生活の自立に向けた社会福祉政策である生活福祉資金の取組みとの矛盾が生じ、窓口を担う市町村社協を含む実施主体の混乱は小さくありません。今回の特例貸付の実施によって、相談支援の機能を含んだ貸付事業の本来の意義が揺らぐことがないように留意しなければなりません。

問7. 本特例貸付が自立支援ではなく、コロナ禍の経済対策に位置づけられたことは理解できるか

参考：新型コロナウイルス感染症特例貸付に関するアンケート結果より

回答者：長野県内の市町村社協担当職員
(62名)

調査時期：令和3年9月14日～9月27日



○就労意欲低下への懸念

感染症拡大が社会や経済に大きな影響を与え、給付や貸付により生活を維持せざるを得ない世帯があることは事実です。一方で、特例貸付により簡易な申請で長期間にわたり毎月現金が口座に振り込まれることもまた事実です。本来の生活福祉資金では、その後の生活を見通すための相談支援があり、エンパワメント機能もありました。しかし、今回それが省かれたことにより最も懸念されることが、借受人の就労意欲の低下です。

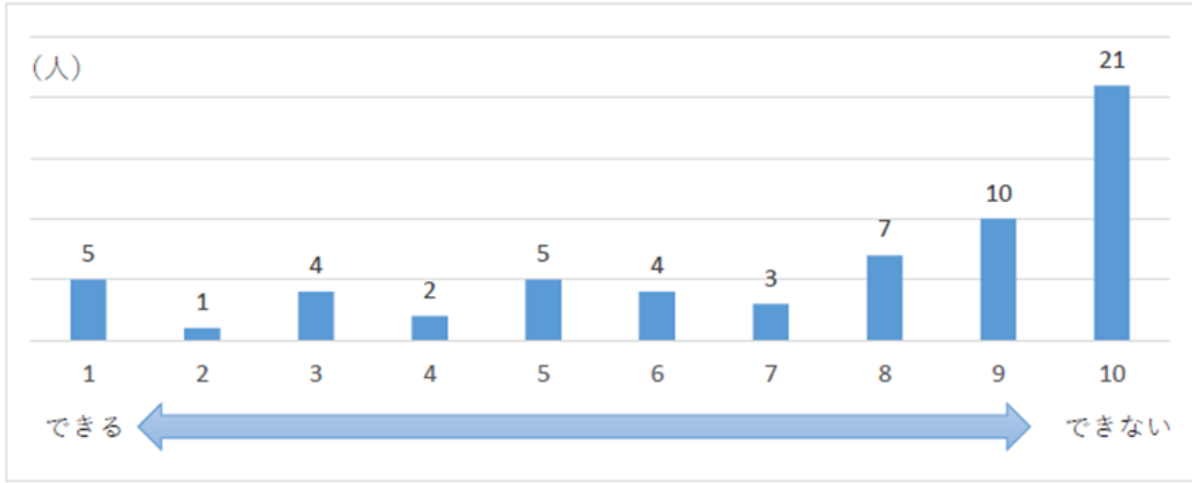
また、特例貸付開始前から、住民税非課税世帯の償還免除が公表されたことで、非課税を目指してあえて就労を控える借受人も見られました。償還免除を前提にした貸付により、モラルハザードを招いていないか検証が必要です。

なお、窓口を担う市町村社協において、矛盾をはらんだ制度の扱いには大きな戸惑いがあり、借入申込者への対応を通じた実感としても、償還免除が事前に周知されていることへの理解は難しいようです。

問10. 受付期間の長期化による懸念 (10文字以内)

- ・ 就労意欲の低下 (9)
- ・ 貸付への依存、制度依存が進む (4)

問9. 非課税世帯の償還免除が周知されたうえでの制度設計は理解できるか



<有効性について>

「複数回借りられている方について、減収等改善の余地が見られず借金が増えていくだけといった印象を受けます」
 「貸付ありきの生活になってしまい、現状回復に努める危機感が失われている人がいる」

○収支状況の把握の必要性

今回の特例貸付の実施にあたり、収支状況から生活に必要な額を把握してもらうため、昨年1～3月の間、借入申込み時に「相談時家計表」を提出いただきました。

単身世帯で収入がある世帯は約67%で、その反対に無い世帯は約33%となります。収入元の早急な確保が必要であることがわかりました。

一方、複数世帯の支出額の平均は40万円を超えます。支出額の抑制等への対応も必要です。

収支差額は全世帯で11万円強のマイナスです。単に上限額を借入申込額とするのではなく、収支差額による必要な額とすることで償還の負担にならないようにする必要があります。

資金種類：総合支援資金／期間：令和3年1～3月／世帯数：計1,149（単身世帯477 複数世帯672）
把握方法：借入申込み時における「相談時家計表」の提出

1 収入の状況	全世帯	内訳	
		単身世帯	複数世帯
世帯の収入額（平均）	265,735 円	160,700 円	318,499 円
収入がある世帯数	960 世帯	321 世帯	639 世帯
収入がある世帯の割合 (※各世帯数に対する割合 以下同)	83.5 %	67.2 %	95.0 %

2 支出の状況	全世帯	内訳	
		単身世帯	複数世帯
世帯の支出額（平均）	335,198 円	232,415 円	408,156 円

3 収支差額	全世帯	内訳	
		単身世帯	複数世帯
世帯の収支差額（平均）	-113,174 円	-124,271 円	-105,297 円

○返済金に対する貸付以外の支援策

借入申込み世帯の支出のなかに返済金が含まれる世帯の割合は約7割で、返済額の平均額は約7万円です。特例貸付の借入額の平均が全世界帯で約15万円なので、貸付の多くが返済金に充てられているのが実情です。住宅ローンがある世帯の平均額は7万3千円と多額です。件数では、自動車ローンを抱える世帯が約29%、クレジットの支払いがある世帯が約24%とその割合が高くなっています。減収世帯等への経済的支援として、借入額を増やしてしまう貸付だけでなく、返済金の減額や猶予などに対する施策を積極的に行う必要があると考えられます。

	平均(円) 世帯数 割合(%)	返済金										計
		住宅ローン	自動車ローン	銀行	消費者金融	クレジット (キャッシング・物品)	滞納税金・ 社会保険料等	滞納生活費 (家賃・ 光熱水費等)	個人からの 借金	その他の 返済	家計再生 のための 新規借入の 返済	
全世界帯		73,571	30,095	28,898	24,311	31,662	26,346	32,443	32,613	29,758	20,594	69,047
	1,149	153	329	167	121	275	154	95	166	151	7	794
	100	13.3	28.6	14.5	10.5	23.9	13.4	8.2	14.4	13.1	0.6	69.1
単身世帯		72,304	25,640	23,915	21,651	24,756	24,438	25,991	27,539	29,158	12,290	51,153
	477	23	90	50	44	85	58	43	71	50	4	278
	41.5	4.8	18.8	10.4	9.2	17.8	12.1	9.0	14.8	10.4	0.8	58.2
複数世帯		73,795	31,772	31,027	25,831	34,752	27,499	37,779	36,405	30,055	31,667	78,687
	672	130	239	117	77	190	96	52	95	101	3	516
	58.5	19.3	35.5	17.4	11.4	28.2	14.2	7.7	14.1	15.0	0.4	76.7

4 借入額

世帯の借入額 (平均)

全世界帯	内訳	
	単身世帯	複数世帯
151,345 円	128,784 円	167,360 円 - 62-

○特定の費用への貸付支援

家賃支出がある世帯は約66%です。生活に必要な費用に対する支援として、住居確保給付金が有効であることが推察されます。

一方で、貸付についても特定の費用に対して実施することも検討していく必要があります。例えば食費に対する貸付として世帯人数による一定額を、あるいは電気、ガス、水道代などの光熱水費や医療費等への貸付として前月の支払い額に相当する額を一定期間貸付けるなど、生活の基本となる「住」や「食」、「医療」などへの負担軽減を目的とした貸付とすることで、その意義と効果が高まるのではないかと考えます。

	住居費			基本生活費							
	家賃	管理費	維持費 修理費 更新費	食費	外食費	電気代	ガス代	水道代	灯油代	被服 理美容 雑貨費	医療費 介護費等
全世帯	44,839	7,310	12,646	47,031	12,982	12,523	9,148	6,925	10,358	12,161	15,259
	754	121	104	1,130	291	1,109	973	1,061	867	993	793
	65.6	10.5	9.0	98.3	25.3	96.5	84.6	92.3	75.4	86.4	69.0
単身世帯	40,187	6,990	7,548	33,656	13,181	8,929	7,013	4,586	7,859	9,557	10,522
	360	58	36	463	117	450	407	422	323	402	269
	75.4	12.1	7.5	97.0	24.5	94.3	85.3	88.4	67.7	84.2	56.3
複数世帯	49,090	7,604	15,344	56,315	12,848	14,977	10,683	8,469	11,842	13,932	17,691
	394	63	68	667	174	659	566	639	544	591	524
	58.6	9.3	10.1	99.2	25.8	98.0	84.2	95.0	80.9	87.9	77.9

2 生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割 (長野県の実践から)

生活困窮者自立支援法における都道府県の役割

第四条

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
- 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

長野県における生活困窮者自立相談支援体制（「まいさぼ」による展開）

長野県では、平成23年度から「パーソナル・サポート・モデル事業」を実施し、様々な問題を抱えて困窮している方に対して、全国に先駆けてワンストップ型の相談支援に取り組んできました。

支援拠点の整備

平成23年～25年度
 パーソナル・サポート・モデル事業
 県単独で4か所に相談支援拠点を開設
 【開設場所】
 長野市・松本市・上田市・飯田市

平成26年度
 信州パーソナル・サポート・モデル事業
 県と市が共同で6か所に相談支援拠点を開設
 【開設場所】
 長野市・松本市・上田市・飯田市・伊那市・大町市

平成27年度～
 生活困窮者自立支援法施行
 県（町村部）と19市が共同して23か所の生活就労支援センター（愛称：まいさぼ※）を設置し、連携しながら相談支援を実施。
 令和3年4月現在26か所

支援体制の概要

- ◆実施主体 長野県（町村部）及び各市
- ◆事業本部 長野県社協
- ◆まいさぼ設置状況

県と市が共同設置 (県社協委託)	2	下高井郡・下水内郡／飯山市 北安曇郡／大町市
県と市の併設設置 (県・市社協委託)	1	下伊那郡／飯田市
県単独で設置 (県社協委託)	6	北佐久郡・南佐久郡・小県郡 諏訪郡 上伊那郡 木曾郡 東筑摩郡 埴科郡・上高井郡・上水内郡
市単独で設置 (直営、市社協、NPO委託)	17	直営4（岡谷市、茅野市、駒ヶ根市、中野市） 市社協委託11、県社協委託1（佐久市） NPO委託1（松本市、市社協へも委託）

※相談者自身が自らの課題を整理し、マイサポートプランを作って再出発できるよう寄り添い支援を行うことを意味したもの

事業の適切かつ円滑な実施（法第4条の2第一項関係）

連携体制の構築

【圏域ごとの連携】

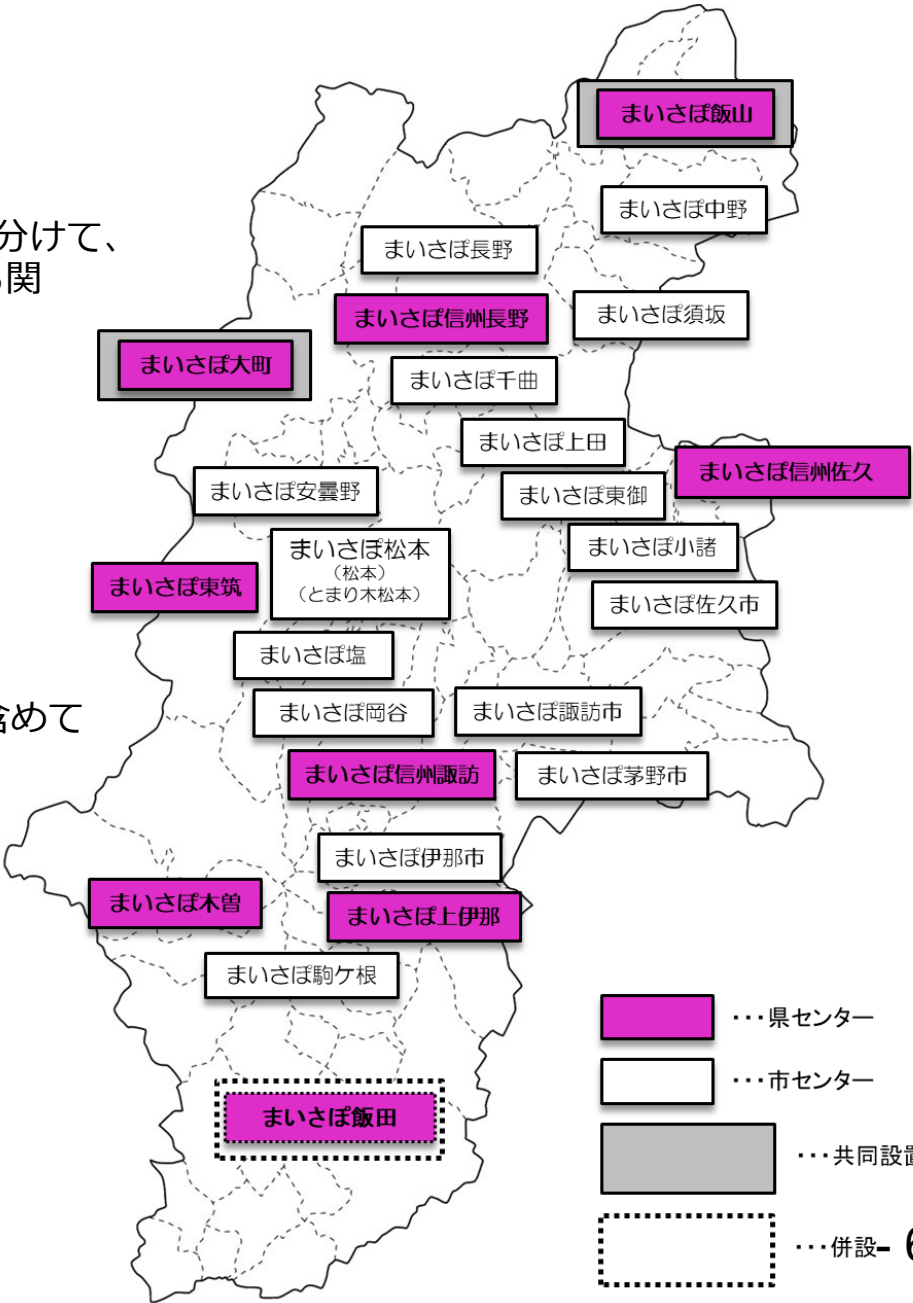
長野県主導により、19の市と58市町村を9圏域に分けて、下記のような取組を進め、各まいさぽが「顔の見える関係」を作り、日常的に連携

- 就労先等の社会資源を情報共有
- 地域連絡会議
- 相談者の適切な引継ぎ
- 町村社協に「まいさぽ出張相談所」を設置

【県全域の連携】

長野県は事業本部を長野県社協に設置して、市も含めて全県的な調整・企画を実施

- 県と市の連携体制を定める協定締結
名称「まいさぽ」の統一使用 等
- 広域連絡会議
- 全まいさぽ支援員を対象とした人材育成研修
- 主任相談支援員会議
(市郡をまたがる課題検討)
- 広報の共同実施



研修事業、支援手法に関する情報提供（法第10条関係）

本事業においては支援員の相談援助力の向上が欠かせません。本県では、社会状況や支援員のニーズに応じた**テーマ別研修**、初任、中堅の**階層別**研修、そして国の後期研修として、主任、相談、就労の**職種別**研修を実施しています。

テーマ別で取り上げた内容は、「多重債務」「自殺予防」「刑余者支援」「精神疾患の理解」「子どもや家庭へのアプローチ」「社会的孤立」など幅広く、圏域ごとに開催しながら、地域の弁護士、保健師、保護司、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーなど関係する職種の方にも参加いただくことで、各まいさぽとの関係づくりにもつなげています。

また、支援員間で情報共有ができるように「**まいさぽレター**」を随時発行し、セミナーや他の行事など、支援員が参加したものの内容を振り返るため、特別号も発行しています。

Special Report
まいさぽレター
特別号
Vol. 3

社会福祉法人
長野県社会福祉協議会

これからの
生活困窮者支援
を考える セミナー

信州パーソナル・サポート事業
支援員等人材育成事業



2018年5月31日開催
於 松本市遠藤通東文化センター

国では生活困窮者自立支援法の施行3年後の見直しのため、「社会福祉協議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を創設して、これまでの成果と今後のに向けた事業の拡充・見直しの方針をまとめた。そして、この部会の報告内容を踏まえ、生活困窮者自立支援の一層の促進を図るため、生活困窮者自立支援法の一部改正を行いました。
本セミナーでは、生活困窮者自立支援制度の改正の概要及びそこに込められた意味を学び、これからの生活困窮者支援の目指すべき方向性と、そのための歩みを考えました。



まいさぽ支援員、社会、行政など関係者等
250人余りが参加しました。

Special Report
まいさぽレター
特別号
Vol. 4

社会福祉法人
長野県社会福祉協議会

信州パーソナル・サポート事業
研修等従事者スキルアップ事業

**生活困窮者支援
推進セミナー**



清沢誠氏



まいさぽ支援員、社会、行政など関係者等
280人余りが参加。



長野県の高野田氏が生活困窮者自立支援制度と関係関係等との連携について取り組みを報告。

令和元年（2019年）7月5日開催
於 長野市若里市民文化ホール

まいさぽレター
特別号
Vol. 7

**生活困窮者支援
推進セミナー**

ダイジェスト

令和3年（2021年）3月29日（月）開催
オンライン



令和2年度からは「**研修企画チーム**」を設置し、チームによる研修企画に取り組んでいます。

【企画の基本コンセプト】

- ①研修を受けて実践が変わること
- ②不安をやりがいに変えること
- ③支援員間のつながりをつくること
- ④個別支援と地域づくりの視点を取り込むこと
- ⑤相談援助の理念を大切にすること

【構成メンバー】

- 主任相談支援員
- 相談支援員
- 就労支援員
- 家計改善支援員
- まいさぼ出張相談所職員
- 県職員
- 県社協職員



まいさぼにおける「**支援事例集**」を作成し、支援経過や結果を蓄積し、関係機関と共有することで、相談支援の場面における参考や応用に役立てていただいています。また、事例の集積のみならず、支援員の研修テキストとして活用できるように内容を検討しています。



就労困難者への支援事例 母親と二人暮らしの無職の50代の男性

支援前の状況

- ◎50代男性。80代の母親と2人世帯。自営で農業をしていたが、父親が数年前に他界し、母親も病気を患ったことで廃業した。
- ◎母親の年金で生活していたが、生活が苦しく土地を売ったりして生活していた。母親は足が悪く買い物に行けなかったため、本人に通帳を預けて支払いや買い物を頼んでいた。売った土地代は半年で使い切ってしまった。
- ◎仕事を探していくために車を所有していたが、お金が無くなり車も売ってしまった。移動手段として（警察署の許可を得て）トラクターを使用している。
- ◎子どもの頃に事故で耳の聞こえが悪くなり補聴器を使用している。

before

まいさぼにつながった経緯

地域包括支援センターから仕事を探している人がいるので相談にのってもらいたいと話があった。同時に、社会福祉協議会から貸付の相談と食糧支援の依頼があり、まいさぼにつながった。

体制の整備、その他の事業（法第10条第二項関係）

生活困窮者支援においては既存の制度では対応できないことも多くあります。そこで、実際の支援から寄せられる支援員からの声をもとに、関係機関との協働により社会資源を開発し、全県における仕組みとして構築してきました。

明日食べるものがない
世帯へ現物支援が必要



【**食糧**支援】

就労を目指す前に仕事
体験ができないか



【**就労体験**支援】

連帯保証人の壁があり
住まい確保が難しい



【**居住**支援】

受診を拒んでいる相談
者を医療につなげたい



買い物に同行してお金
の使い方を伝えたい



【**生活改善**支援】

地域の方とごみの片付け
支援を行いたい



コロナ禍、貸付などの
金銭支援だけでは
就労意欲が低下して
しまうのではないか



【**緊急就労**支援】

連携から社会を創造する実践

【庁内連携・部署横断】

県庁内では、地域福祉課が本事業を所管していますが、生活保護は同じ課内、ひきこもりや自殺予防に関しては、同部局内の保健・疾病担当課、居住支援との関係では建設部局の建築住宅や公営住宅担当課、就労支援では労働部局の雇用担当課、さらに農林部局や教育委員会ともこれまで連携を図ってきており、暮らしを中心に庁内あらゆる部局が横につながる体制を整えています。

【多機関連携・社会資源開発】

また、制度だけでは支援が届かないところに対して、長野県社協を中心にあらゆる機関や分野とともに任意の事業を展開しています。組織・地域や社会に働きかけ、制度に無いものは創造し、社会資源として仕組み化しています。

【官民協働・創造実践】

そして、自立相談支援事業の展開にあっては、官民が協働して社会を創造する実践が同時に展開されることが望ましいと考えます。

参考：長野県における任意事業の取組み

2015年度～ 食糧支援事業

社会福祉法人による地域 公益活動との協働



【利用実績】

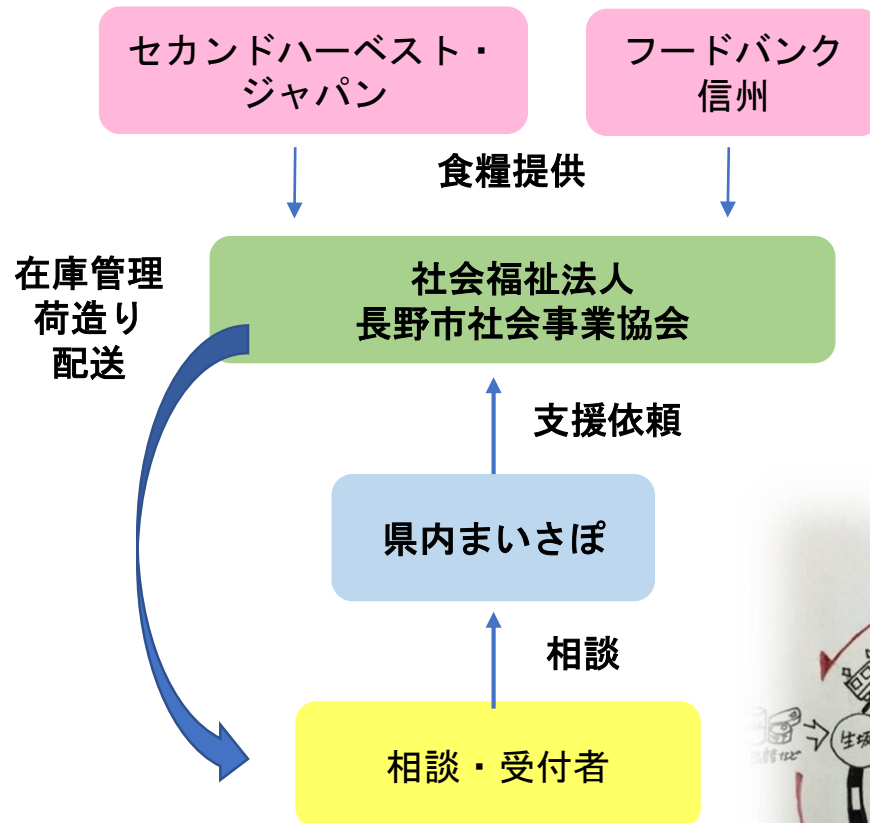
・ 配送料（平成27年から令和2年度まで）

6,138,409円

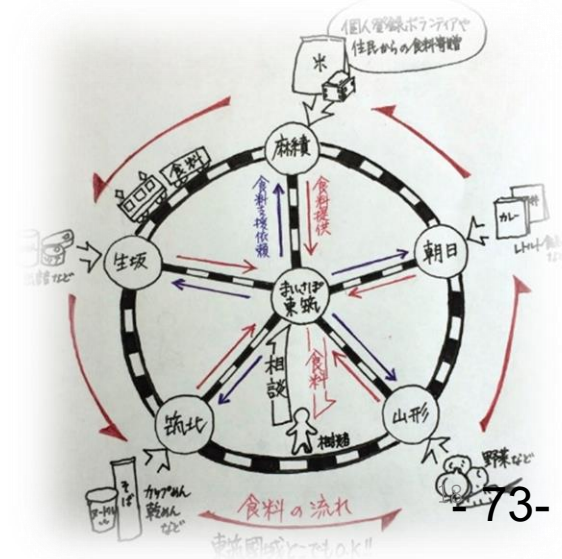
・ 利用件数（令和3年8月までの累計）

8,635件

- ・ 経済的に困窮し、食糧を確保することさえ難しい世帯などを支援する県域の取組み。
- ・ 生活困窮者への基盤的な支援として定着しており、社会福祉法人長野市社会事業協会が地域公益活動として実施している。
- ・ 食糧自体は、セカンドハーベスト・ジャパン及びフードバンク信州などからの提供を受けるが、配送料は当該法人が負担している。



・ 全県域での取組みばかりではなく、まいさぽがハブとなり、地域の町村社協の協力をもとにした圏域内での食糧支援も行われている。



2015年度～ プチバイト事業 就職支度金給付事業

社会福祉法人経営者協議会による地域貢献活動
(信州あんしんセーフティネット事業)との連携



利用実績 (令和3年12月までの累計)

○プチバイト事業

407件 / 5,412,520円給付

受入登録企業 342社

○就職支度給付事業

172件 / 1,977,144円給付

○就職応援給付金付職場体験事業 (プチバイト事業)

社会福祉法人経営者協議会の会員から協賛金を募り、地域の協力事業所で職場体験したまいさぼの相談者に対して、1時間800円(25時間、20,000円を上限)の給付を行うのがプチバイト事業。職場体験をきっかけとして社会との関係をつなぎ直し、就労の機会を開いていくことを目指している。



○就職支度金給付事業

就職は決まったが、当面の衣食住や仕事を始めるための支度に要する費用が不足するまいさぼの相談者に対して、10,000円までの支度金を給付して、新たな生活を応援する事業。

- ・プチバイト事業は、長期離職者やひきこもりの方などに対し、社会参加のきっかけづくりや自己有用感、就労意欲などを高めてもらうことを目的とした事業で、生活困窮者支援の重要なツールとなっている。

- ・就職支度金の給付も、就労決定後のフォローを担っている。

- ・給付のための財源は、社会福祉法人経営者協議会に加入する法人からの拠出金。

2017年10月～ 入居保証・生活支援事業 身元保証・就労支援事業

社会福祉協議会による地域公益事業（長野県あんしん創造ねっと）の創出



入居保証事業利用実績（令和3年12月末現在）

○契約件数（累計） **297件**
 民間賃貸住宅 66件
 公営住宅 231件
 （うち再契約件数 44件）

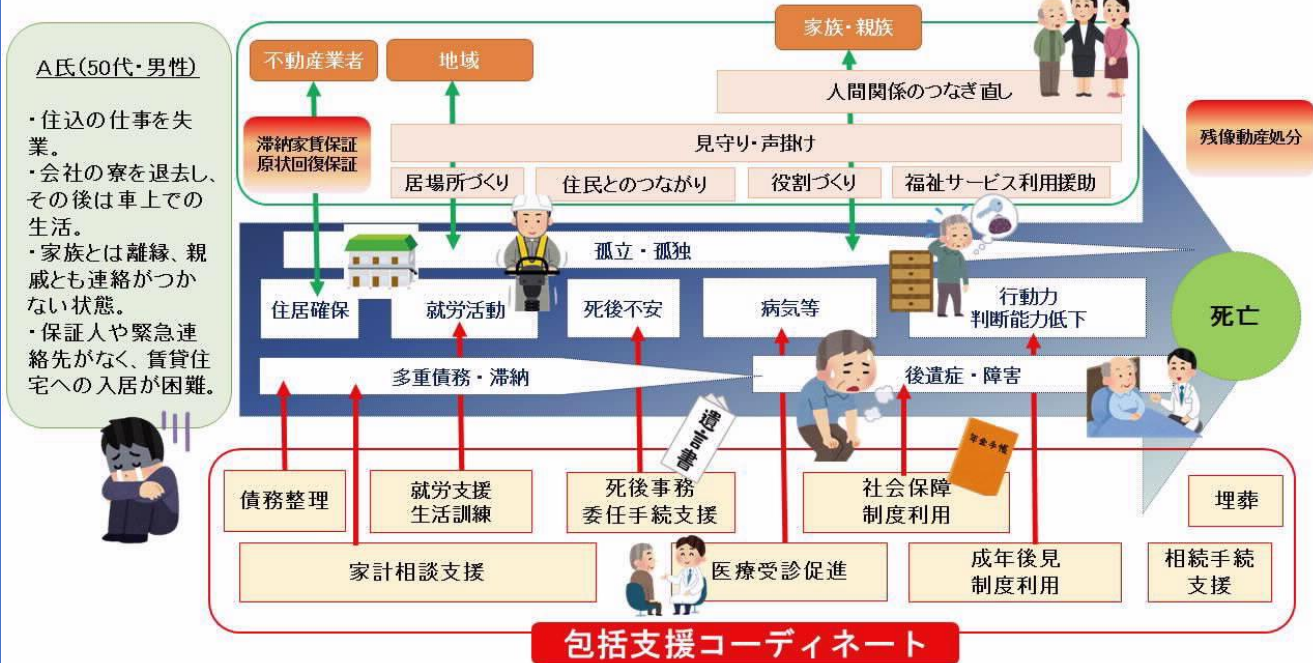
○終了件数（累計） **33件**
 死亡2件 生活保護8件
 転居等18件
 保証人確保3件 その他2件

○債務保証件数（累計） **5件**
 滞納家賃分 232,000円
 原状回復分 277,400円

○入居保証・生活支援事業

住む場所を必要としているにも関わらず、保証人がいないことから住居の確保ができないまいさぼの相談者に対して、県内の社協が拠出した財源により、滞納家賃及び原状回復費用を保証し、地元の社協が入居者の生活を包括的に支援することにより、保証人がいなくても住居確保できることを目指す事業。

想定事例（入居保証）・・A氏の人生軸を例に・・



○身元保証・就労支援事業

まいさぼにおける相談者への就労支援に際して、身元保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ、就労の機会を逃してしまうことが無いように、就労先に与えた損害に対し、この事業から見舞金を支給することを雇用主と約することで、身元保証人を立てることなく雇用に結びつくことを目指す事業。

2018年度～ 生活改善支援事業

社会福祉協議会による地域公益事業（長野県あんしん創造ねっと）の創出

利用実績（令和3年12月までの累計）

○買い物同行支援事業

42件／305,235円送金

○医療受診支援事業

105件／508,620円送金

○地域住民との協働活動支援事業

46件／295,190円送金

○生活改善支援事業

住民が抱える課題は、社会的な背景が絡まり複雑化し、生活意欲の低下や自宅への引きこもり、住まい環境の悪化などとして現れる。こうした状況に至る前に、必要な支援につなぎ、個別の生活環境を地域住民との協働によって改善していく事業。

買い物同行支援事業

困窮状態の方や家計管理に不安のある方に対し、買い物に同行し、購入費の一部を補助しながらお金の使い方をアドバイス。必要によって家計改善支援事業につなぐ。（上限1万）



医療受診支援事業

障害者手帳の取得によるサービス利用や年金受給が望まれるものの、費用の捻出が困難で医療受診ができない方や、受診を拒む方を医療につなげるために必要な費用を補助する。（上限1万）



地域住民との協働活動支援事業

社協の職員や関係する支援者などが地域住民（民生委員や近隣住民、ボランティア等）と協力して地域から孤立した住民への支援に協働で取り組む場合に必要な経費を補助する。（上限1万）



2020年6月～ 緊急就労支援事業

コロナ禍における官民協働のプロジェクト



利用実績（令和3年12月末累計）

○直接雇用型

利用申請件数 271件

助成済額 28,991,322円

○体験研修型

利用申請件数 32件

助成済額 647,200円

感染症の拡大が社会や経済に影響を与え、給付や貸付に頼らざるを得ない世帯があることは事実だが。一方、簡易な申請で毎月現金が定額で口座に振り込まれることもまた事実である。就労への意欲低下が懸念される。長野県社協では、このことを早くに認識し、2020年6月から「**緊急就労支援事業**」に取り組んできた。感染症拡大の影響を受け減収や失業した方が、ほかの仕事にチャレンジできるよう、また人手が不足している分野への業種転換の促進なども含みながら、「就労すること」による収入確保と社会参加の継続を支援する、県、市町村、賛同団体などとの協働プロジェクト。

・新型コロナウイルス感染症による失業された方などを対象に就労に向けた取り組みをサポートするため、県、市町村振興協会、連合、生協連が資金を拠出し実施している。

・対象者を雇用した事業者が支払った賃金の一部を助成する「**直接雇用型**」と、事業所等で就労の体験研修をした本人に支援金を支給する「**体験研修型**」により就労を支援している。

直接雇用型

○対象事業所

時給900円以上かつ2か月以上の期間雇用した事業所
(雇用形態は問わない)

○助成額

雇用開始日から2か月の賃金の2/3（上限192,000円）

○支払い

雇用事業者へ支払う

体験研修型

○体験研修期間

1回の期間は、開始日から1か月以内。1日6時間。なお、1人あたり3回まで（同一の体験先は除く）。
※過去に雇用歴のある事業所除く

○助成額

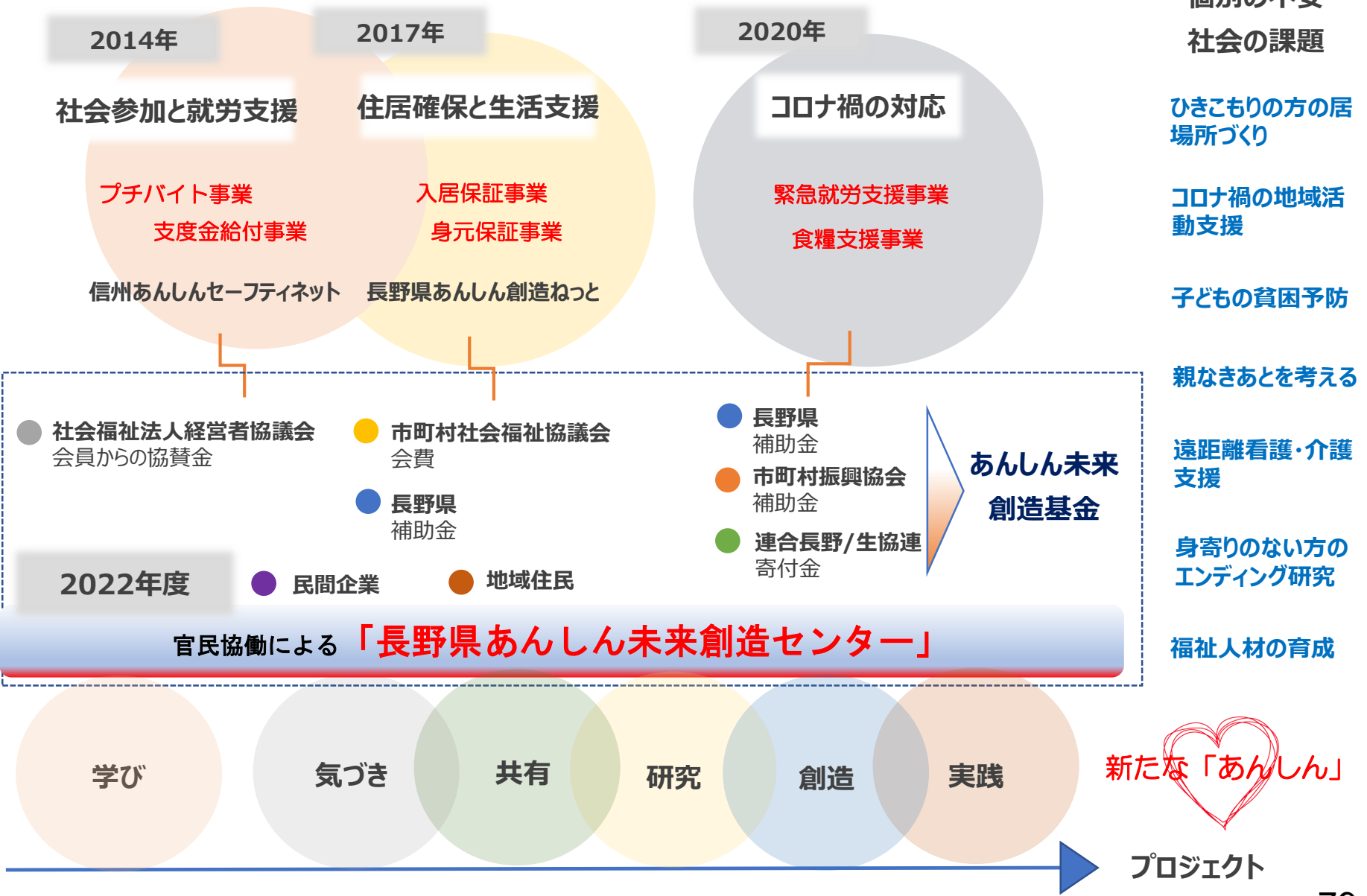
1時間あたり800円
(上限60時間/月)

○支払い

本人へ支払う

3 あんしん未来の創造と人材育成

長野県あんしん未来創造センター構想図



人材開発・育成 (ソーシャル ワーク研修)

学び

気づきから実践までの取組みは、まさにソーシャルワークの展開であり、あんしん未来創造センターでは、そのソーシャルワークの機能を高めるための人材開発・育成研修を実施する。

「コミュニティにおけるソーシャルワーク力強化研修・長野2021」



— 2020年 —



— 2019年 —



ソーシャルワークの理念、価値、知識、方法、技術などを学び、ミクロ、メゾ、マクロに働きかけるソーシャルワークの実践力を養い、個々のワーカーとして、そして各組織のソーシャルワーク機能を高めることを目的としている。

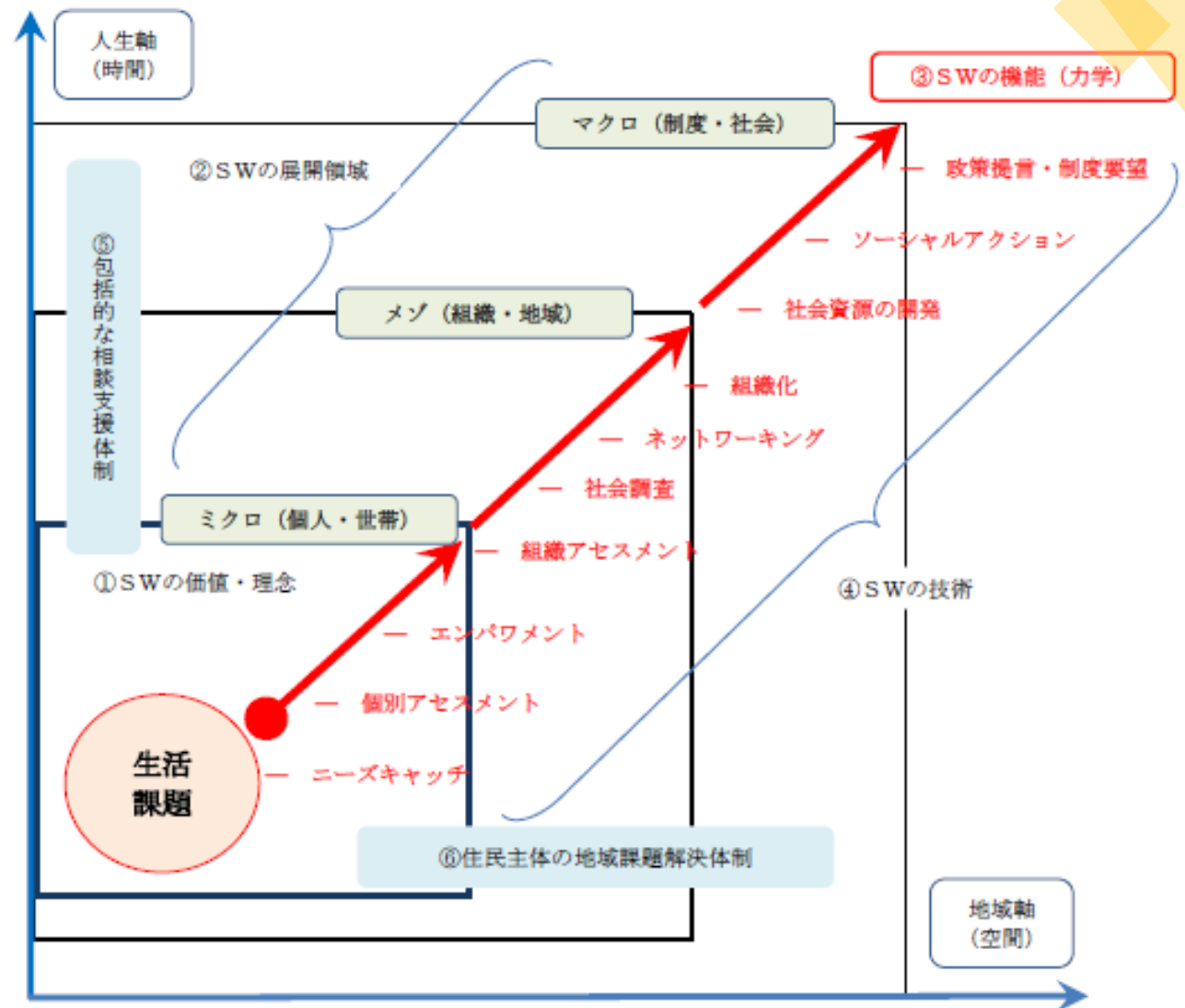
個の生活課題を人生軸と地域軸でとらえ、本人や世帯の変化に寄り添う包括的な相談支援体制づくりと地域の気づき促しながら住民主体の地域課題解決体制づくりを視野に入れた総合相談体制を各地域に構築していくための実践者の育成を目指す。

ソーシャルワークの機能と総合相談体制

- ①ソーシャルワークの始点は、個別の生活課題に対する社会的普遍の価値やワーカーとしての理念に依拠する
- ②個別の生活課題をマイクロ、メゾ、マクロの領域による面でとらえる
- ③人生軸（時間）と地域軸（空間）において各領域の面積を最大限に広げる機能（力学＝ベクトル）がソーシャルワークで、正方形の対角方向にソーシャルワークの力が働くことでその効果が最も高くなる
- ④ソーシャルワークの力の大きさはその技術の質や組み合わせによる
- ⑤専門集団や組織など多機関との協働により展開するソーシャルワーク機能
- ⑥住民の力量を生み出し、循環させ、サポートしながら展開するソーシャルワーク機能
- ⑦総合相談体制とは、ソーシャルワークの機能（力学）によって広がる領域のことであり、その体制を整備することはソーシャルワークの機能を強化する展開そのものである

図：ソーシャルワークの機能（力学）による「総合相談体制」について

※長野県社会協議会作成「地域を基盤としたソーシャルワーク機能強化に向けた総合相談体制整備事業報告書」（2019年3月）より

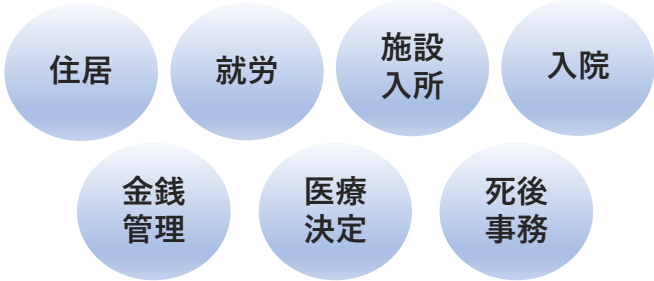


4 「身寄りなき時代」へのアプローチ

地域におけるガイドラインづくりに向けて

身寄りがないことによる課題

子ども、若者、成年、高齢者を問わず、身寄りがないことで様々な権利が阻まれる。



地域ガイドラインづくり勉強会

【第1回】

令和3年7月30日開催

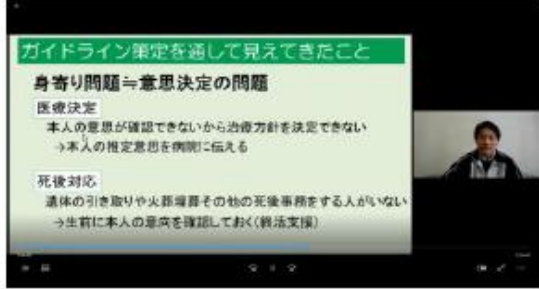
- ・参加：8市町村の行政及び社協職員
- ・ゲスト：NPO法人つながる鹿児島理事長・芝田淳氏



【第2回】

令和4年1月21日開催

- ・参加：11市町村の行政及び社協
- ・ゲスト：新潟県魚沼市社会福祉協議会 佐藤直樹氏



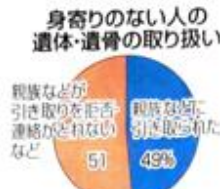
各地域におけるガイドラインづくり

総合的な権利擁護の視点から、金銭管理、施設入所、医療の意思決定、死後事務などについて関係機関どうしが役割を認識し、確認し合うことを目指す。 - 83 -

引き取り手ない死者216人

身寄りない人の尊厳ある最期 課題

県内の市町村が身寄りない人の遺体や遺骨の引き取り手を調べたところ、引き取りを拒否されたり連絡が取れなかったりするなどの事例が2019年度以降2年半余に216件あり、調査対象の過半数を占めたことが1日、県社会福祉協議会の調べで分かった。県社協は「少なくない」と捉え、身寄りがなくても生前に意思確認することの重要性を指摘。また、市町村の現場からは、対応の難しさを訴える声も出ている。



県社協は身寄りない人が増えるとの見込み、尊厳のある最期を迎える仕組みづくりに生かそうと昨年12月、今年1月に調査。19年度から3年間（21年度は昨年11月時点）の状況を70市町村の福祉担当部署に尋ね、70市町村（90%）が回答した。70市町村が病院や警察から身寄りない死亡者について連絡を受けて調べたのは2年半余で計424件。

調査中を除き、遺族らが遺体・遺骨の引き取りに応じたのが204件（49%）あった一方、216件（51%）は引き取り拒否や連絡がなかったり、引き取り手のない遺骨の埋葬方法は、市町村が管理する無縁墓や無縁塚への埋葬が106件で最多。地域の寺院等への依頼が104件と続いた。身寄りがなく死亡し、市町村が法

19年度以降 県社協調査

考察

○令和元年度、2年度、行政が火葬をおこなった件数はいずれも100件を超えており、人の最後を取り扱う件数としては決して少ない数字ではない。

○引き取り人を調査し親族等にたどり着いたとしても、遺体、遺骨の引き取りを拒否されたり、直接連絡が取れなかったりすることも多く、また親族が見つからない、いない場合もあり、その数は全体の5割を超え、親族のつながりが希薄になっている今の社会の実態が浮き彫りになった。

○身寄りがないことがスタンダードとなりつつあるなか、身寄りがなくても、人としての最後において、いかにその人の意思が尊重され、希望に添う扱いがえられるのか、社会の課題として問われている。

実態調査 「『身寄り』のない方の死亡に関する行政対応について」

調査目的

- 『身寄り』のない方の死亡後の行政対応について明らかにすること
- 家族が行うことがあたり前とされていたこれまでの社会の変容を認識できるようにすること
- 『身寄り』がなくても、人の死の尊厳が守られる地域をつくっていくきっかけとすること

調査対象 長野県内の市町村福祉担当課（77か所）
調査期間 令和3年（2021年）12月20日～令和4年（2022年）1月20日
回答件数 70/77市町村（回答率90.0%）

調査結果 抜粋

○死亡後の引き取り人がいないため法律に基づき火葬を行った件数（全県）

	3年度※	2年度	元年度	計
火葬	63	107	104	274

※3年度は11月末までの数字（以下、同じ）

○『身寄り』のない方の死亡に関して、連絡を受けた機関等と件数（全県）

	3年度※	2年度	元年度	計	割合（%）
医療機関	39	61	57	157	39.6
警察	22	28	28	78	19.6
高齢者福祉施設	17	21	20	58	14.6
計	98	147	151	396	

○引き取り人調査の結果 ※令和元年度から3年度（11月末）までの数字（以下、同）

遺体・遺骨が引き取られた 計204件（48.1%）
 遺体・遺骨の引き取り拒否、連絡が取れない、見つからない、いない 計216件（50.8%）

○引き取り人がいない場合の遺骨の埋葬方法

市町村が管理する無縁墓等への埋葬 106件（46.9%）
 地域の寺院等に依頼して埋葬 104件（46.0%）

○本人の意思が尊重され尊厳が保たれるために必要なこと（割合）

死後事務委任契約	任意後見契約	後見人選任	遺言作成	エンディングノート
61.4%	52.8%	61.4%	45.7%	38.5%

生活困窮者自立支援に関する 社会福祉法人の取り組み事例

社会福祉法人みなと寮 前嶋 弘



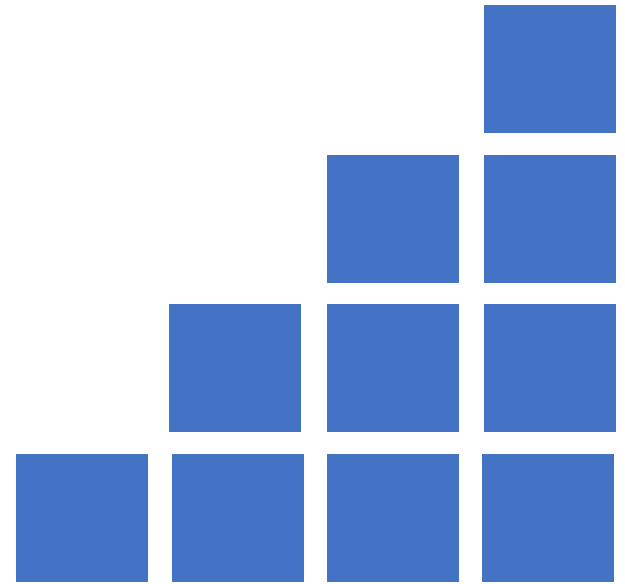
生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ 横断的課題検討班

令和4年2月28日資料

今日お話ししたいこと

1. 大阪しあわせネットワークについて
2. 救護施設における自立支援
3. 実践支援に関する意見

まとめ



1. 大阪しあわせネットワークについて

- ・大阪における社会福祉事業の先駆的实践

- ・経緯

平成16年～ 生活困窮者レスキュー事業

平成19年～ スマイルサポーター

※平成21年 大阪府知事認定



“社会福祉法人の使命”として、制度の狭間の生活困窮など
様々な生活課題を抱える人々のニーズに応えるため、

平成27年度から「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の
社会福祉法人による社会貢献事業）」を展開





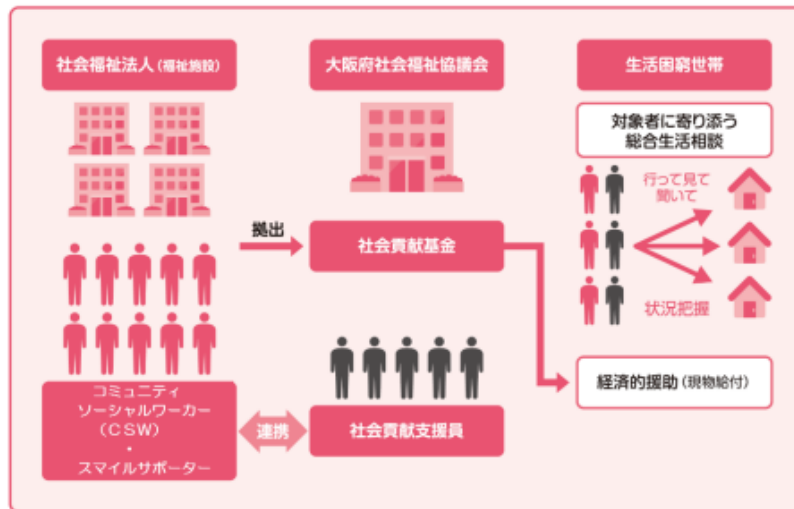
大阪しあわせネットワーク 事業概要

～ オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業 ～

昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など**厳しい生活・福祉課題**が広がっています。また、こうした課題に対して、既存の制度では対応ができない**“制度の狭間”**の生活困窮も生じています。

大阪府社会福祉協議会は、大阪府内すべての**社会福祉法人(福祉施設)**とともに、“**社会福祉法人の使命**”として、こうした課題に向き合い、それぞれの特徴や強みを活かした様々な支援事業を“**オール大阪**”で展開し、**ひとりひとりのしあわせ**を支えます。

社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの総合生活相談「生活困窮者レスキュー事業」



社会福祉法人(福祉施設)の強みを活かした様々な地域貢献事業の実施



※上記のほかにも様々な実践を開発・展開

社会貢献基金(特別部会費)の拠出

社会福祉法人(福祉施設)が「社会貢献基金(特別部会費)」を拠出し、上記事業の推進に活用します。

※大阪府社会福祉協議会の資料を引用して作成

(1) 大阪しあわせネットワークの取り組み ～ 1 ～



総合生活相談事業（生活困窮者レスキュー事業）

失業、介護、障がい、虐待や DV などにより、
今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった...など
制度の狭間の生活困窮に陥った方など、様々な“生活 SOS”に対応する
総合生活相談事業「生活困窮者レスキュー事業」
すべての施設種別のコミュニティソーシャルワーカーによる支援を展開。

参考 令和 2 年度の相談支援件数 合計 3,001 件

（新規相談 1,802 件、継続相談 1,199件）

※社会貢献支援員が支援に関わった事例のみ

うち、経済的援助（現物給付）による支援556 件 44,427,387 円

※再支援ケース 23 件 1,066,796 円を含む

(1) 大阪しあわせネットワークの取り組み ～2～

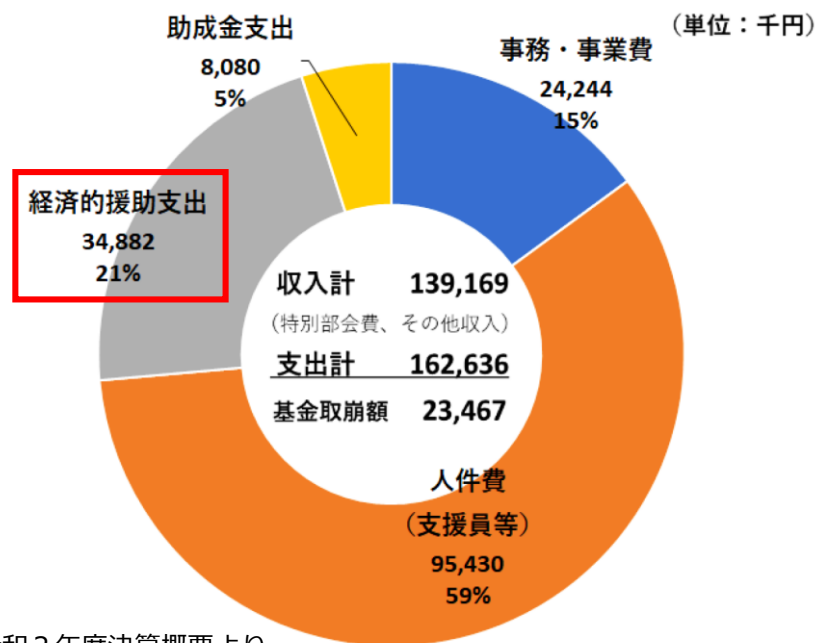


経済的援助（現物給付）を行った支援件数と金額（令和2年度）

合計 556件 44,427,387円（再支援ケース 23件 1,066,796円含む）
 ※10万円を超える支援を行った件数45件（再支援で超えた件数含む）

施設からの残額返金 255件 9,097,458円
 対象者からの返還 39件 447,976円

経済的援助金額（決算）34,881,953円



社会貢献基金（特別部会費）の拠出
 大阪府社会福祉協議会施設種別部会の会員施設が拠出
 （社会福祉法人が運営する施設のみ）

1,488施設中1,119施設（75.2%）138,471,500円

<社会貢献基金の拠出状況（参考）>
 【元年度】1,472施設中、1,099施設（74.7%）137,765,000円
 【30年度】1,449施設中、1,059施設（73.1%）175,661,500円

※大阪府社会福祉協議会の資料を引用して作成

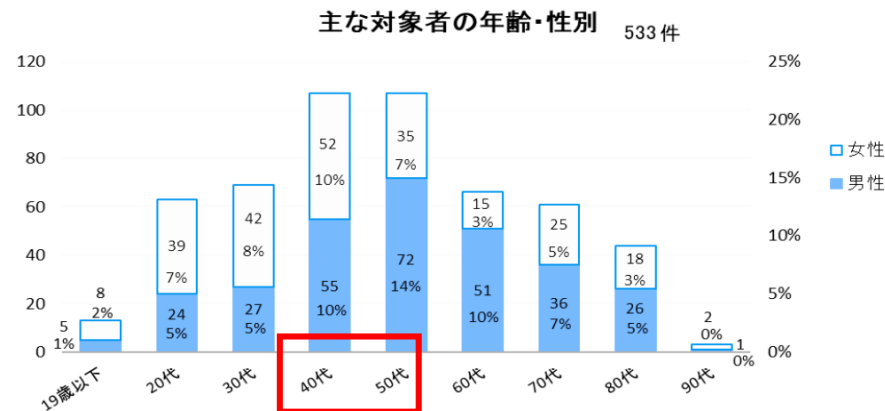
(1) 大阪しあわせネットワークの取り組み ～ 3 ～



経済的援助（現物給付）相談支援事例の特徴と傾向（その1）

世帯の主な対象者の年齢

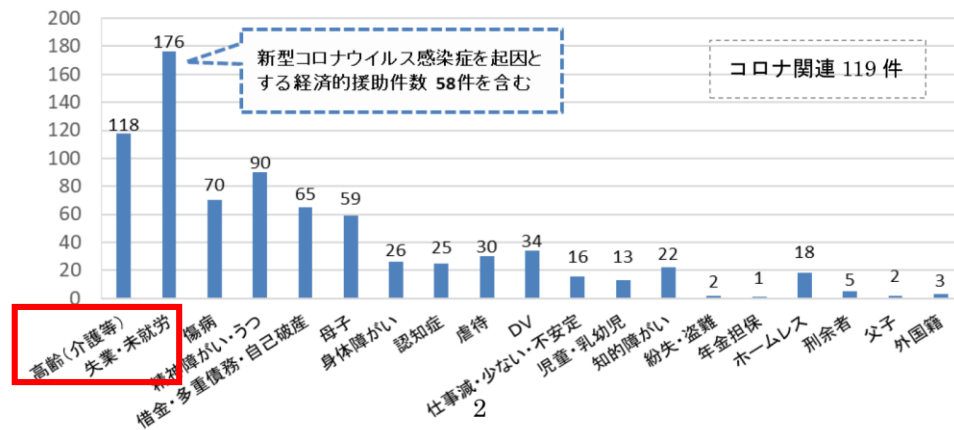
稼働年齢層(40代、50代)が多く、
全体の約4割を占めている。



世帯の特徴

「失業・未就労（176件）」
「高齢（介護等）（118件）」
など

経済的援助を行った世帯の主な特徴（複数カウント）



※大阪府社会福祉協議会の資料を引用して作成

(1) 大阪しあわせネットワークの取り組み ～4～

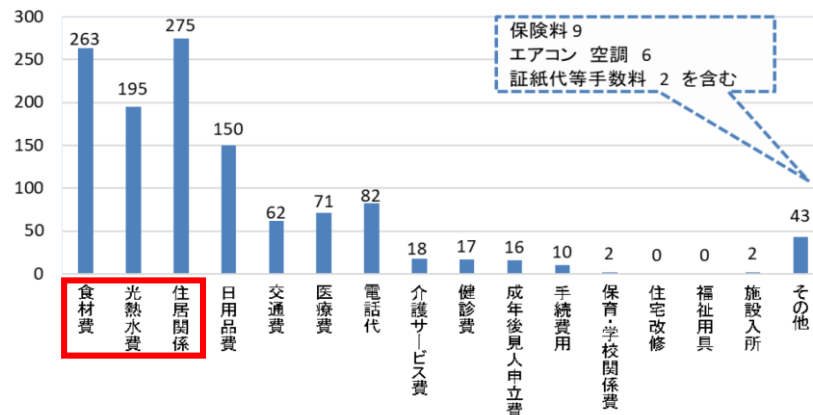


経済的援助（現物給付）相談支援事例の特徴と傾向（その2）

経済的援助の主な内容

住居関係（家賃未納等）や
食材費、光熱水費の比率が高い。

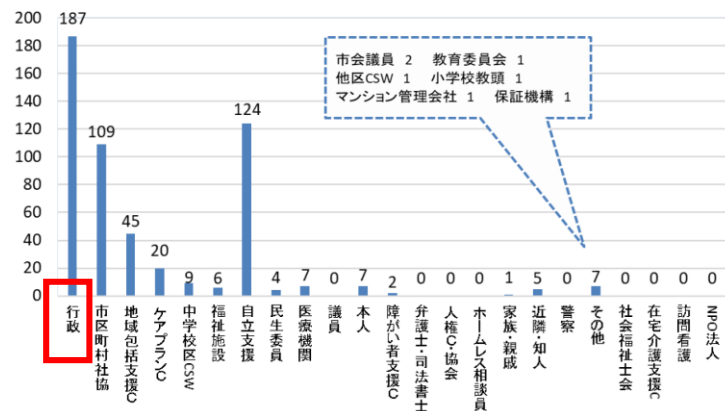
経済的援助の主な内容（複数カウント）



相談の紹介経路

行政機関からが最も多い。

経済的援助事例の紹介経路



※大阪府社会福祉協議会の資料を引用して作成

(2) 大阪しあわせネットワークの取り組み事例 (その1)



困窮の本質を見極めて 深みのある支援を。

上司のパワハラで退職。求職活動を行うがコロナの影響で仕事が見つかりませんでした。貯金もなく所持金は数十円。携帯料金の滞納で携帯が使えず仕事を探せない状態に陥っていました。



本人

母

妹

① 迅速な対応で相談開始

社協の緊急小口資金の貸付を申込みが、振込まで2週間かかるため、行政から施設に直接相談依頼。2時間後には本人と面談。



CSW
(マイスター)

本人は生真面目で
コツコツと努力する
性格ですが、誰にも
相談できず孤立
した状態でした。

本当の支援とは、その先の生活まで考えること。経済的援助だけでなく、本質的な問題を解決するようアドバイスしました。



理事長

② 就職に向けた支援を実施

本人の就職への意欲を確認し、求職活動に必要な携帯代、移動のためのバイクの燃料費の支給が必要と判断。早急に必要な支払いを同行して行う。

③ 本質の課題解決を提言

国の求職者支援制度、職業訓練の制度等を紹介。家族に現状を説明し、応援してもらう状態にする必要があることを話す。

【連携機関】行政、社協

④ 前向きな姿勢で新生活へ

家族に現状を話して理解を得て、積極的に就職活動を再開。2か月後に就職が決まり、無事に社会復帰を果たす。



理事長

誰もが危機に陥る可能性がある現代に真の支援を。

普通に暮らしていた人がちょっとしたことで困窮状態に。今の社会状況下では、誰にでも起こりうる事象だと改めて認識しました。本質的な問題解決と支援後の生活まで見据えた、深みのある支援をめざしています。

(2) 大阪しあわせネットワークの取り組み事例 (その2)



学費未納で退学処分が迫り、 就職内定が取り消しの危機に。

幼少期に施設へ入所。その後親せきに引取られたが、親せきとの関係が悪化し、再入所。家庭養育中に高校の学費を滞納しており、本人は就職が内定するも、卒業できないと就職も取り消しに。高校からは期日までに入金がないと退学処分になると通達されていました。

学費を納めて
卒業・就職したい。
働いて自立する。



本人

卒業と就職をひかえ、「自分で生きていく」と強い意志を持って頑張っていたので、私たちも全力でサポートしました。

施設が学費を負担してでもなんとかできないかと考えました。



職員



事務長



施設長



施設長

支援を必要とする子どもたちの相談に答えていきたい。

子どもに金銭面的な支援は厳しい部分。親の援護のない子は自立したら住む所から苦勞します。今後、さまざまな相談に答えていけたらと思います。

① 学校から督促状が届く

児童養護施設へ再入所後、家庭養育中の学費の督促状が施設へ届く。親せきへ支払いを求めるが拒否され、本人負担となる。

② 社会貢献支援員に連絡

これまでの児童手当は親せきに預けたまま返金されず、学校の合間のバイトを増やすが限界があり、社会貢献支援員に相談が入る。

支援する制度がない、「制度の狭間」の状況でした。本人の意思を尊重しながら、支援の方向性を検討されていました。



社会貢献支援員

③ 本人の意志をしっかりと確認

支援を受けるにあたり、本人の意欲を確認。高校は卒業する、自立したい、など自己決定を促し、支援を決定。

④ 滞納金を支払い、無事卒業

期日に入金し、無事に高校を卒業し、就職。現在は、自立してひとり暮らしをしながら、仕事を継続している。

【連携機関】行政、学校、社会貢献支援員



社会貢献支援員

いい笑顔を取り戻してくれて本当によかったです。

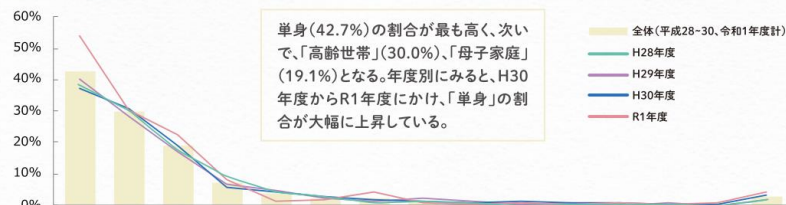
学校に支払うまでは不安でしんどそうでしたが、お金の心配がなくなると本人にも笑顔が戻りました。お礼の手紙をくださったたり、とても感謝していました。

(3) 大阪しあわせネットワークの取り組み

生活困窮者レスキュー事業（経済的支援）分析報告

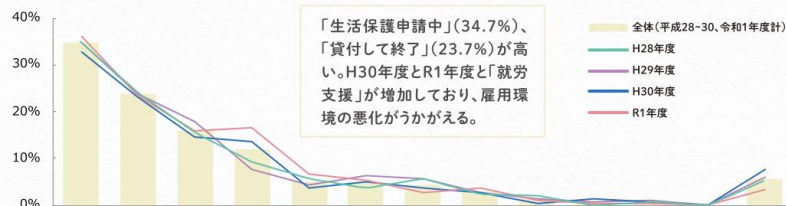


〈家族類型〉



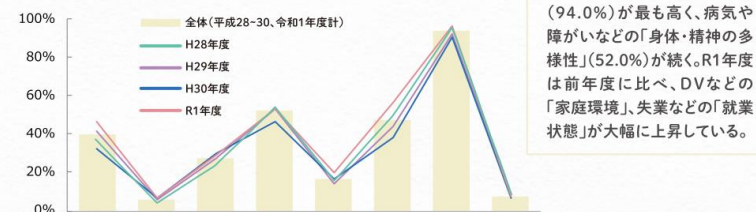
	件数	単身	高齢世帯 (夫婦とも70歳以上)	母子家庭 (母親69歳以下)	児童・乳幼児	単世帯(夫婦いずれも69歳以下) 世帯の世帯主は別)	夫婦二人(夫婦いずれも70歳以上) 世帯主(世帯主を別)	父子家庭 (父親69歳以下)	高齢母子 家庭(母親が70歳以上)	近親者の同居世帯	寡婦	高齢世帯 +子単(夫婦いずれも70歳以上)	若年世帯 (10代、20代限定)	高齢父子 家庭(父親が70歳以上)	3世代同居	その他
全体 (2633)		42.7	30.0	19.1	7.4	3.6	2.4	2.1	1.5	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	2.8
〈年度別〉																
H28年度 (617)		38.2	30.5	17.5	9.1	4.4	2.9	1.0	1.3	1.0	0.0	0.5	0.2	0.2	0.0	1.8
H29年度 (655)		40.0	28.5	17.3	6.6	4.7	2.1	1.5	2.4	1.4	0.5	0.9	0.0	0.6	0.0	1.8
H30年度 (643)		37.3	30.8	19.0	5.8	4.2	2.6	1.7	1.4	0.9	1.1	0.6	0.8	0.5	0.2	3.1
R1年度 (718)		53.9	30.2	22.4	8.2	1.4	1.8	4.0	0.8	0.1	0.7	0.1	0.8	0.1	1.0	4.3

〈対処状況〉



	件数	生活保護申請中(予定含む)	貸付して終了(実質金/奨励金/奨励物資)	生活保護受給中	就労支援	施設への入所(グループホームなど)	施設への一時入所(一時保護/母子自立支援センター等の施設)	貸付申請中	成年後見人	生活支援(食糧支援、引っ越し支援、滞り払い)	要保護児童	ヘルパー手配	保育支援	その他
全体 (2633)		34.7	23.7	16.0	12.0	5.1	5.1	4.4	2.9	1.3	0.7	0.7	0.0	5.7
〈年度別〉														
H28年度 (617)		34.7	24.1	15.6	9.4	5.8	3.7	5.8	2.4	2.1	0.0	0.6	0.0	5.5
H29年度 (655)		34.8	24.0	17.9	7.8	4.3	6.4	5.8	2.7	1.4	0.8	0.9	0.0	6.1
H30年度 (643)		32.8	23.2	14.6	13.5	3.7	5.0	3.7	2.6	0.5	1.4	0.6	0.0	7.8
R1年度 (718)		36.2	23.5	16.0	16.6	6.5	5.3	2.6	3.6	1.1	0.6	0.6	0.0	3.5

〈困窮原因〉



	件数	家庭環境	就労状況	住居環境	身体・精神の多様性	管理能力	就業状態	経済状態	犯罪・詐欺災害
全体 (2633)		39.6	5.9	27.8	52.0	16.8	47.4	94.0	7.9
〈年度別〉									
H28年度 (617)		36.6	4.1	24.1	54.5	15.9	49.8	95.8	8.9
H29年度 (655)		41.5	6.0	27.3	53.6	14.4	44.3	92.5	8.5
H30年度 (643)		32.8	6.7	30.0	46.2	16.6	38.3	91.0	6.8
R1年度 (718)		46.4	6.7	29.2	53.6	19.9	56.3	96.7	7.2

※大阪府社会福祉協議会の資料を引用して作成

2. 救護施設における自立支援

救護施設の概要（その1）

- ・ 184施設（全社協調べ）
- ・ 男女比 66.2%：33.7% その他0.1%
- ・ 平均年齢 64.7歳
- ・ 入所前の状況

精神科病院	36.5%
居宅	25.9%
一般病院	11.5%
その他	
野宿生活	3.4%
無料低額宿泊所	2.1%
シェルター	0.8%など
- ・ 平均入所期間 11年2か月

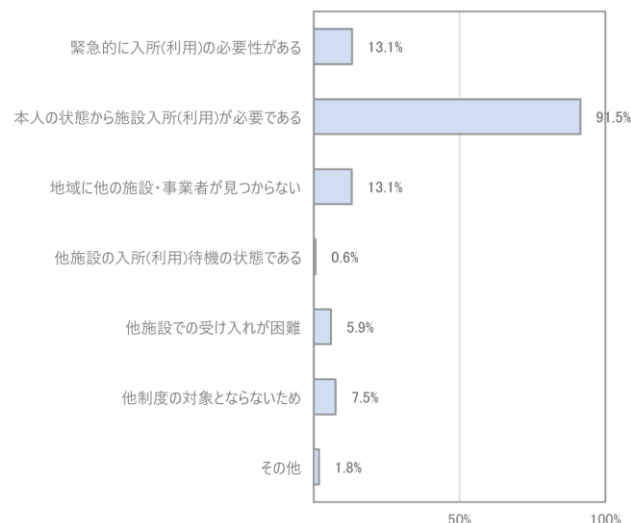
入所前の状況

	救護施設	
	人数	割合
1: 居宅	2,993	25.9%
2: 救護施設	614	5.3%
3: 更生施設	153	1.3%
4: 宿所提供施設	37	0.3%
5: ホームレス自立支援センター（一時生活支援事業）	86	0.7%
6: シェルター（一時生活支援事業）	96	0.8%
7: 無料低額宿泊所	239	2.1%
8: 旅館・宿泊施設等（無料低額宿泊所以外）	22	0.2%
9: 障害者支援施設	259	2.2%
10: 共同生活介護（ケアホーム）（旧法）	14	0.1%
11: 共同生活援助（グループホーム）	179	1.5%
12: 福祉ホーム	17	0.1%
13: 介護保険施設	94	0.8%
14: 介護保険施設以外の老人福祉施設	44	0.4%
15: 児童福祉施設	74	0.6%
16: 婦人保護施設	89	0.8%
17: その他の社会福祉施設	134	1.2%
18: 精神科病院	4,221	36.5%
19: 一般病院	1,328	11.5%
20: 司法施設	174	1.5%
21: 友人・知人宅	108	0.9%
22: 野宿生活	391	3.4%
23: その他	196	1.7%
無回答	13	0.1%
合計	11,575	100%

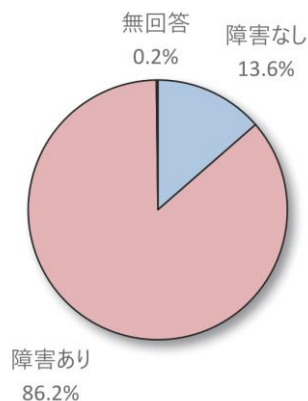
救護施設の概要（その2）

- ・ 入所理由「本人の状態から」の他、
緊急の必要性
他施設・事業者が見つからない
他制度の対象にならない
他施設での受け入れが困難など

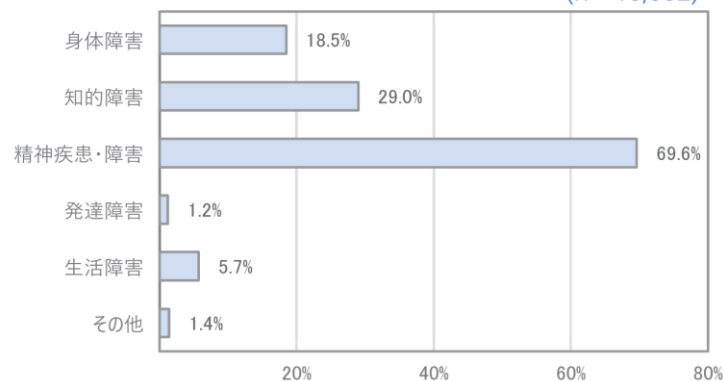
入所理由



- ・ 障害の有無 86.2%が障害あり



障害の種類 (n= 10,002)



救護施設の概要（参考）

全体の入所者は、

- ・精神科病院（36.5%）
- ・居宅（25.9%）
- ・一般病院（11.5%）

からが多い。

一方で、退所者のみに限定すると、

- ・無料低額宿泊所
- ・野宿生活
- ・シェルター

からの入所者の構成比が高い（2倍以上）。

全体

	救護施設	
	人数	割合
1: 居宅	2,993	25.9%
2: 救護施設	614	5.3%
3: 更生施設	153	1.3%
4: 宿所提供施設	37	0.3%
5: ホームレス自立支援センター（一時生活支援事業）	86	0.7%
6: シェルター（一時生活支援事業）	96	0.8%
7: 無料低額宿泊所	239	2.1%
8: 旅館・宿泊施設等（無料低額宿泊所以外）	22	0.2%
9: 障害者支援施設	259	2.2%
10: 共同生活介護（ケアホーム）（旧法）	14	0.1%
11: 共同生活援助（グループホーム）	179	1.5%
12: 福祉ホーム	17	0.1%
13: 介護保険施設	94	0.8%
14: 介護保険施設以外の老人福祉施設	44	0.4%
15: 児童福祉施設	74	0.6%
16: 婦人保護施設	89	0.8%
17: その他の社会福祉施設	134	1.2%
18: 精神科病院	4,221	36.5%
19: 一般病院	1,328	11.5%
20: 司法施設	174	1.5%
21: 友人・知人宅	108	0.9%
22: 野宿生活	391	3.4%
23: その他	196	1.7%
無回答	13	0.1%
合計	11,575	100%

平均期 1 1 年 2 か月

退所者のみ整理

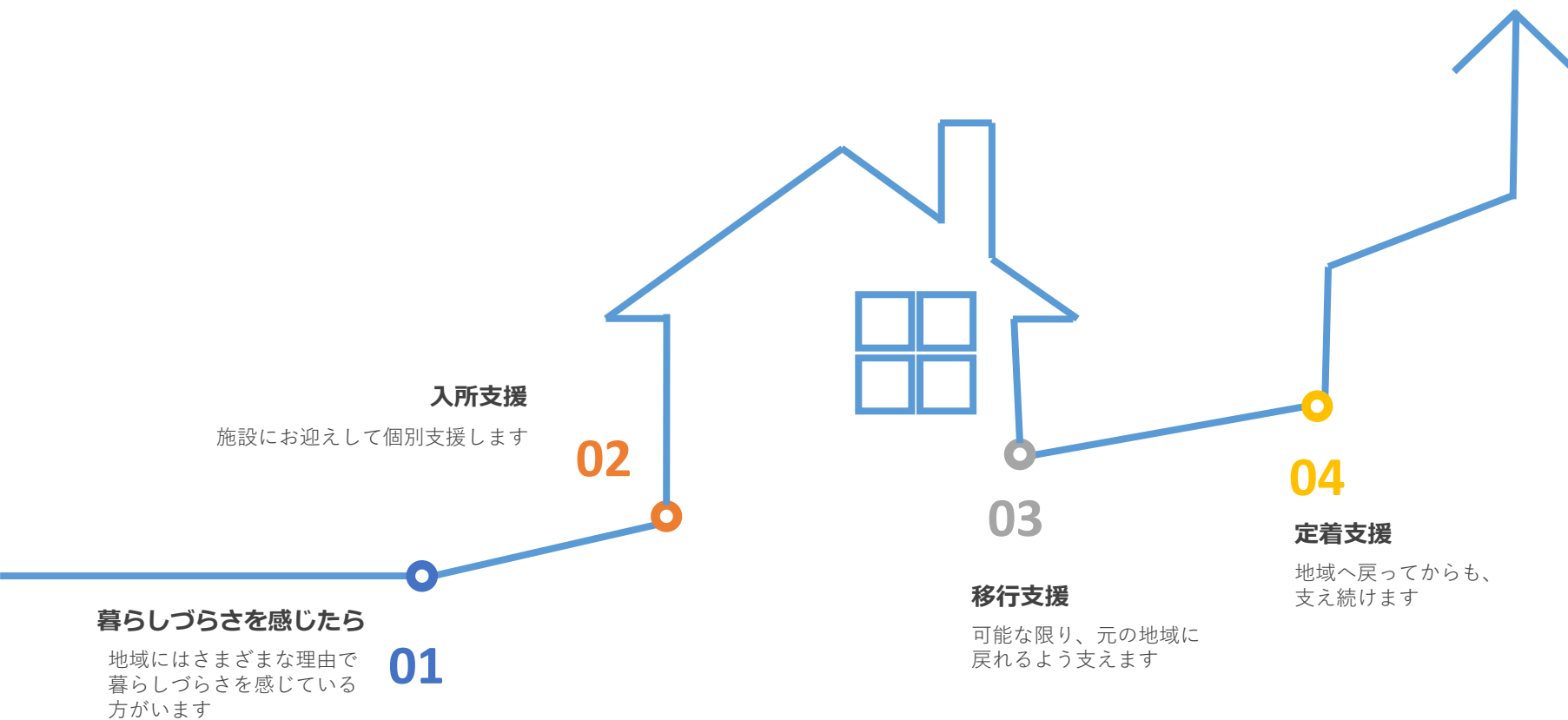
	救護施設	
	人数	割合
1: 居宅	530	22.3%
2: 救護施設	110	4.6%
3: 更生施設	21	0.9%
4: 宿所提供施設	12	0.5%
5: ホームレス自立支援センター（一時生活支援事業）	36	1.5%
6: シェルター（一時生活支援事業）	47	2.0%
7: 無料低額宿泊所	174	7.3%
8: 旅館・宿泊施設等（無料低額宿泊所以外）	7	0.3%
9: 障害者支援施設	26	1.1%
10: 共同生活介護（ケアホーム）（旧法）	3	0.1%
11: 共同生活援助（グループホーム）	41	1.7%
12: 福祉ホーム	3	0.1%
13: 介護保険施設	21	0.9%
14: 介護保険施設以外の老人福祉施設	5	0.2%
15: 児童福祉施設	8	0.3%
16: 婦人保護施設	10	0.4%
17: その他の社会福祉施設	24	1.0%
18: 精神科病院	633	26.7%
19: 一般病院	261	11.0%
20: 司法施設	64	2.7%
21: 友人・知人	37	1.6%
22: 野宿生活	218	9.2%
23: その他	70	2.9%
無回答	12	0.5%
合計	2,373	100%

平均期間 6 年 7 か月

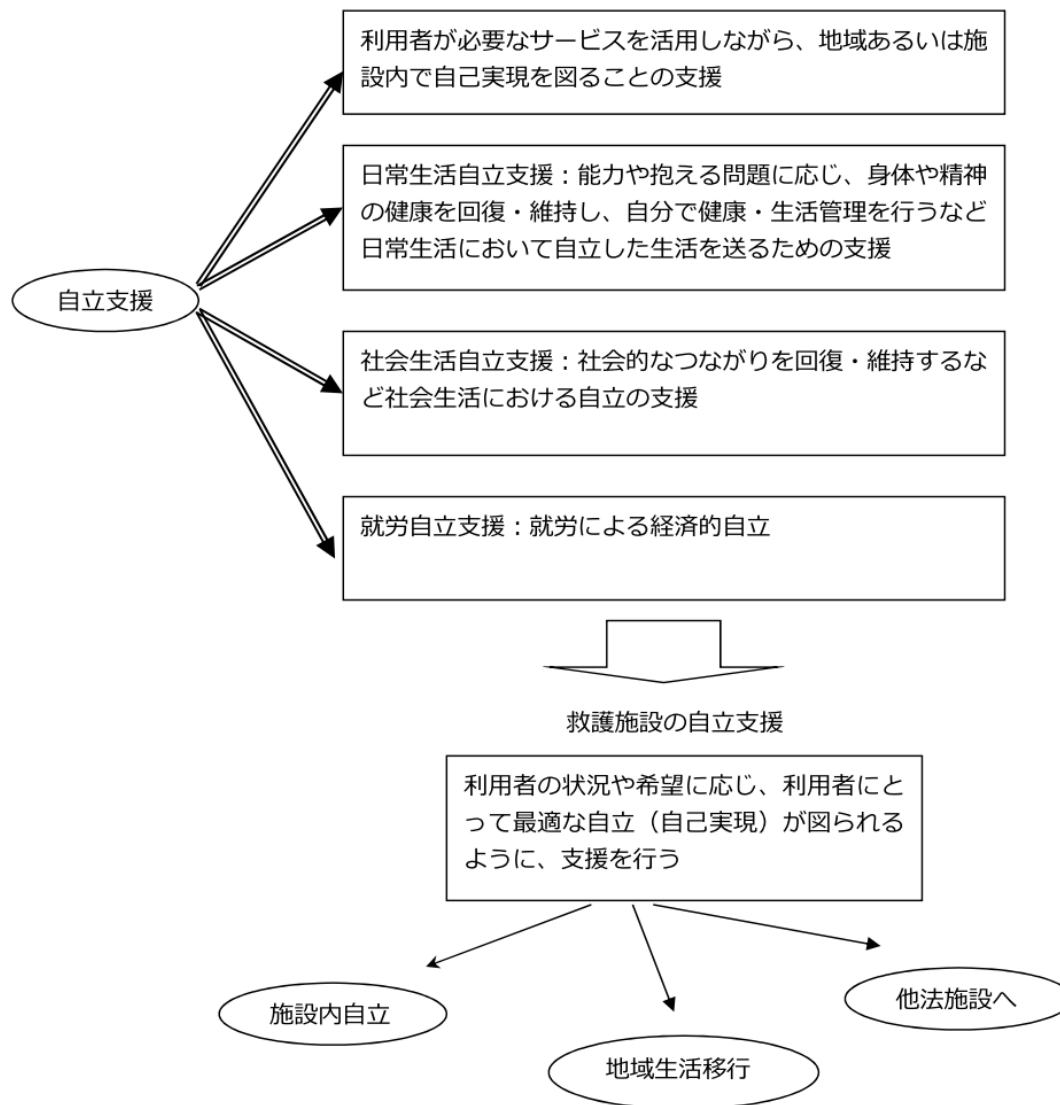
出典 令和元年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業
保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業報告書

全国社会福祉協議会 令和2年3月

救護施設における自立支援の流れ



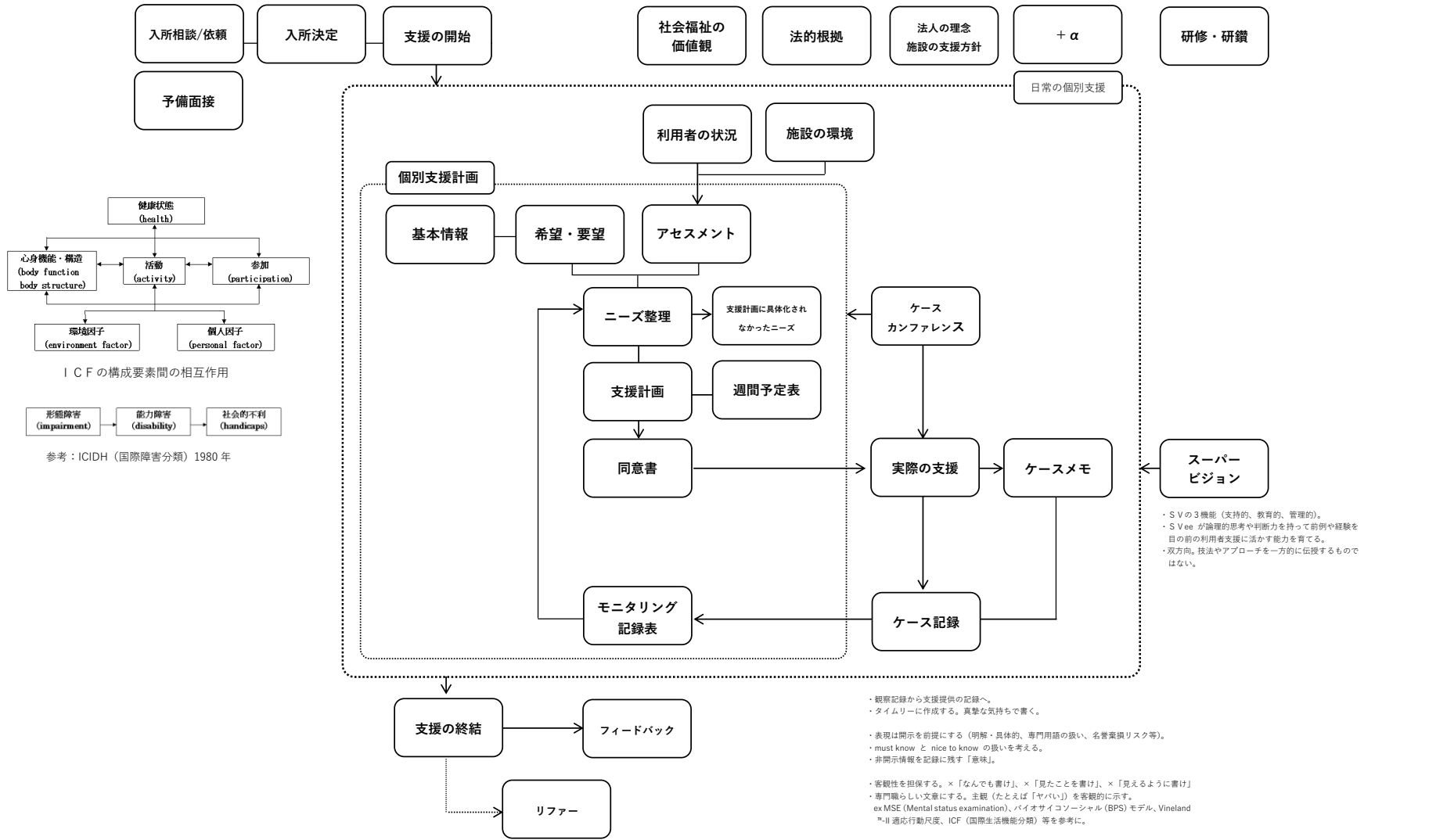
救護施設の「自立支援」とは



救護施設として取り組むべき生活困窮者支援に係る事業—整理表—

	カテゴリー① 救護施設の機能として制度化 されている取り組み	カテゴリー② 救護施設の機能をさらに活かす 取り組み	カテゴリー③ 地域への公益的な取り組み	カテゴリー④ 生活困窮者自立支援制度への 取り組み
フェーズA すべての救護施設が必ず取り組む事業	① 一時入所事業による緊急保護支援 ② 救護施設居宅生活訓練事業による地域生活移行支援 ③ 循環型セーフティネット施設として機能するため、利用者の地域や他種別施設等への移行促進	① 地域との連携による包括的相談や支援ネットワークへの参画 【説明】法人や施設の外部にある、何らかの地域支援ネットワークへの参画を指す	① 地域との交流および施設機能の地域への提供 <例> ・福祉遊園所としての施設機能の提供 ・社会福祉士、精神保健福祉士などの有資格者による地域の障害者や高齢者に対するマンパワーの提供 ・職員等による介護セミナー等の開催 ・その他、法人や施設、その地域の特性を活かしての、さまざまな取り組み	① 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の取り組み（認定を受ける）
フェーズB 救護施設が現状以上に取り組みをすすめるべき事業	① 保護施設通所事業による、地域生活移行者等の生活安定にかかる居場所確保と相談支援（サテライト方式を含む） ② 救護施設配置の精神保健福祉士による精神障害者への支援 ③ サテライト型施設による居場所確保と相談支援機能の強化 ◆①～③のうち少なくとも1つ以上の事業を実施	① 災害時における被災者等の支援 ② 施設退所者、生活保護受給者への自立支援（就労、家計・生活支援） ③ 矯正施設出所者等に対する自立支援 ④ DV被害者等の保護と生活支援（緊急一時保護等） ◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事業を実施		① 就労に向けた生活訓練等の就労準備支援への取り組み ② 住居喪失者に対し一定期間、衣食住を提供する一時生活支援への取り組み ③ 家計・生活指導を通じた生活再建の支援 ④ 生活困窮にある子ども世帯への学習・生活支援 ◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事業を実施
フェーズC 救護施設が現状以上にさらに高度な専門性を発揮するための事業		① 救護施設の運営法人による居宅生活移行支援事業（無料低額宿泊所）・この事業に準ずる居宅確保への取り組み	① 地域の関係施設・機関との協働による全世代対応型の包括的な総合相談支援機能の拠点づくりと地域の支援ネットワークの構築 【説明】地域における公益的活動の一環として、さまざまな困苦を抱える全世代の福祉ニーズを必要とする者に対し、一次的・包括的な相談機能を有することを想定	① 地域生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施 【説明】生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、もしくはそれに類する事業を自主的に設置し運営することを想定。また、これらの事業に職員を派遣して協働で事業展開している取り組みも該当

救護施設における 利用者支援の流れ



生活に困難を抱える方への支援

生活保護法は居宅保護を原則とする法律ですが、あえてその中で保護施設という規定を設けているのは、入所施設での支援を必要とする人々がいて、その支援を公的扶助の一環で行うことが大切だと考えられているからです。平成27年度からは、生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策が図られています。生きづらさを抱えて地域で生活をしている方が地域にはまだまだいます。

事例① 家賃滞納により住居を失った方の支援 【日常生活自立支援・地域生活移行支援】	
1	入所等の経緯
	家賃滞納による強制退去で住居を失い、生活困窮窓口へ相談。保護申請の結果が出るまで一時生活支援事業の利用となるが、本人の生活状況を見定めることが出来る救護施設を一時生活の場として活用する。単身での居宅生活に不安を抱くとの判断から、そのまま救護施設へ入所となる。(70代・男性)
2	支援の内容、生活の様子等
	安定した生活が送れるように生活リズムを整えるとともに、病気の治療のために通院などの支援を行う。
3	現在の状況
	本人の希望により、介護認定を受けた後にサービス付き高齢者住宅へ移行する。

事例②**生活保護の申請・廃止を繰り返している方の支援** 【社会生活自立支援】

	入所等の経緯
1	40歳頃より居宅保護となるが、保護費の使い込みや失踪により申請・廃止を4回繰り返す。また、救護施設入所歴も5回あるが、いずれも短期間で退所している。しかし、過去の経緯から単身での居宅生活は難しいことから再度救護施設へ入所となる。(40代・男性)
	支援の内容、生活の様子等
2	施設での安定した生活が送れるように支援を行っている。
	現在の状況
3	中間的就労をしながら社会生活自立に向けて施設での生活を続けている。

事例③**親の介護（ひきこもり）からの生活困窮者の支援** 【就労自立支援】

	入所等の経緯
1	母親の介護をしながら、引きこもり気味の生活を続けるが、母親が亡くなり年金支給がなくなったことから生活困窮となる。栄養失調で倒れ自分で救急車を呼び入院する。退院先として救護施設へ入所となる。(60代・男性)
	支援の内容、生活の様子等
2	入所後施設内職業訓練（内職）を開始。施設での生活訓練を経て、居宅生活訓練事業で2年間生活スキルを身につけた後に居宅保護へ移行した。
	現在の状況
3	施設退所後も平日は通所事業を活用して施設内職業訓練（内職）に通い、その他生活相談をうけながら地域での生活を続けている。

事例④**居宅保護中に近隣トラブルを抱えた方の支援** 【地域生活移行支援】

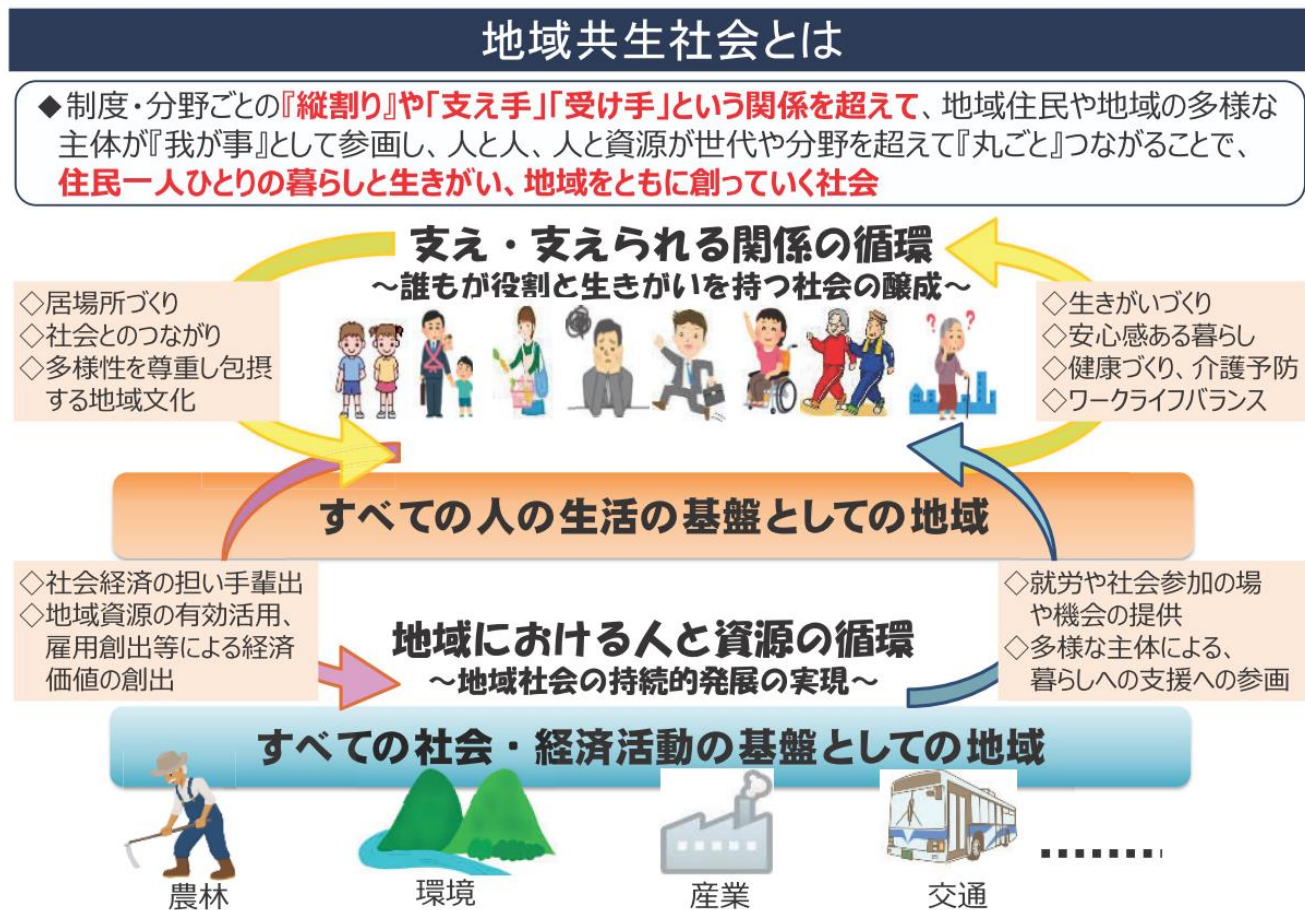
	入所等の経緯
1	居宅保護にて生活を送っていたが、階下の住人と折り合いが悪くなり精神的限界を感じて自主的にアパートを退去。その後、福祉事務所に相談に行くも転居は認められず、住む場所がなくなったことから救護施設へ入所となる。(70代・男性)
	支援の内容、生活の様子等
2	居宅生活訓練事業にて地域移行に向けた支援を行う。
	現在の状況
3	地域移行後は、保護施設通所事業にて継続した支援を行っている。

事例⑤**立ち退きにより住居を無くした方の支援** 【地域生活移行支援】

	入所等の経緯
1	居宅保護にて生活を送っていたが、住宅の老朽化による立ち退き、住まう場を失う。金銭管理など日常生活面の支援が必要との判断から救護施設へ入所となる。(50代・男性)
	支援の内容、生活の様子等
2	障害者自立相談支援センターにて心理判定を受け、療育手帳を取得した。施設内作業訓練に参加する。金銭管理や服薬管理などを中心に支援を行う。
	現在の状況
3	本人の希望に添って居宅生活訓練事業へ参加の後に地域移行し、保護施設通所事業にて支援を継続している。

3. 実践支援に関する意見

前提として共有すべき方向性…「地域共生社会」の実現

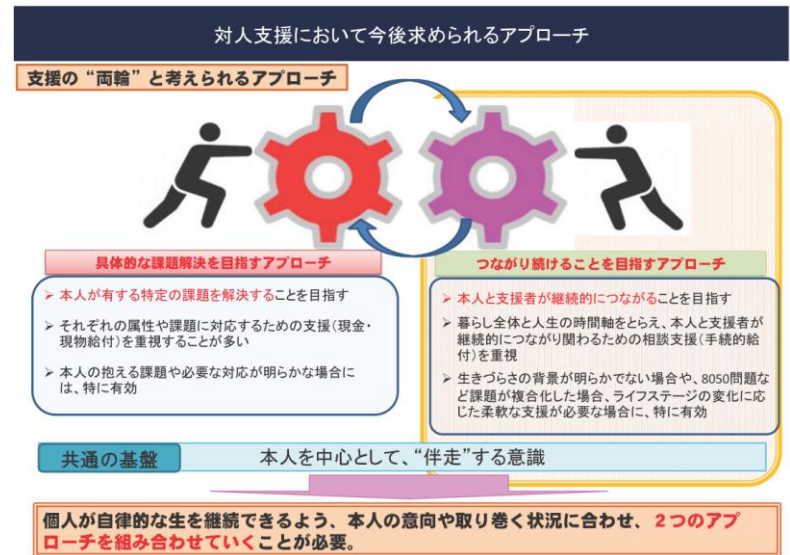


(1) 方向性とアプローチ

前提として共有すべき方向性と、対人援助において今後求められるアプローチ



本人を中心として伴走する意識



(2) 実践と人材育成への意見 ～ 1 ～

地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律

- ・ 令和3年4月1日より施行
- ・ 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備→断らない相談支援へ
- ・ 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業（①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）を行うことができる。
- ・ 属性・分野別の従来の支援体制→属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

社会福祉専門職と専門機関には、従来よりも拡大・高度化した実践が求められている。

求められているソーシャルワーク機能は、いずれも目新しいものではない。しかし、これまで自らの役割だと思っていたメゾ、マクロレベルの実践が求められている。

(2) 実践と人材育成への意見 ～ 2 ～

※参考

平成30年度 日本社会福祉士会による調査

社会福祉士がソーシャルワーク機能の発揮のために必要な知識・技術を有する程度

ミクロレベル5～8割、メゾレベル4～6割、マクロレベル3～4割

令和2年度 日本社会福祉士会によるスーパーバイザー対象の調査

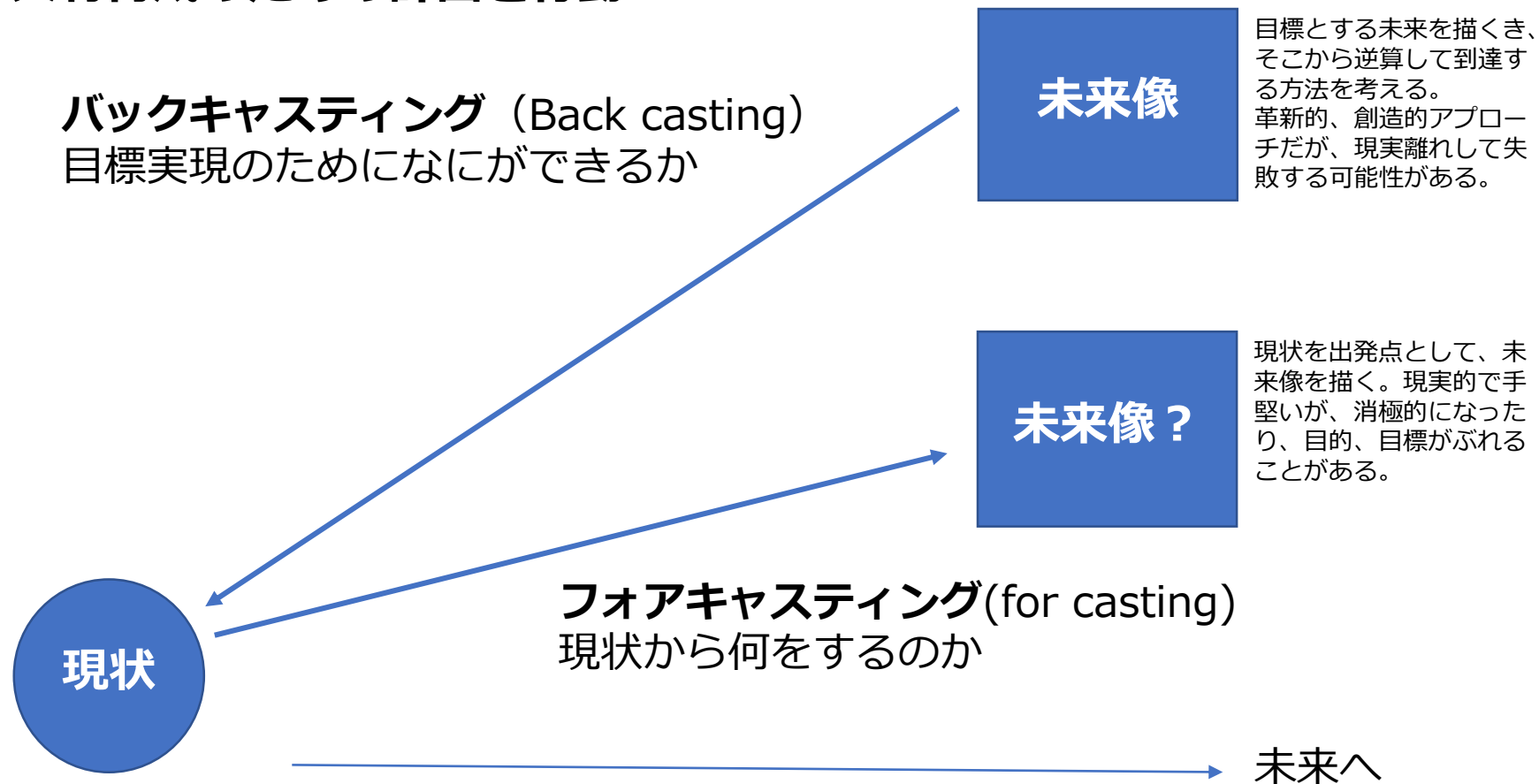
スーパービジョンにおいて、ミクロレベルの項目はよく取り上げられており自己効力感も高かったが、メゾ、マクロレベルの項目はあまり取り上げられておらず自己効力感も低かった。

社会福祉士対象の調査では、個別支援はよく行われているが、地域や組織に関わる実践状況は低調。地域に関する調査項目には、回答者のおよそ4割が「職場環境等の理由から実施する環境にない」を選択。

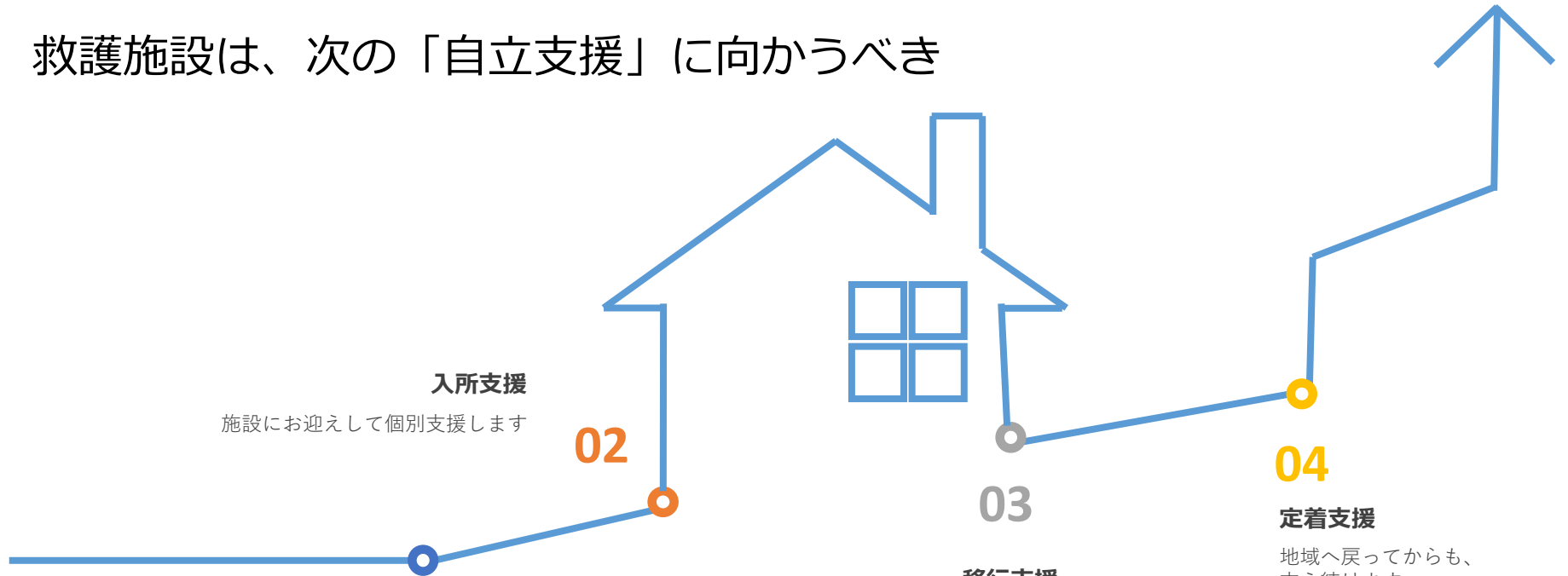
社会福祉専門職は、地域共生社会の実現に向けて求められる実践が十分に行えていないのではないか。

(2) 実践と人材育成への意見 ～ 3 ～

人材育成のための計画と行動



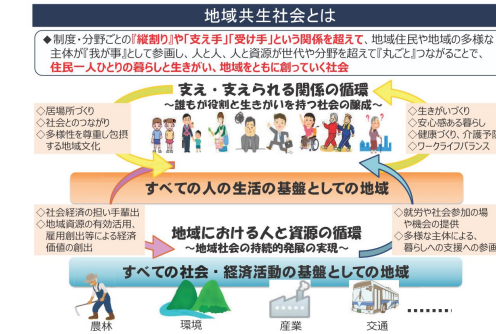
救護施設は、次の「自立支援」に向かうべき



暮らしづらさを感じたら

地域にはさまざまな理由で暮らしづらさを感じている方がいます

01



入所支援
施設にお迎えして個別支援します

02

移行支援

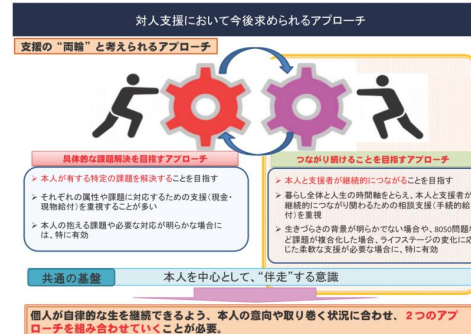
可能な限り、元の地域に戻れるよう支えます

03

04

定着支援

地域へ戻ってからも、支え続けます



「地域共生社会」の実現

まとめと意見

- ・社会福祉法人は、法が求める「公益性や非営利性の徹底」「国民に対する説明責任」「地域社会に貢献する法人のあり方の徹底」に込えている。
- ・「大阪しあわせネットワーク」は、個々の施設の専門性や強みを生かした支援を“社会福祉法人の使命”として「オール大阪」で展開している。
- ・救護施設は、最後のセーフティネット施設として、国民の暮らしを守るとともに「循環型」施設として、さまざまな対象者の地域移行、定着支援を行っている。
- ・これからの社会福祉法人、救護施設のソーシャルワーク実践は「地域共生社会」の実現に資することが求められる。また、実践も「地域共生社会」が基盤になるだろう。
- ・先駆的な実践を行うNPO法人等との連携・協働は、社会福祉法人も積極的に取り組む必要がある。
- ・それに向けて、バックキャスト型のアプローチを行う際には、科学的根拠のある実践の積み重ねと、実践を支えるソーシャルワーク・スーパービジョンが必須になるだろう。



令和3年2月28日

第2回 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ 横断的課題検討班

社会福祉法人みなと寮 前嶋 弘

北栄町における 生活困窮者支援の取組み

鳥取県北栄町福祉課
生活支援室室長 松嶋まゆみ



北条町の概要

- ・人口 14,668人 (5,458世帯) *R4.2.1現在
- ・高齢化率 35.4%
- ・保護率 3.55%
- ・面積 56.94km² (東西約12.5km、南北約9.5km)
- ・小学校 2校、中学校 2校
- ・自治会 63自治会 (北条地区30、大栄地区33)
- ・自治会加入率は90%超
- ・約7割は田畑・山林
- ・農業が盛ん (ブドウ、長いも、ラッキョウ、大栄スイカなど)
- ・「名探偵コナン」原作者の出身地



砂丘ぶどう



北条ワイン



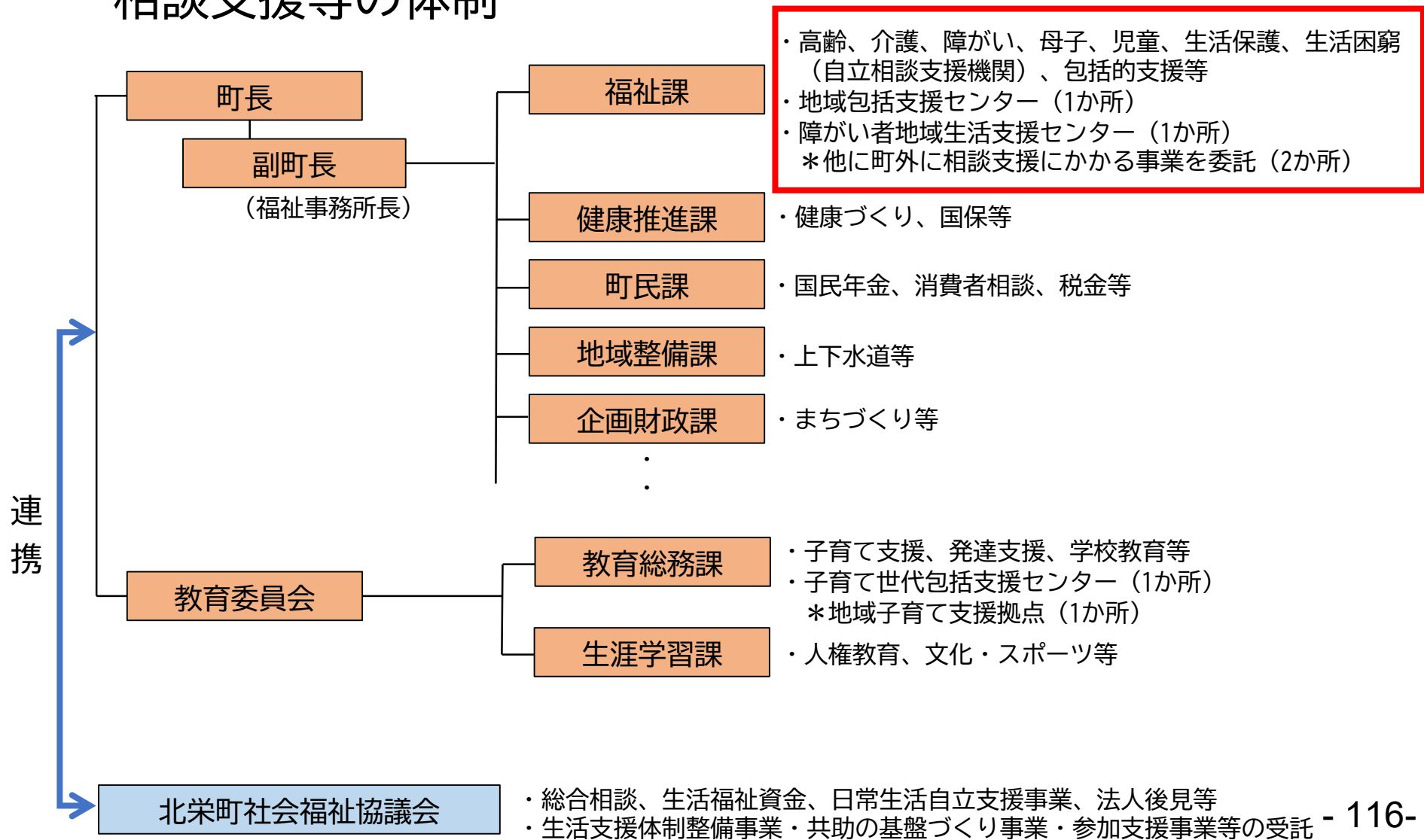
長いも



大栄スイカ

北栄町の庁内体制

相談支援等の体制



生活困窮事業に関わる事業実施体制

<職員体制>

●生活困窮者自立支援事業

- ・主任相談支援員（兼任1：S V、相談支援包括化推進員を兼務）
- ・相談支援員（専任1）
- ・就労支援員（兼任1：就労準備支援員、家計改善支援員を兼務）

●生活保護業務

- ・ケースワーカー（専任2）

<実施体制>

事業	実施形態	備考
自立相談支援事業	直営	就労支援員の配置 広域での共同設置を直営に変更（R2途中～）
就労準備支援事業	直営	委託から直営に変更（R3～）
家計改善支援事業	直営	委託から直営に変更（R3～）
子どもの学習・生活支援事業	小学生版：直営 中学生版：委託	
一時生活支援事業	委託	

<課題>

- ・多様な課題を抱える困窮者に対応するための事業展開が不十分
- ・委託先の確保も含め担い手・人材確保が困難

相談等の実績

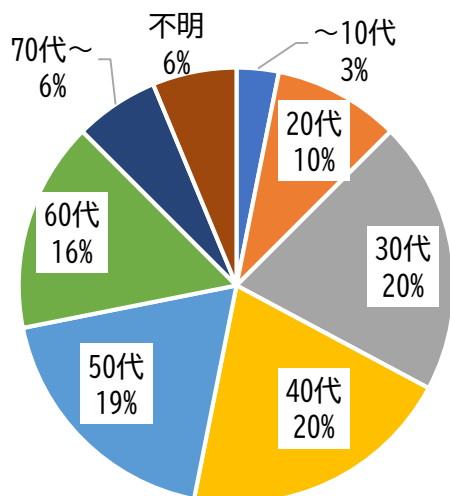
●生活困窮者自立支援事業

	新規相談 件数	支援実施 者数
H29	24人	49人
H30	24人	51人
R1	23人	50人
R2	34人	63人
R3 (1月末)	32人	64人

(プラン作成内訳)

	R1	R2	R3 (1月末)
住居確保給付金	0	2	5
一時生活支援事業	0	0	0
家計改善支援事業	12	22	9
就労準備支援事業	17	26	2
認定就労訓練事業	8	4	1
就労支援	17	17	21
生活福祉資金	2	7	4
就労自立促進事業	34	49	17

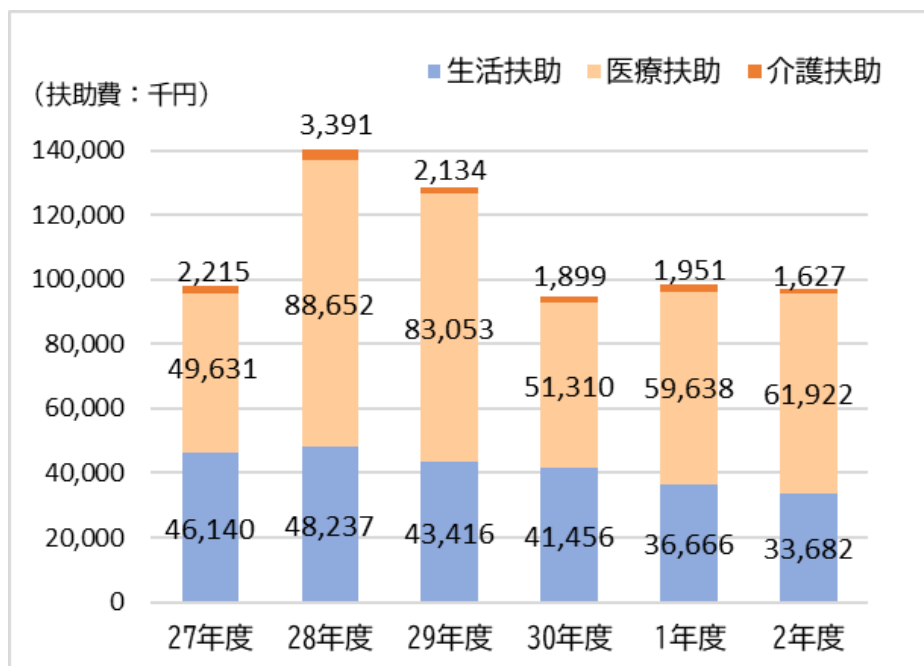
新規相談者の年代 (R2～)



- 令和2年度の相談対応件数 (延べ) は約280件。令和3年度も同じ程度の見込み。
- 事業開始当初は50代の相談が多く4割程度を占めていたが、近年30代、40代の割合が増加。
- 相談内訳は就労に関することが多い (4割) が比較的若い年代の就労相談も増えている。

●生活保護世帯数（年度末時点）

世帯数 (%)	高齢	母子	傷病	障がい	その他	世帯計
29年度	26 (48.1)	3 (5.6)	7 (13.0)	12 (22.2)	6 (11.1)	54
30年度	23 (44.2)	2 (3.8)	10 (19.2)	11 (21.2)	6 (11.5)	52
1年度	25 (45.5)	2 (3.6)	14 (25.5)	9 (16.4)	5 (9.1)	55
2年度	27 (54.0)	2 (4.0)	11 (22.0)	6 (12.0)	4 (8.0)	50
3年度 (1月末)	25 (56.8)	2 (4.5)	8 (18.2)	5 (11.4)	4 (9.1)	44



- 全国平均（県平均）より低い保護率
⇒ 「保護率が低い」 ≠ 「困窮者の割合が低い」
- 保護世帯類型は高齢者世帯が最も多く、医療扶助の割合が高い。
⇒ 健康管理支援と高齢者QOL向上

困窮相談を通じて見えてきた課題

- ひきこもりがちの方や複合的課題を抱えるケースに対応することが多く、専門性の高い支援、伴走型の支援ができる体制づくりが求められる。
- 就労や参加に向けた段階的支援の受け皿不足
- 年代を超えた継続支援の必要性
- 社会的孤立の解消に向けた支援の必要性
- 個別支援と地域支援の一体的実施の必要性 など

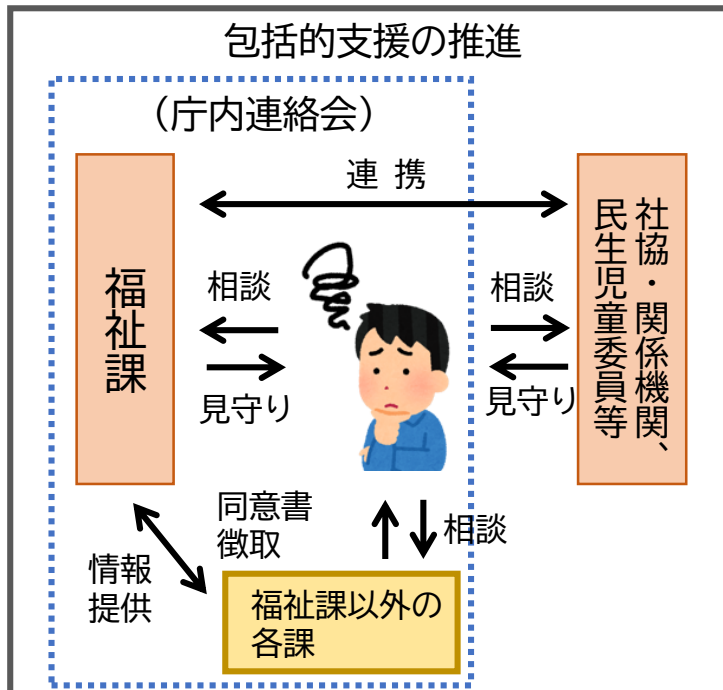


困窮相談は地域課題発見の重要な糸口となる。
我が町に必要な体制づくりや資源開発のきっかけに。

連携体制の構築

(1) 庁内連携体制の強化

- 「困窮者対策庁内連絡会」 ⇒ 「包括的支援の推進に係る庁内連絡会」
 - ① 町全体で包括的支援に取り組むことを再確認
 - ② 困窮者に限らず、福祉的課題を抱える世帯の発見とつながりの仕組み（「つなぐシート」の活用）



▶ 庁内各課の連携・協議の場

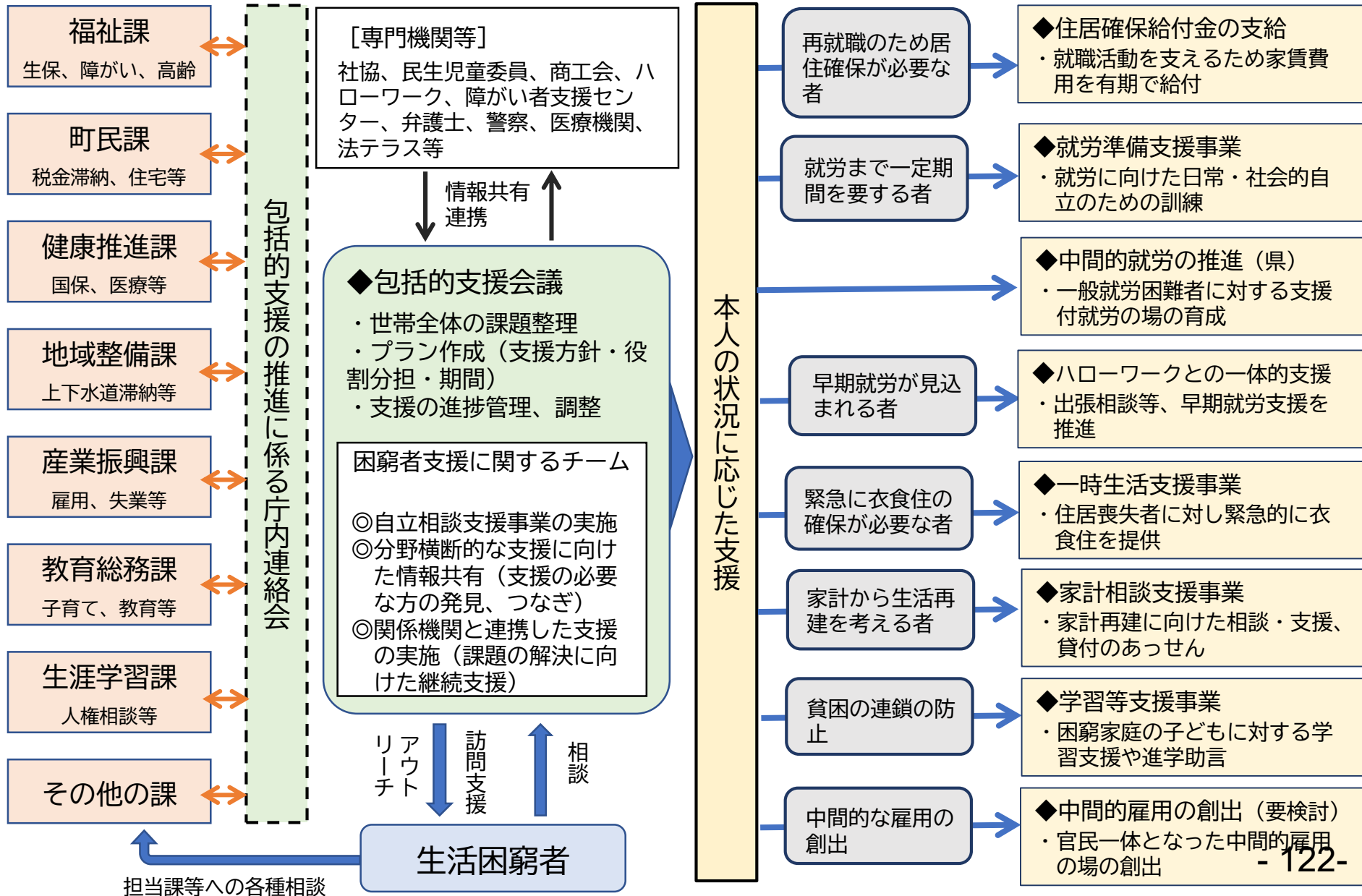
⇒ 副町長中心のトップダウン方式
全庁的な横断体制

- ・ 「連携責任者連絡会」
- ・ 「連携担当者連絡会」

▶ 各課の困窮者支援を始めとする情報共有

⇒ 重層事業全体の取組み方針の共有と
役割分担

■北栄町における困窮者対策の実施体制



(2) 生活困窮者就労支援を通じた地域づくりモデル事業

社会福祉法人トマトの会

生活困窮者就労訓練事業

就労訓練事業とは

- 自立相談支援機関（北栄町）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- 本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労につなげることが目標です。

対象者

- 北栄町在住で、すぐには一般企業等で働くことが困難な方です。長期離職者、ニート・ひきこもり、心身に課題があったり、精神疾患を抱える方等さまざまな状況の方です。
- 就労訓練の対象者に該当するかどうか等については、事業者や本人の意向を踏まえた上で、自立相談支援機関のアセスメントに基づき判断され、最終的に北栄町が決定します。

就労訓練プログラム

- 毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまう方に対しては就労日数や1日の就労時間を少なくしたり、職員の理解を求めて休んだ場合の仕事のカバーするなどの配慮をします。
- 必要に応じて身だしなみや健康管理に対する指導やビジネスマナーやコミュニケーションに関する支援などを行います。



C型就労センターを拠点とした地域づくり

- 生活困窮者就労訓練事業（訓練生）と就労継続支援B型事業（障がい者）が連携し、補完しあうことで増収、工賃アップを目指します
- 訓練生の居場所を創ることで社会からの孤立を防ぎ、地域交流を通じて地域で暮らすことが出来ます

C型就労センターでパンの製造、大豆選別作業や、製造したパンの販売をしています。



C型就労センター C型の“C”はコミュニティ（Community）の頭文字です

社会福祉法人トマトの会

〒689-2112 鳥取県東伯郡北栄町北栄島366-1 TEL 0858-36-6125 FAX 0858-35-0165

◆地域づくりモデル事業

⇒ 就労訓練事業を通じて実施する地域づくりに対する補助事業の創設（平成27年度）

※ 就労機会の提供、生活面や健康面の支援

- ・ 利用者の居場所のひとつとして。
- ・ 地域交流を通じた孤立の防止



パンの製造・販売、大豆選別作業、除草作業の手伝い、地域の方との交流会など

C型就労センター

(3) えんくるり事業との連携・活用



鳥取県内の社会福祉法人が力を合わせて、公的な制度・サービスでは対応できない生活のしづらさを抱え、支援を必要とする人をサポートしています。



食べるものがない…
電気・ガスが止められた…
家賃が払えなくてアパート
を追い出されそう…
医療費が払えない…

相談

相談員がお話をうかがい、状況を把握しながら課題の解決策や生活の見通しをご本人と一緒に考えます。

制度へのつながり

生活保護や各種福祉サービス、社会保障制度などの利用について関係機関と連携して検討します。

経済的支援

制度で対応できない、または緊急を要すると判断した場合に、現物給付による経済的支援を実施します。

本人の地域での自立をめざした生活を目標に
継続的な相談・支援や見守りをおこないます

ご相談は無料です。

お近くの社会福祉協議会や事業を実施している社会福祉法人の窓口にご相談ください。

【えんくるり事業を実施している社会福祉法人】

こうほうえん/鳥取県厚生事業団/あすなろ会/ケアパートナーズ/吉吉愛児園/愛光会
赤福福祉会/はまなす会/まつぼっくり/うわなだ福祉会/いずみの苑/樹に会
鳥取こども学園/鳥取福祉会/吉吉東郷福祉会/祥和会/尚仁福祉会/立石会/鳥取県共済基金
和/講美会/大磨会/フォイボス/愛恵会/中央会/拾遺の園
鳥取県内の県・市町村社会福祉協議会

◆えんくるり事業（県社協）

⇒ 県内の社会福祉法人が種別の枠を超えて協働し、様々な人の“困った”に気づき、支援するしくみ

（社会福祉法人の公益的な取組みとして実施）

□ 総合相談・支援機能強化事業

- ・見守り活動と連携した生活課題等の把握
- ・相談員の配置、生活相談の実施
- ・適切な制度・支援へのつながり 等

□ 社会資源開発事業

- ・参加法人連絡会
- ・新しい活動やサービス開発 等

相談員が状況を把握しながら解決に向けてサポート

電気代、家賃など現物給付による経済的支援

(4) 重層的支援体制整備事業との関係

◆重層事業の開始をきっかけに実施事業の見直しの機会に。

- 既存事業の実施内容の見直し
- 新たな資源創出や関係機関との連携方策
- 重層事業の「アウトリーチ事業」、「参加支援事業」と連携し、就労体験や交流・参加の場を広げる。
- 他事業・関係機関との連動・連携のあり方を見直し、必要な取組みの検討

- ・ 困窮者支援（包括的支援）を通じた地域づくりの視点
- ・ 課題解決につながる支援力の向上（アセスメント、進捗管理）
- ・ 終結までの伴走支援を行うためにも、横つながりの取組みをいかに展開するか
- ・ 重層事業実施計画にもとづくアクションプランの作成